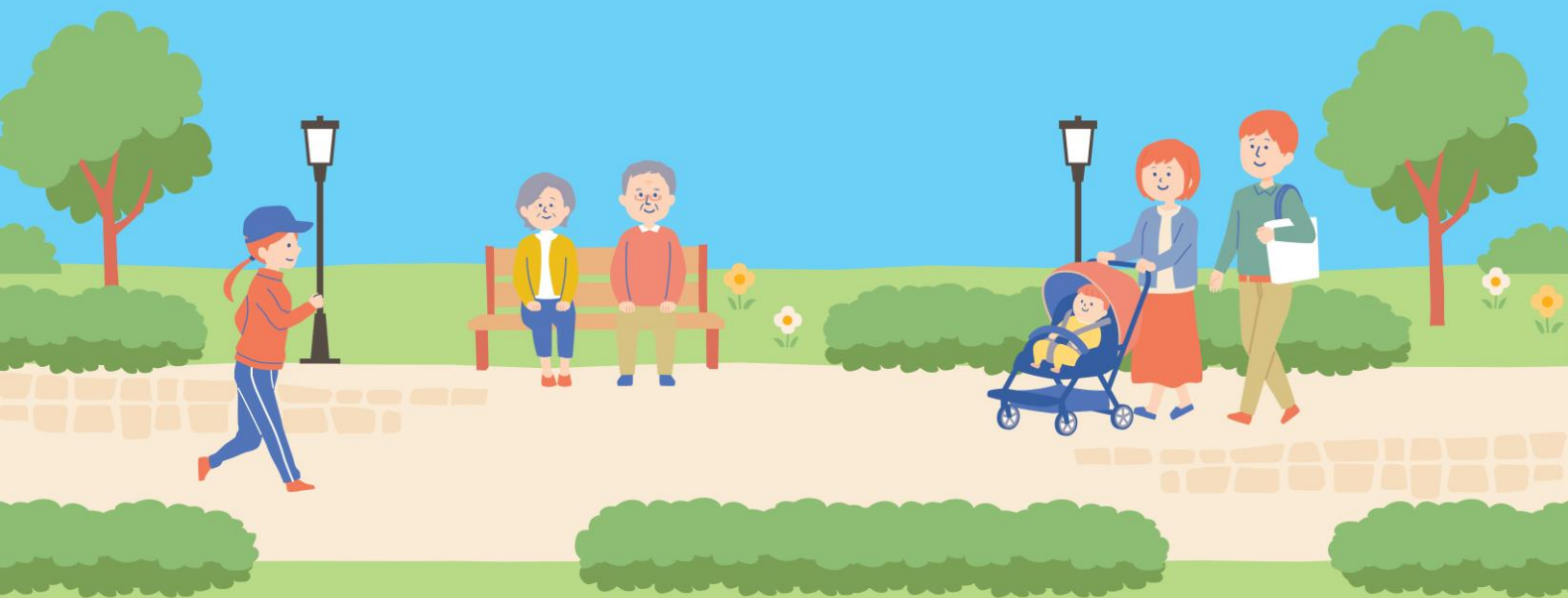


富津市こども計画



～こどもの笑顔、子育ての喜びがあふれるまちを目指して～



令和7年 月
富 津 市

富津市がめざしているもの

富津市は

「こどもの笑顔があふれるまち」

をめざしています。

そして、全ての市民が

「このまちが大好きだと思えるまち」

にします。

富津市では、全てのこどもが自分らしくすごすことができ、自分が好きなこと、自分が信じたことに取り組むことができる環境づくりと、こどもたちを支えるお母さんやお父さんなどの子育てをする人や地域の取組への支援を行います。

そのために「富津市こども計画」を策定し、この計画に則り、こども、若者、子育て当事者の多くの人の視点から、富津市のこども向けの取組を展開し、全てのこどもが笑顔になり、そして、自分のくらすまちが大好きだと思えるまちに向けて進んでいきます。

◆富津市こども計画の基本理念（詳しくは計画書 P43, P44）

次代を担うこどもたちが健やかに育つまち
こどもたちの笑顔があふれるまち ふつつ

◆富津市こども計画の基本視点（詳しくは計画書 P45）

1. ライフステージを通じた視点
2. こどもの誕生前から幼児期における視点
3. 学童期・思春期における視点
4. 青年期における視点
5. 子育て当事者への視点



ごあいさつ

次代の社会を担う全てのこどもが健やかに成長し、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現には、子育て支援の充実が重要です。

富津市では、平成27年3月に、「富津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年度から令和6年度までを「第2期」として、「子育てする喜び 育つ喜びを感じられるまち いいじゃないか! ふつつ」を基本理念に様々な子育て支援策を推進してまいりました。

併せて、市の計画や施策体系の最上位に位置づける「富津市みらい構想」では、「子育てしやすいまち」を重点的に取り組む施策テーマに掲げ、誰もが安心して子育てができ、子育てが喜びや生きがいとして感じられる、そして次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、子どもたちの笑顔があふれているまちを目指し、妊娠期から子育て期を通して、切れ目のない支援を重層的に展開し、安心して出産や子育てができる環境整備に取り組んでまいりました。

この間、児童福祉と母子保健に関する一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の開設、多様化する保育ニーズを的確に把握し、保育の充実や質の向上を図るなど、子育て支援充実のための施策を重層的に推進してまいりました。

この度、こども基本法第10条第2項に定める市町村こども計画として、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「富津市こども計画」を策定いたしました。基本理念を「次代を担う子どもたちが健やかに育つまち こどもたちの笑顔があふれるまち ふつつ」と定め、こどもの存在を社会のまんなかに位置づけ、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることを目的としています。市では、本計画に基づき、全てのこども・若者・妊産婦・子育て世帯への支援施策を更に総合的、計画的に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた富津市子ども・子育て会議委員をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた児童の保護者やこども・若者の皆さん、パブリックコメント等において貴重なご意見をいただいた多くの方々に、深く感謝申し上げますとともに、本計画の推進に引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和7年 月

富津市長 高 橋 恭 市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1-1. 計画策定の背景	1
1-2. 計画の位置づけ	2
1-3. 計画の期間	3
1-4. 計画の対象	4
1-5. 計画の策定	4
第2章 本市の子ども・子育てをめぐる環境	5
2-1. 人口、世帯、人口動態等	5
2-2. 将来人口の見通し	14
2-3. ニーズ調査から見た子育ての状況	15
2-4. 本市の子ども・子育て支援の課題	40
第3章 計画の基本的な考え方	43
3-1. 計画の基本理念	43
3-2. 計画の基本視点	45
第4章 子ども・子育て支援事業計画(第Ⅲ期)	46
4-1. 教育・保育提供区域の設定	46
4-2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	47
4-3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	52
4-4. 幼児期の教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策	64
4-5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	64
4-6. 産後休業後及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	65

4-7. 学童期のこどもの放課後の居場所づくり	65
4-8. こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携	67
4-9. 職業生活と家庭生活との両立の推進	68
4-10. こども・若者の居場所づくりや保護者が過ごしやすい環境の整備	68
第5章 分野別施策の展開	69
5-1. 施策の体系	69
5-2. 基本施策と取組事項	70
第6章 計画の推進体制	98
6-1. 関連機関との連携	98
6-2. 計画の達成状況の点検・評価	98
参考資料	99
1 計画策定の経過	99
2 富津市子ども・子育て会議設置条例	100
3 富津市子ども・子育て会議委員名簿	101

第1章 計画策定にあたって

1-1. 計画策定の背景

わが国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や単独世帯数の増加に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖等により、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

国では、このような子どもと子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、子ども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられた子ども施策の立案、実施を担う行政機関として子ども家庭庁が発足、令和5年12月には「子ども大綱」が策定されました。

「子ども大綱」では、全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

本市では、市民の様々なニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、平成27年3月に富津市次世代育成支援行動計画を引き継ぎ、「いいじゃないか！ ふつつ」を基本理念に「富津市子ども・子育て支援事業計画第Ⅰ期」（計画期間：平成27年度から5年間）を策定しました。次いで、令和2年3月には幼児教育・保育の無償化等の施策と共に「子育てする喜び 育つ喜びを感じられるまち いいじゃないか！ ふつつ」を基本理念に「第Ⅱ期富津市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度から5年間）を策定しました。この計画が令和6年度末をもって終了することから、子ども・子育て環境の変化や富津市の現状を踏まえた「子どもまんなか社会」の実現に向け「子ども・若者計画」、「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」及び「第Ⅲ期富津市子ども・子育て支援事業計画」を包含した「富津市子ども計画」を策定するものです。

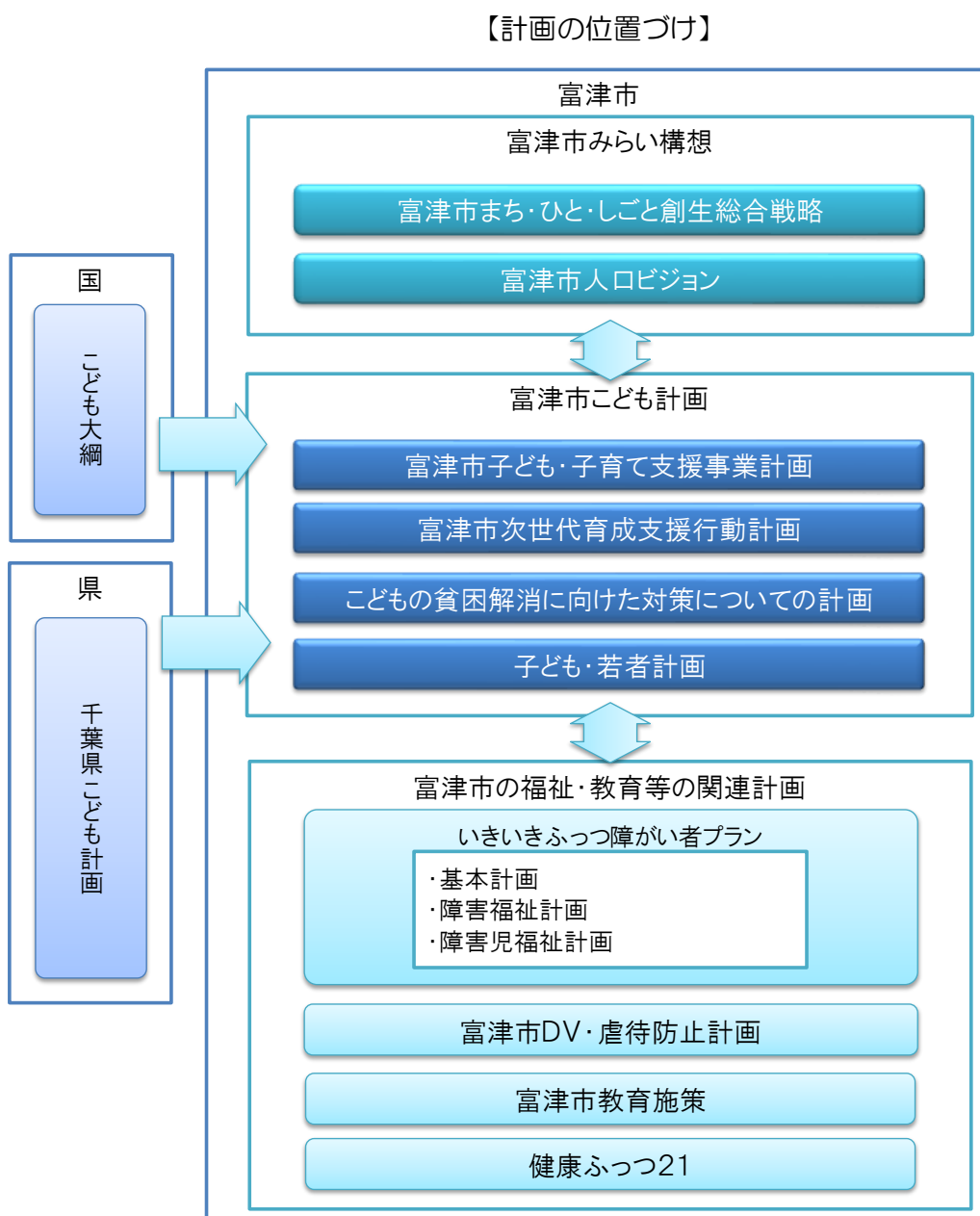
1-2. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条の規定に基づき、こども大綱及び千葉県こども計画を勘案し、計画を定めるよう努めるものとされています。また、本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、同法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めています。

さらに、「富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ富津市の福祉・教育等の関連計画と連携・整合を図りながら策定していきます。

また、障がい児に関わる事項については、「いきいきふっつ障がい者プラン」との調和を図りながら計画を策定します。



（２）持続可能な開発目標（SDGs）との関連

SDGsとは、平成27年（2015年）国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標で、「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、2030年を達成期限とする17のゴール（目標）が掲げられています。

本市では、SDGsの視点を踏まえ、持続可能な自治体経営を推進しています。本計画においても、「次代を担うこどもたちに魅力あふれる富津市をつなげていく」という認識の下、各施策の推進に取り組むことで、SDGsの目標達成に貢献していきます。

本計画において関わりの深いゴール（目標）は、以下の枠で囲んだものです。



1-3. 計画の期間

本計画は、こども大綱「こども施策を推進するために必要な事項」において、おおむね5年を目途にこども大綱を見直すとされていることに基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として策定します。

なお、富津市こども計画に基づく施策の実施状況、成果について、年度ごとに分析・評価をしていきます。

【計画の期間】

令和										
元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	富津市子ども・子育て支援事業計画第Ⅰ期									
	第Ⅱ期富津市子ども・子育て支援事業計画									
						富津市こども計画				

1-4. 計画の対象

本計画は、すべてのこども・若者を対象とします。年齢で必要なサポートが途切れることなく、それぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らせるよう支えていくものです。また、子育て当事者も対象とするほか、こども・子育て当事者に関わる人・団体・地域等も対象とします。

【本計画内でのライフステージごとの定義】

乳幼児期	学童期	思春期	青年期
義務教育年齢に達するまで	小学生	中学生～ 概ね18歳 (高校生年代)	概ね18～29歳

なお、本計画が対象とする「こども」は、こども基本法を踏まえ「心身の発達の過程にある者」とし、「若者」は、思春期のうち高校生年代と青年期の者としています。

※制度に準じる場合には「こども」を、「子ども」や「子供」と表記することがあります。

1-5. 計画の策定

本計画は、第Ⅱ期富津市子ども・子育て支援事業計画に基づく取組内容を検証し、国・県の動向を踏まえて、富津市の現状に即した実効性のある施策の展開を図るものとします。計画に定める事項については、「こども基本法第10条（都道府県こども計画等）に定める事項」、「子ども・子育て支援法第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）に定める事項」、「次世代育成支援対策推進法第8条（市町村行動計画）に定める事項」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条（都道府県計画等）に定める事項」、「子ども・若者育成支援推進法第9条（都道府県子ども・若者計画等）に定める事項」を基本に策定します。

施策の総合的な展開を示す部分については、令和6年3月に実施した「第Ⅲ期富津市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」および、同年6月に実施した「子どもの生活状況調査」、「若者の意見聴取調査」の結果を踏まえ、保護者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者や学識経験者で構成する「富津市子ども・子育て会議」での意見の聴取、パブリックコメントを通して、広く市民の方の意見をお聞きして策定するものです。

また、法定の子ども・子育て支援事業計画部分については、幼児期の教育・保育・地域の子育て支援における需給計画として、国の示す手引きに基づいています。

なお、計画期間中においては、各施策の実施状況の分析・評価を行い、「富津市子ども・子育て会議」等の意見を聞きながら、必要に応じ、計画の修正を行うものとします。

第2章 本市の子ども・子育てをめぐる環境

2-1. 人口、世帯、人口動態等

(1) 人口・世帯の推移

過去10年の人口と世帯数の推移をみると、人口は減少傾向が継続しており、令和5年では40,639人となっています。世帯数はばらつきがありますが、令和4年以降増加傾向にあります。

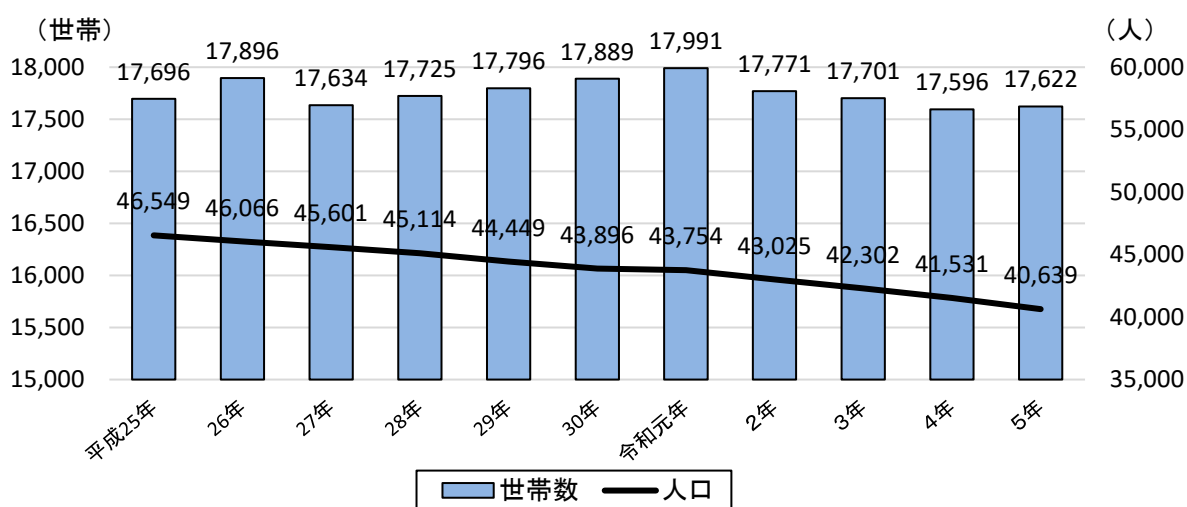


図 人口・世帯数の推移（資料：千葉県毎月常住人口調査）

(2) 人口動態

過去10年の人口動態をみると、自然増減、社会増減ともに減少傾向が続いています。

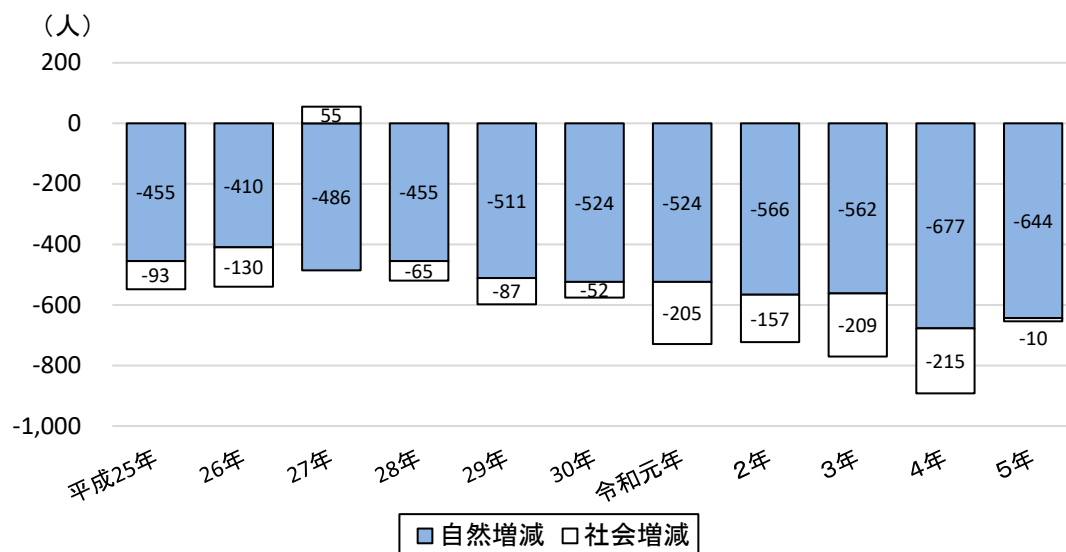


図 人口動態の推移（資料：千葉県毎月常住人口調査）

※自然増減：出生数から死亡数を差し引いたもの
社会増減：転入数から転出数を差し引いたもの

(3) 年齢別人口

年齢別人口をみると、14歳以下の年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口が減少傾向、65歳以上の老年人口が増加傾向にあり、平成27年からは年少人口が1割未満となっています。年少人口の減少率と比較して老年人口の増加率が大きいことから、高齢化が加速しています。

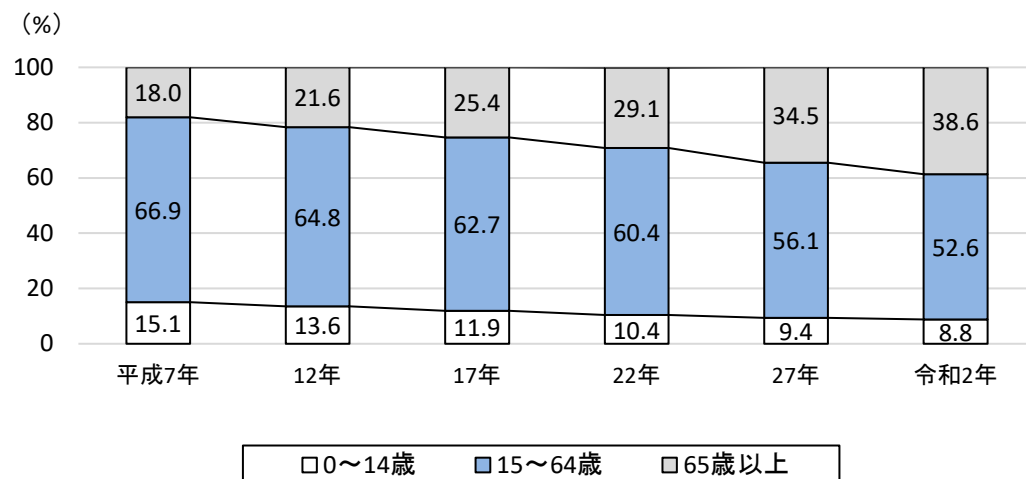


図 年齢別人口の推移（資料：国勢調査）

(4) 合計特殊出生率

合計特殊出生率を比較すると、やや年度ごとのばらつきがあるものの、全国、千葉県の率と比較し大きく下回っています。

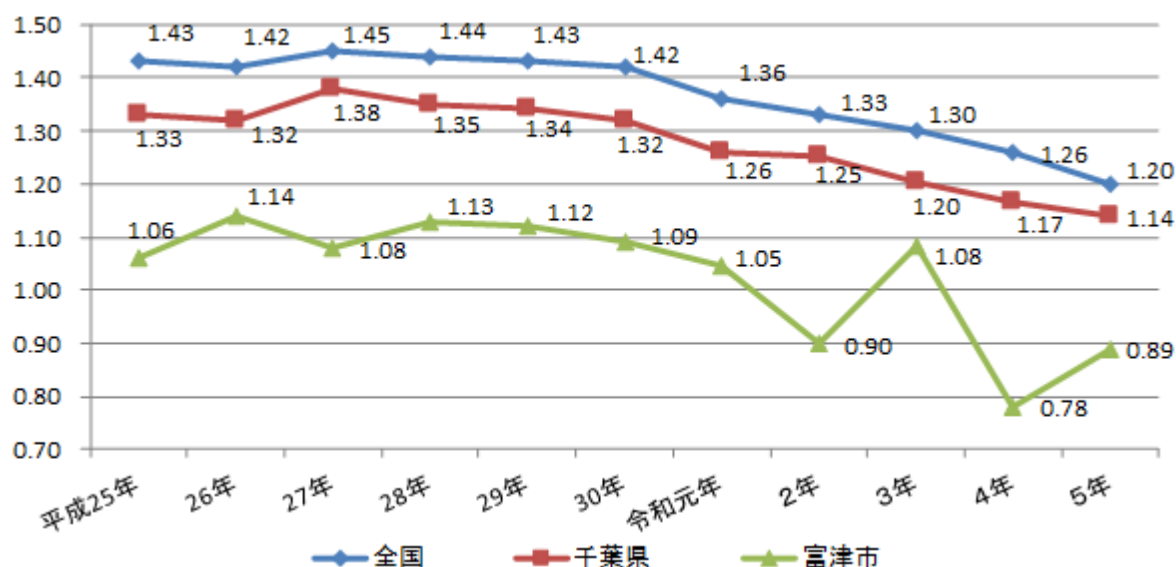


図 合計特殊出生率の推移（資料：千葉県人口動態調査）

※合計特殊出生率：出産可能年齢（15歳～49歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、1人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの



(5) 核家族世帯、こどものいる世帯

核家族世帯及びこどものいる世帯の推移をみると、こどものいる世帯の割合は、平成12年からの20年間で約半分になっています。

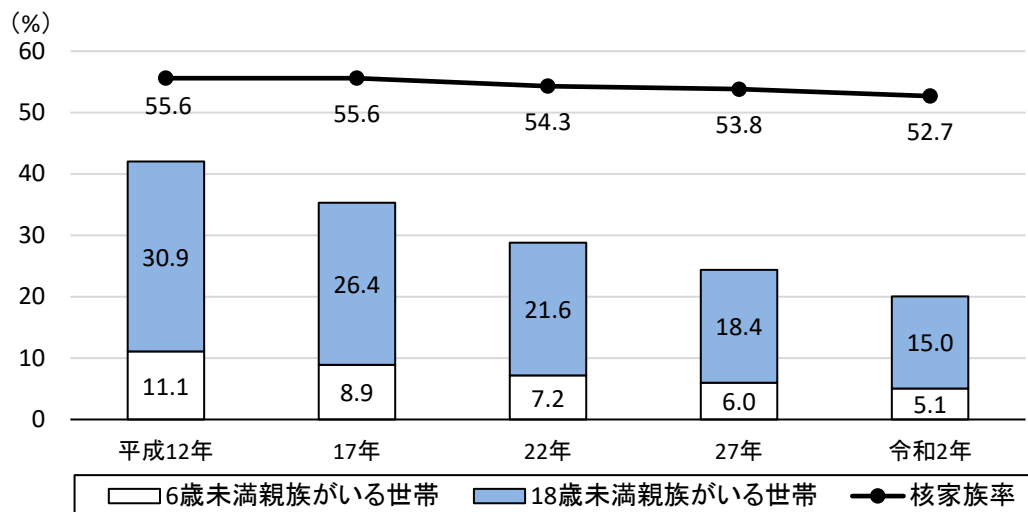


図 核家族率、こどものいる世帯（資料：国勢調査）

(6) 女性労働力率

年齢別女性労働力率をみると、緩やかなM字型曲線を描いています。全国、千葉県と比較しても、ほとんど同水準です。

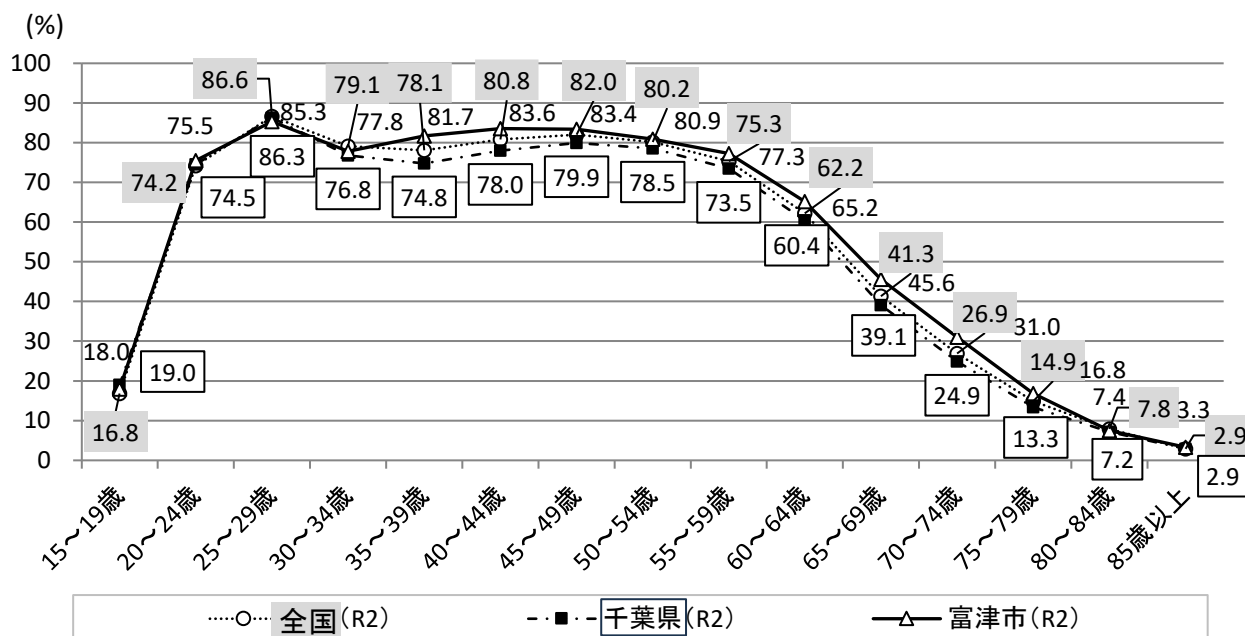


図 年齢別女性労働力率（資料：国勢調査）

(7) 家庭児童相談の状況

家庭児童相談件数は、令和3年度以降減少傾向となっています。相談内容の内訳は、障がい相談が9割程度となっています。

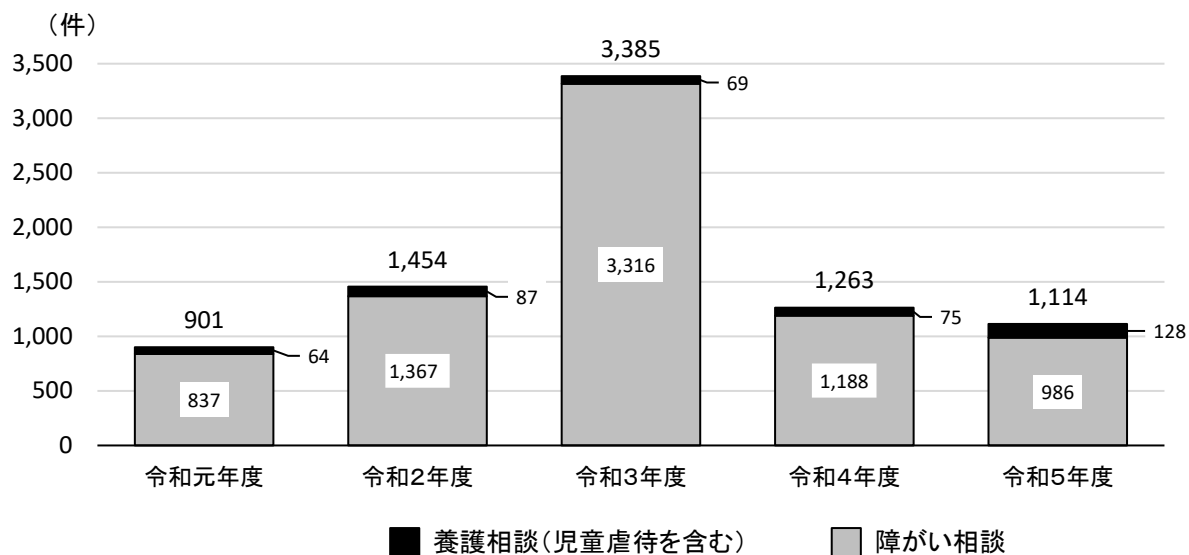


図 家庭児童相談件数推移(述べ件数) (資料：富津市こども家庭課)

(8) 児童虐待の状況

児童虐待対応件数は、40件台を推移しており、令和5年度には、45件となっています。対応内容の内訳は、年度によりばらつきがありますが、身体的虐待と心理的虐待が多くを占めています。

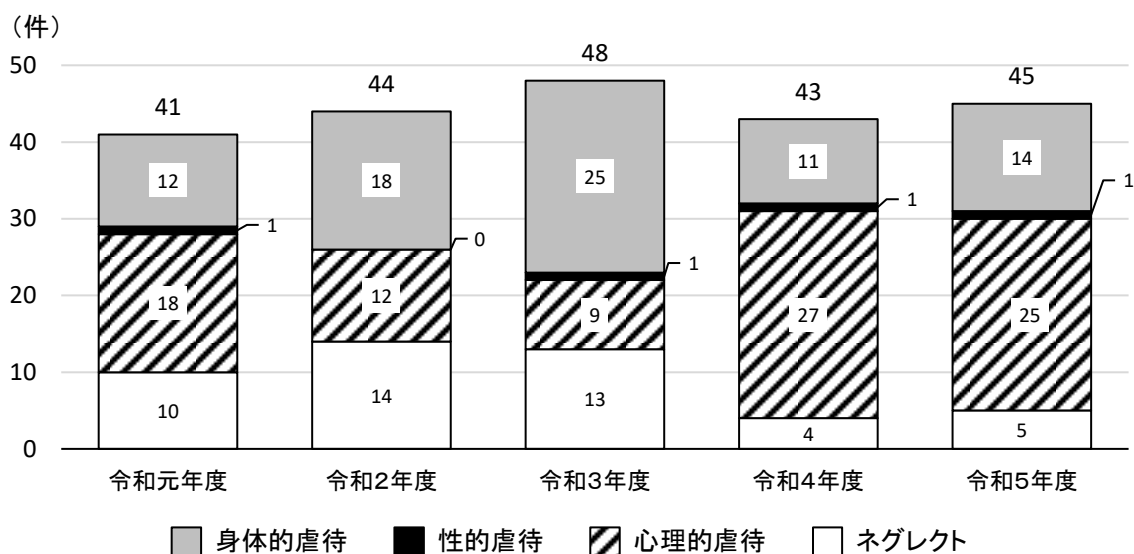


図 児童虐待対応件数推移 (資料：富津市こども家庭課)

(9) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数及び割合の推移は、平成22年以降減少傾向となっており、令和2年には350世帯で一般世帯に占める割合は、2.0%となっています。

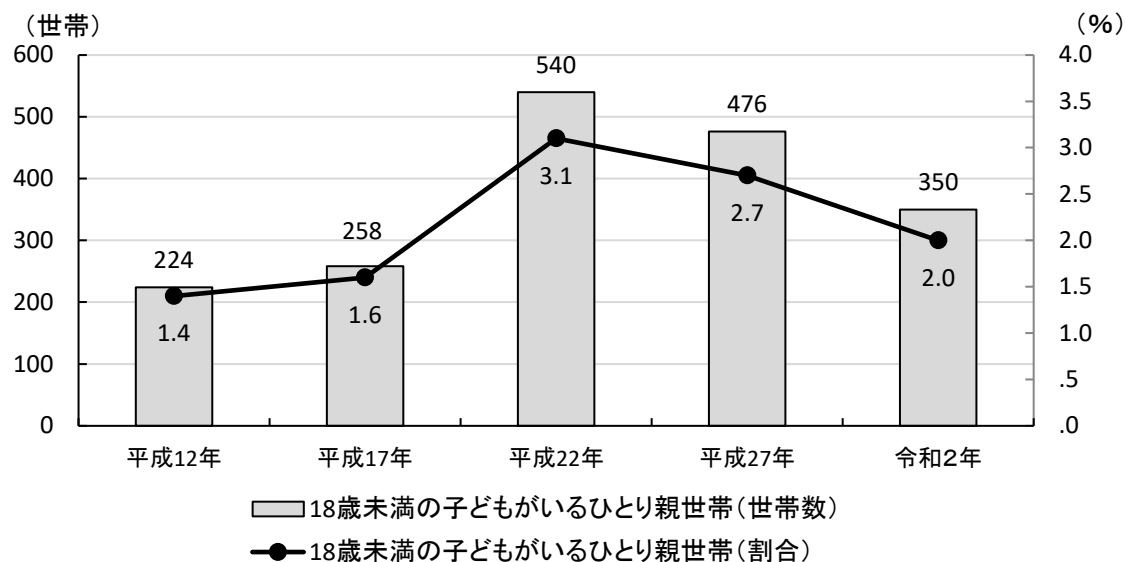


図 ひとり親世帯数及び一般世帯に占める割合（資料：国勢調査）

(10) 共働き世帯推移

共働き世帯数は、減少傾向となっており、令和2年には、4,375世帯となっています。一方、共働き世帯数割合は増加傾向となっています。

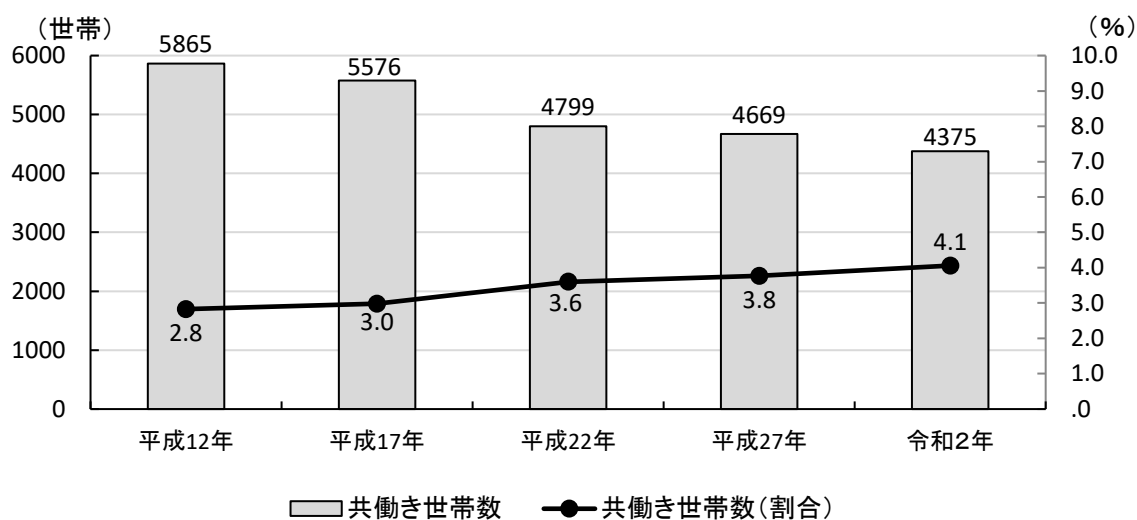


図 共働き世帯数の推移（資料：国勢調査）

(11) 身体障害者手帳所持者数（18歳未満）

18歳未満の身体障害者手帳所持者数は、ばらつきがありますが、20人前後を推移しており、令和5年度では、18人となっています。割合はばらつきがありますが、令和5年度では0.43%となっています。

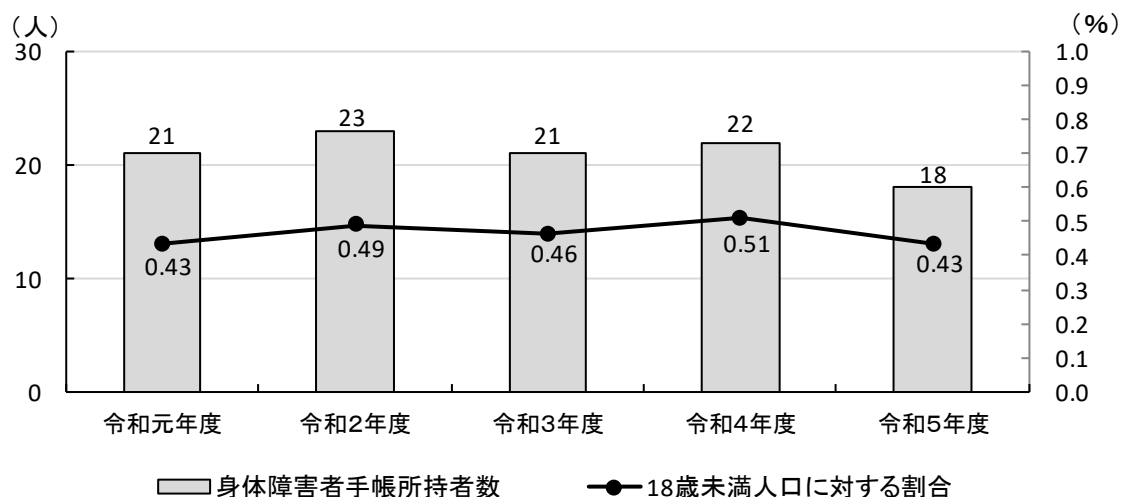


図 身体障害者手帳所持者数（18歳未満）（資料：富津市障がい福祉課）

(12) 療育手帳所持者数（18歳未満）

18歳未満の療育手帳所持者数は70人前後を推移しています。令和5年度では69人となっており、70人を下回っています。割合はばらつきがありますが、令和5年度では1.66%となっています。

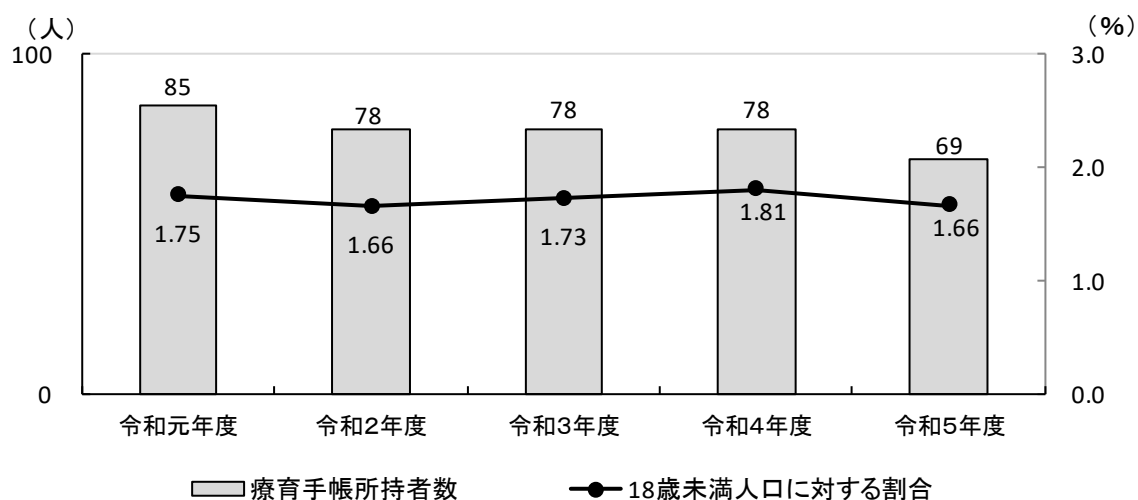


図 療育手帳所持者数（18歳未満）（資料：富津市障がい福祉課）

(13) 精神障害者保健福祉手帳所持者数（18歳未満）

18歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和5年度では7人となっており、令和3年度以降、年々減少傾向となっています。割合についても、令和3年度以降減少しており、令和5年度は0.17%となっています。

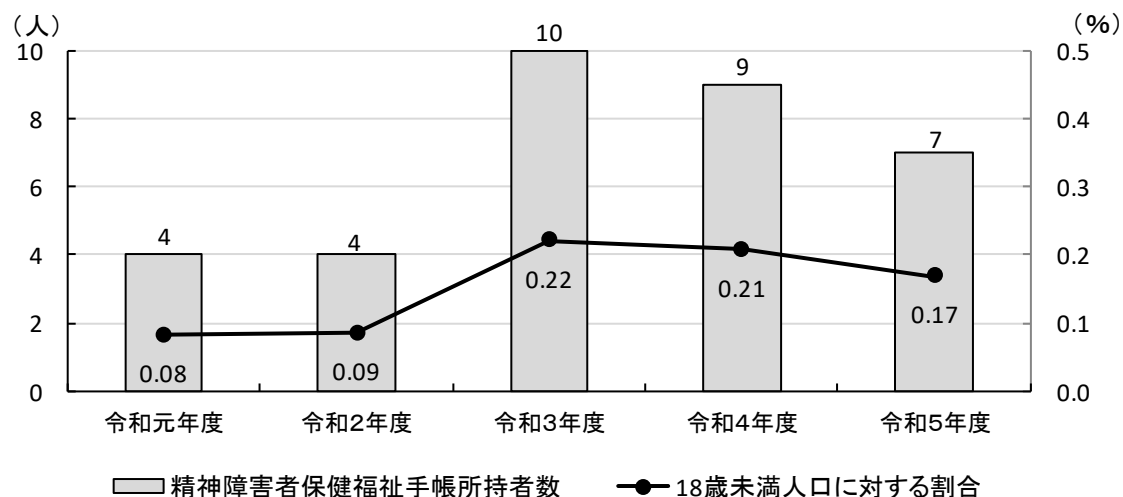


図 精神障害者保健福祉手帳所持者数（18歳未満）（資料：富津市障がい福祉課）

(14) 待機児童数推移

待機児童数は、「保育所等」「放課後児童クラブ」とともに0人となっています。なお、保育所等における待機児童とは、保育の必要性の認定を受け保育所等の利用申込をしているが、入所していない児童のことです。ただし、特定の保育所等を希望し、待機している場合は待機児童に含んでいません。

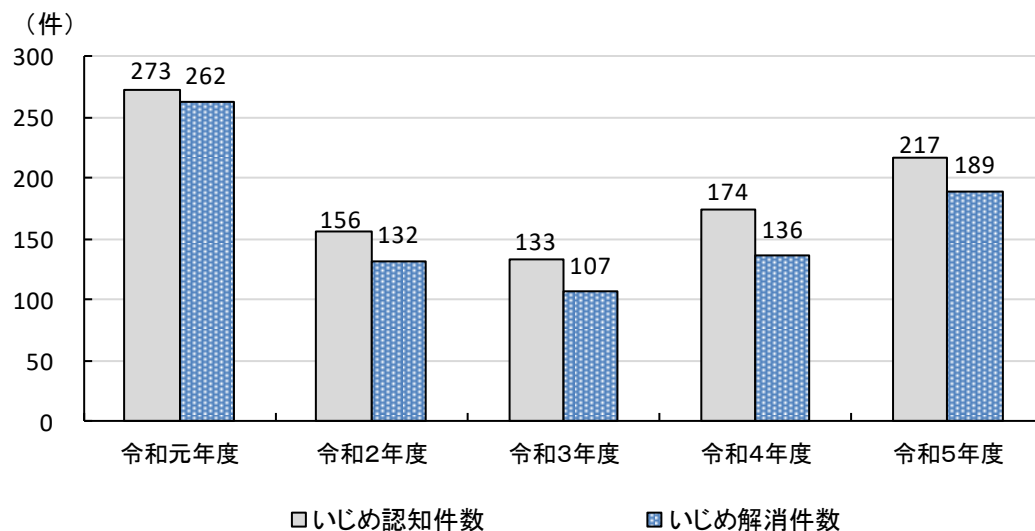
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等	0人	0人	0人	0人	0人
放課後児童クラブ	0人	0人	0人	0人	0人

※各年4月1日

（資料：富津市こども家庭課、保育課）

(15) いじめ認知件数推移（小学校）

小学校におけるいじめ認知件数は、ばらつきがありますが、令和5年度で217件となっております。



(16) いじめ認知件数推移（中学校）

中学校におけるいじめ認知件数は、ばらつきがありますが、令和5年度で86件となっております。

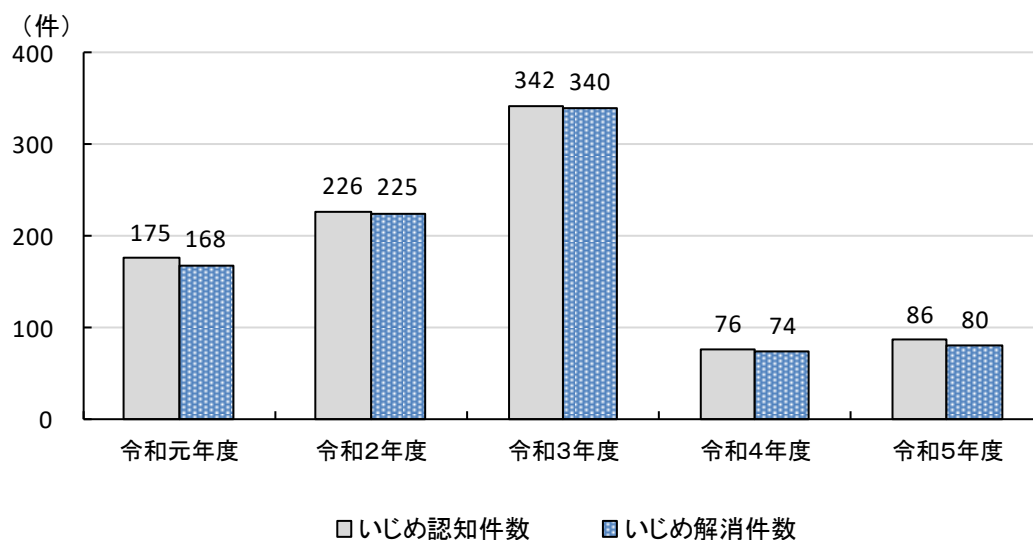


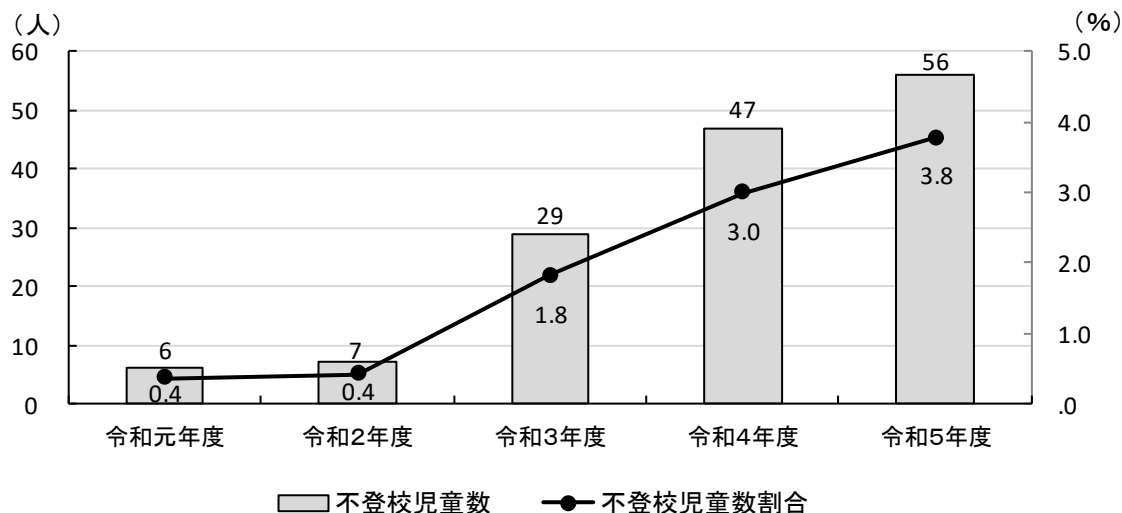
図 いじめ認知件数推移

（資料：【文部科学省】児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

いじめの認知については、いじめ防止対策推進法に規定する定義に基づき行っています。いじめを見落とさずに早期発見することや自殺などの重大な事態へ発展させないことなどを目的に、従来「いじめの芽」や「いじめの兆候」という言葉で捉えていたものを「いじめ」として認知し計上しています。

(17) 不登校児童数推移（小学校）

小学校における不登校児童数は増加傾向となっており、令和5年度には56人となっています。不登校児童割合も同様に増加傾向となっており、令和5年度には3.8%となっています。



(18) 不登校生徒数推移（中学校）

中学校における不登校生徒数は増加傾向となっており、令和5年度には63人となっています。不登校生徒割合も同様に増加傾向となっており、令和5年度には7.5%となっています。

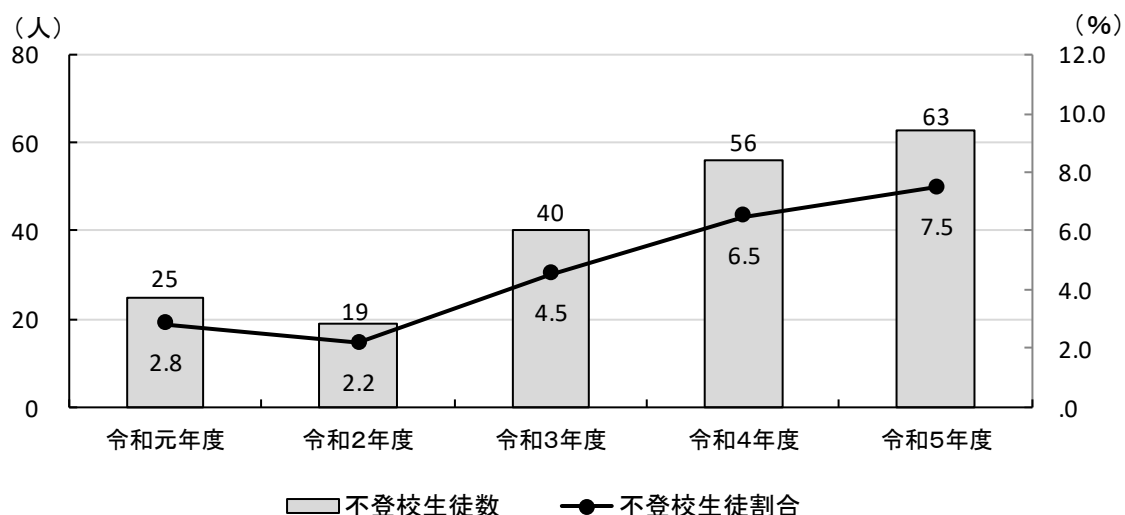


図 不登校児童生徒数推移

（資料：【文部科学省】児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

不登校児童生徒数は、文部科学省による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の件数を掲載しております。不登校児童生徒数が増加した背景として、起立性調節障害と診断を受ける児童生徒が増加傾向にあることや、コロナウイルス感染症の拡大に伴うステイホーム期間が長期にあったこと、自宅等でのオンライン授業やフリースクールの理解が広まったことも挙げられます。

2-2. 将来人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の「日本の地域別将来推計人口」（令和5年推計）による本市の人口の見通しをみると、総人口は令和32年で約24,000人と予想されています。

年齢別人口をみても、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳～）の全てが継続して減少していくことが予想されています。

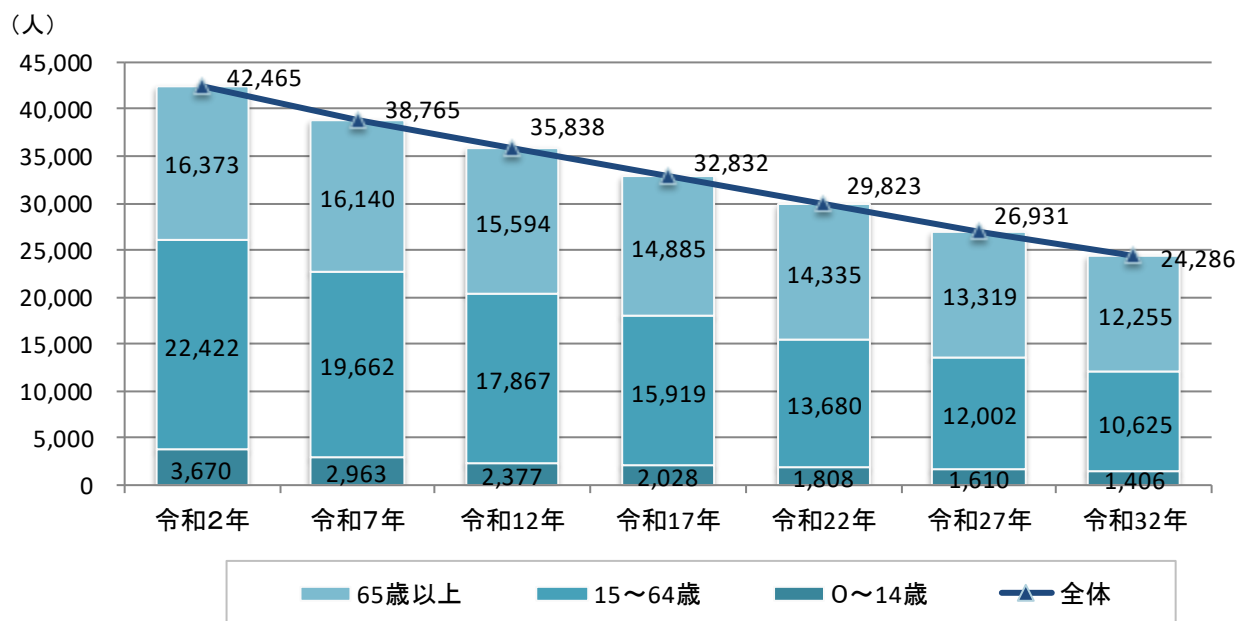


図 総人口及び年齢別人口の推計

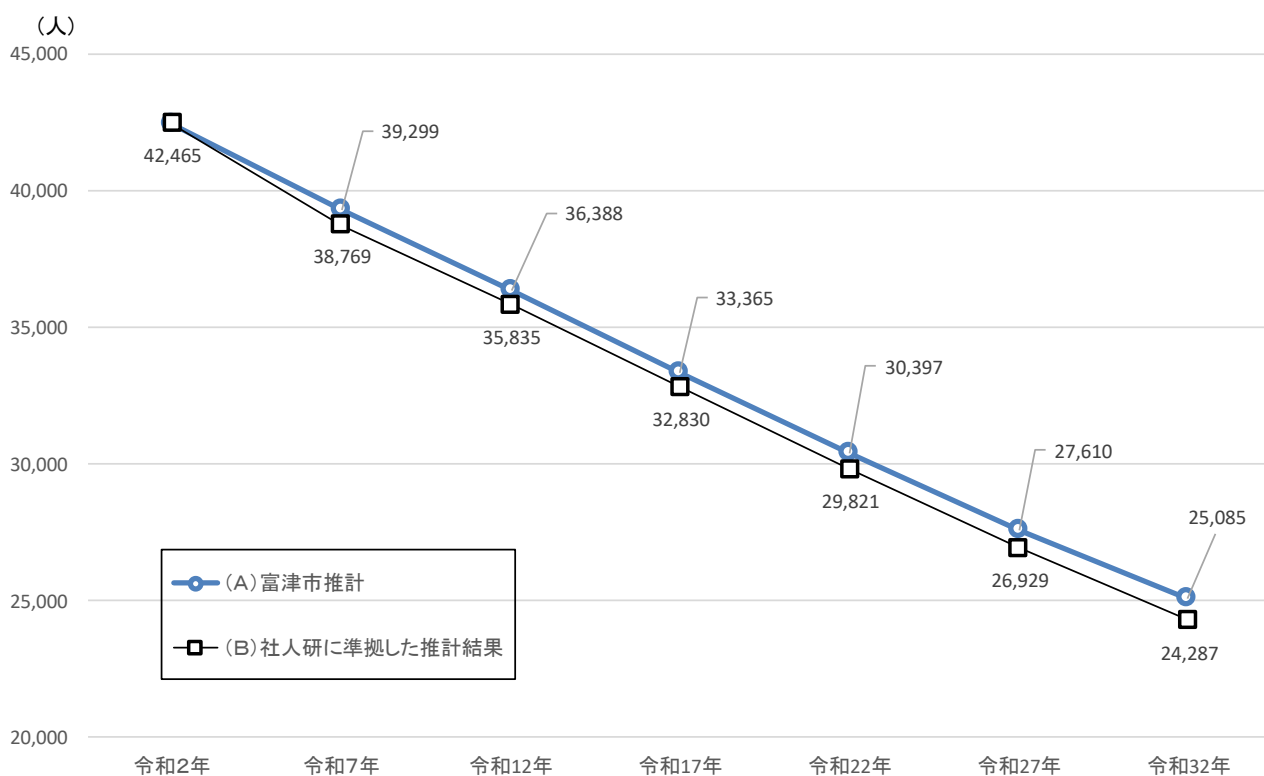


図 人口の将来展望（資料：富津市人口ビジョン2050 [西暦を和暦に変更]）

2-3. ニーズ調査から見た子育ての状況

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、こども・若者のご本人や子育て中の保護者等の方々の子ども・子育て支援に関するニーズや現状の課題・ご意見を把握するために、アンケート形式によるニーズ調査を実施しました。

■ 調査の実施方法

第Ⅲ期富津市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査		
調査対象者	配布数	調査内容
就学前児童（０～５歳）の保護者	1,109件	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、定期的な教育・保育事業の現状・利用意向、地域の子育て事業の現状・利用意向、児童虐待、ヤングケアラーなどに関する設問
就学児童（小学１～６年生）の保護者	1,491件	
子どもの生活状況調査		
調査対象者	配布数	調査内容
小学５年生、中学２年生、高校２年生の児童生徒	854件	家庭や学校内外の生活、自身の気持ち、家庭での役割、富津市の現状や将来についてなどに関する設問
若者の意見聴取調査		
調査対象者	回収数	調査内容
こども・若者（15歳～29歳で富津市在住・在学・在勤している者）	89件	日頃の生活や自身の気持ち、居場所、周囲の人とのかかわり、将来の家庭や子育て、こども・若者の意見や権利、富津市の現状や将来についてなどに関する設問

■ 調査時期と調査方法

第Ⅲ期富津市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査		
調査時期	令和6年3月1日～3月31日	
調査方法	就学前児童の保護者	郵便配付・回収（郵便・Web併用）
	小学生の保護者	学校配付・回収（郵便・Web併用）
子どもの生活状況調査		
調査時期	令和6年6月21日～令和6年7月16日	
調査方法	案内通知を配布、Webフォーム入力 ※書類調査希望者には調査票郵送	
若者の意見聴取調査		
調査時期	令和6年6月21日～令和6年7月16日	
調査方法	Webフォーム入力※書類調査希望者には調査票郵送	

■ 調査票の配付・回収状況

第Ⅲ期富津市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査			
	配付数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	1,109票	515票	46.4%
小学生の保護者	1,491票	699票	46.9%
子どもの生活状況調査			
	配付数	回収数	回収率
合計	854件	507件	59.4%
（内小学5年生）	(270件)	(230件)	(85.2%)
（内中学2年生）	(287件)	(237件)	(82.6%)
（内高校2年生）	(297件)	(36件)	(12.1%)
（内学年未回答）		(4件)	
若者の意見聴取調査			
	配付数	回収数	回収率
合計		89件	

(2) 調査結果

I) 前回（平成30年度）ニーズ調査から効果が見られる点について

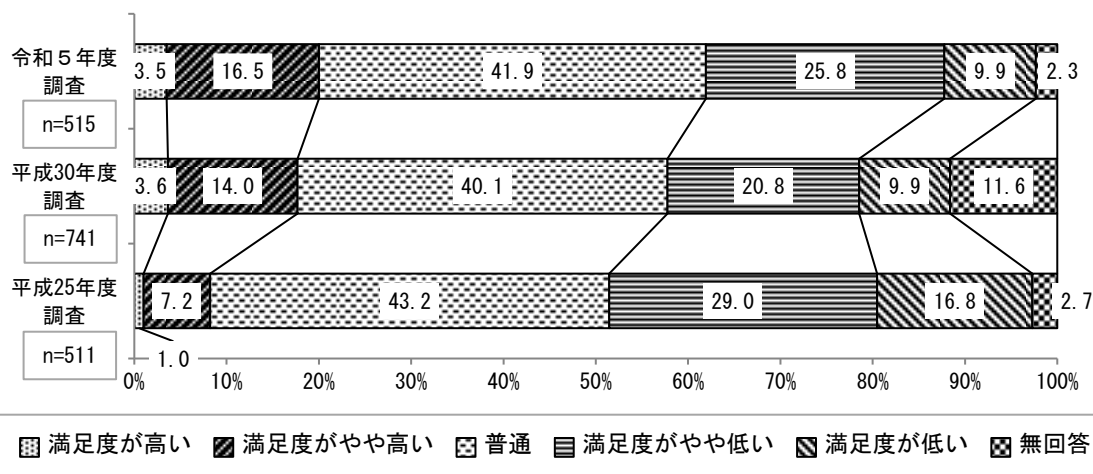
①市の取組への満足度について

- ・「就学前児童」、「小学生」とも前回調査よりも、市の取組への満足度が向上しています。

〔過去3回の調査結果の比較：市の取組への満足度〕

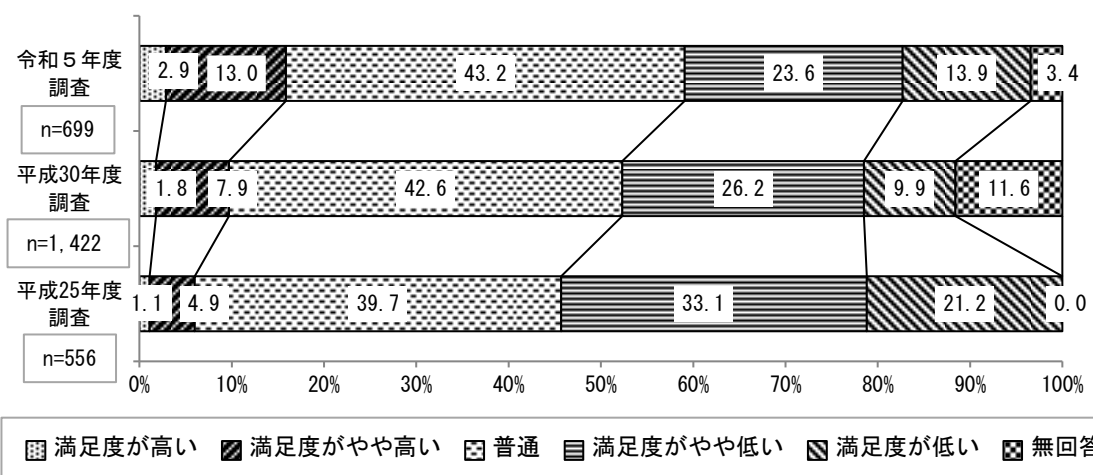
【就学前児童】

- ・ 前回調査と比較すると、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」の合計が17.6%から20.0%へ2.4ポイント増加しています。



【小学生】

- ・ 前回調査と比較すると、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」の合計が9.7%から15.9%へ6.2ポイント増加しています。



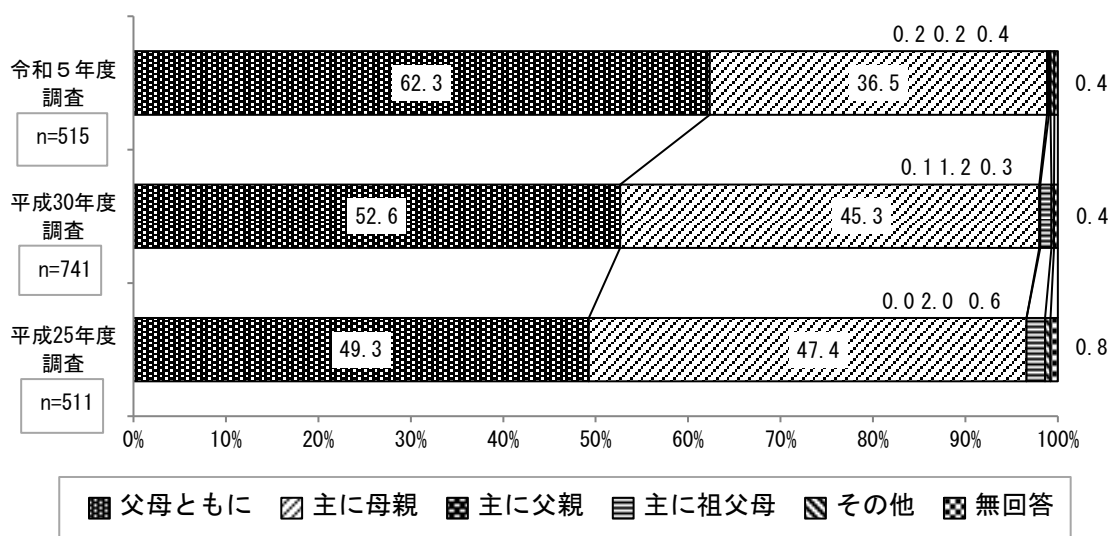
②子育ての環境について

- ・「就学前児童」、「小学生」ともお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのが「父母ともに」が増加傾向、「主に母親」は減少傾向となっており、子育ての父親の参加が伺えます。

〔過去3回の調査結果の比較：主な保育者と親族等協力者の状況〕

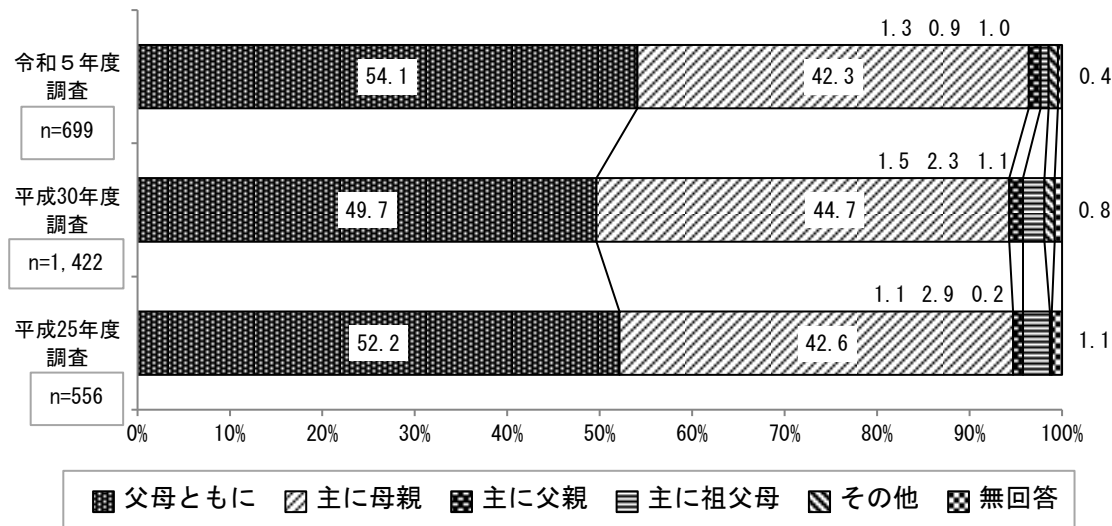
【就学前児童】

- ・前回調査から変わらず、お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのは「父母ともに」が最も多くなっています。比較すると、52.6%から62.3%へ9.7ポイント増加しています。



【小学生】

- ・前回調査から変わらず、お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのは「父母ともに」が最も多くなっています。比較すると、49.7%から54.1%へ4.4ポイント増加しています。



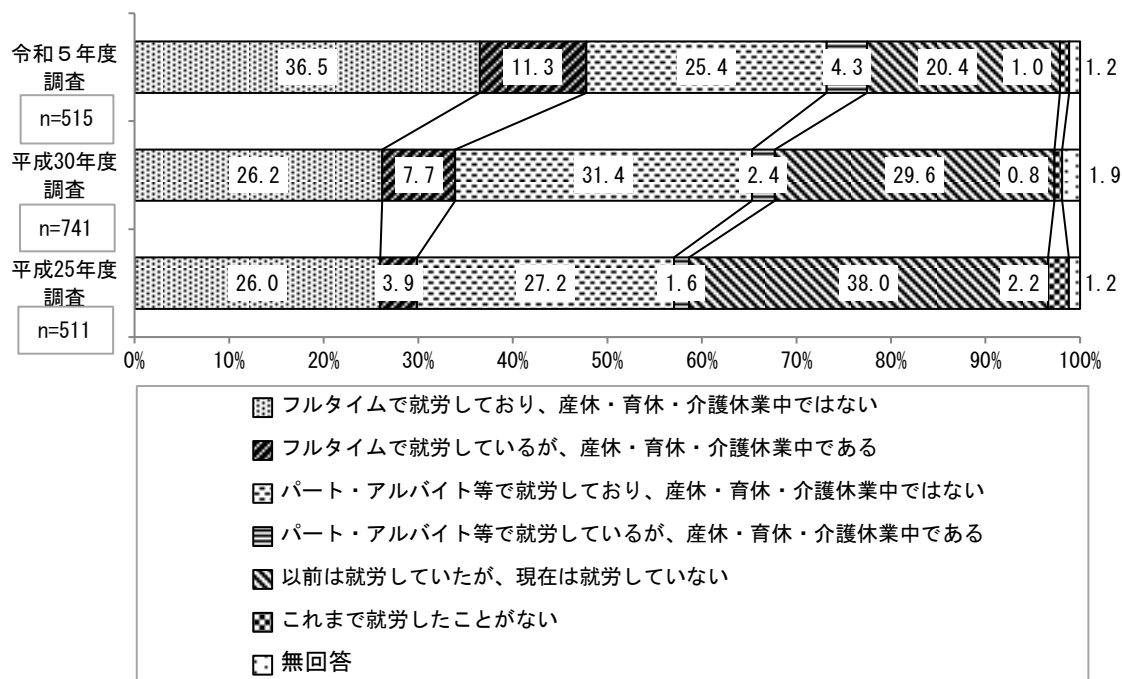
③保護者の就労状況

- 「就学前児童」、「小学生」とも前回調査よりも、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」の割合がともに増加していることから、働きながら子育てする人のサポートの充実が求められています。

〔過去3回の調査結果の比較：母親の就労状況〕

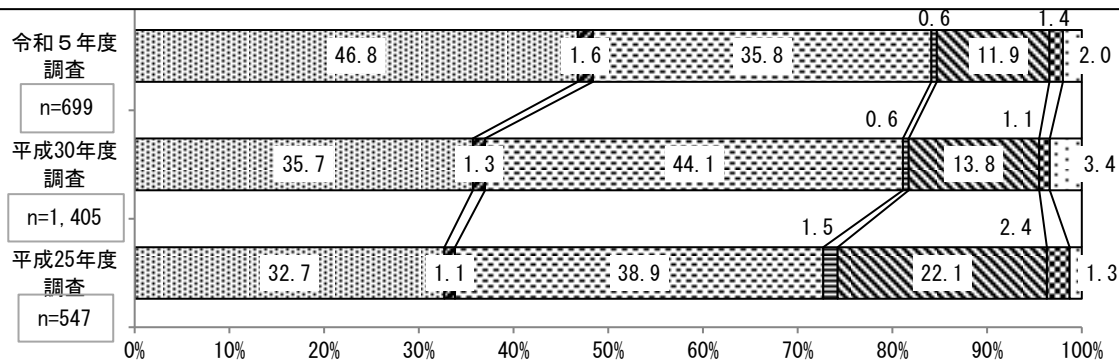
【就学前児童】

- ・前回調査よりも、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が26.2%から、36.5%と10.3ポイント増加しています。



【小学生】

- ・前回調査よりも、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が35.7%から、46.8%と11.1ポイント増加しています。



(凡例は就学前児童と同じ)

Ⅱ) 主な調査結果について

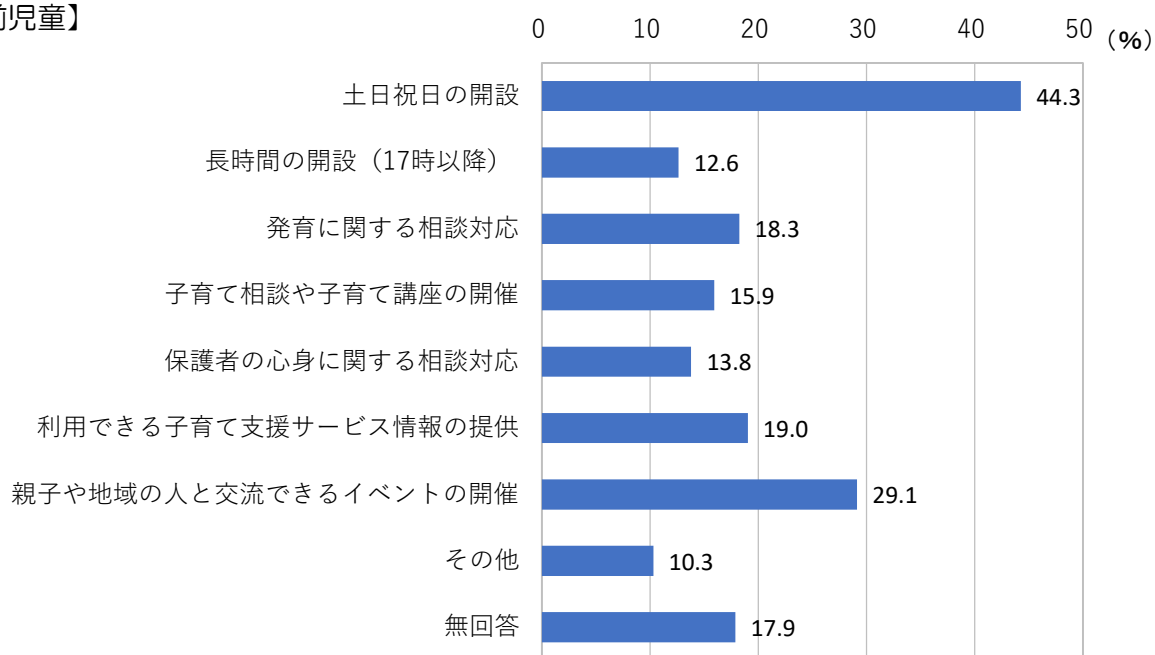
① 子育て支援センターについて（ニーズ調査）

- ・開設日時については、平日以外にも土日祝日の希望が多く、夜間の開設も求められています。

〔子育て支援センターに求めるもの〕

- ・「土日祝日の開設」の割合が最も高く 44.3%となっています。次いで「親子や地域の人と交流できるイベントの開催」（29.1%）、「利用できる子育て支援サービス情報の提供」（19.0%）となっています。

【就学前児童】



n=515

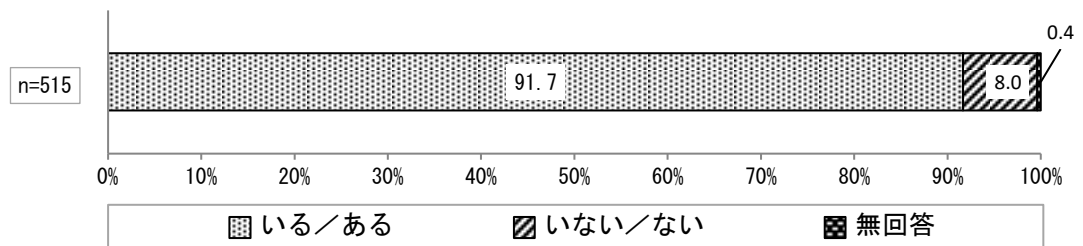
② 相談先について（ニーズ調査）

- 相談先がない保護者が約1割程度となっており、相談先の周知や対応時間、手段の拡充等が求められています。

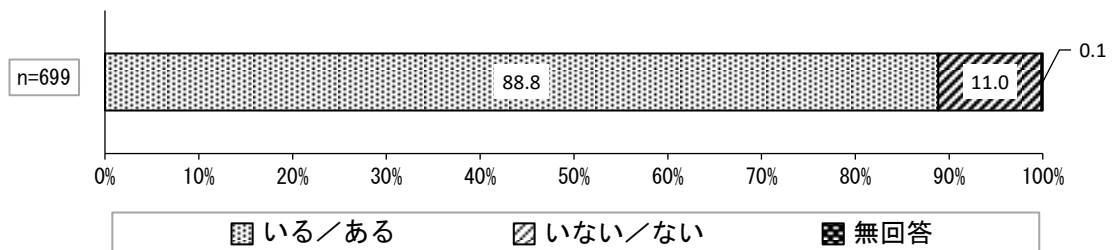
〔子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（場所）の有無〕

- 子どもや子育てについて、気軽に相談できる相手や場所がない人が「就学前児童」で8.0%、「小学生」で11.0%となっています。

【就学前児童】



【小学生】



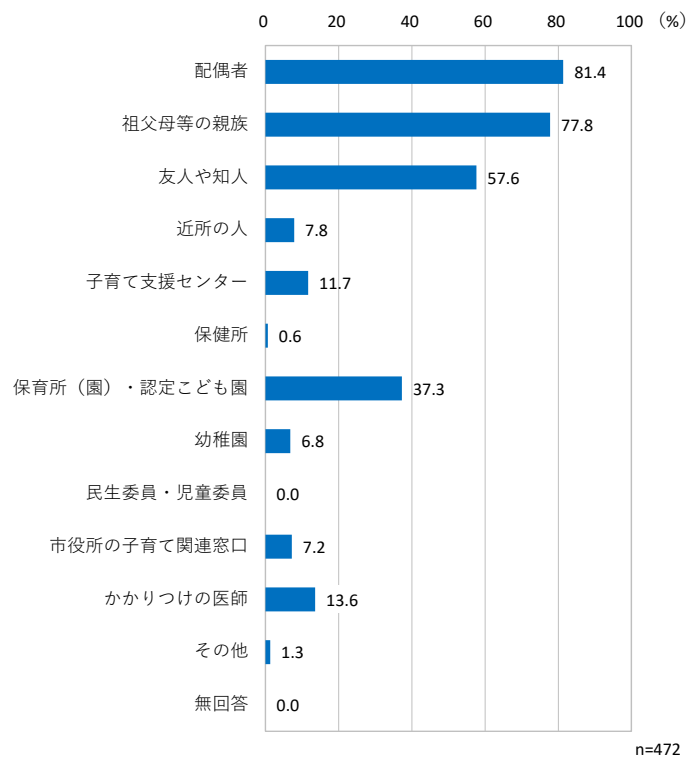
③ 気軽にできる相談先（ニーズ調査）

- ・相談しやすい環境や窓口の利用促進に向けた取組が求められます。

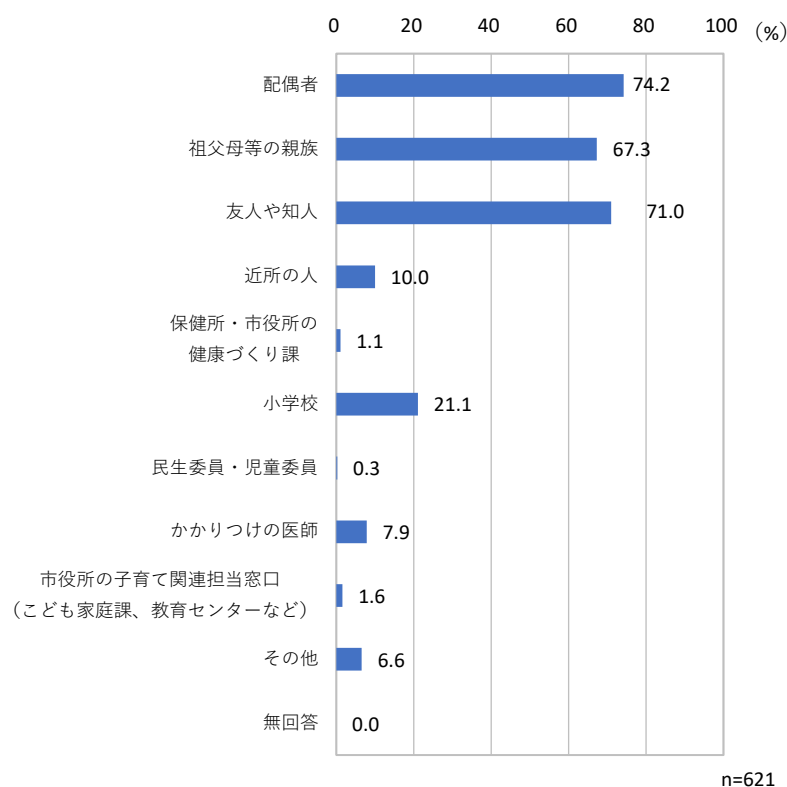
〔子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先《子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（場所）の有無で「いる／ある」と回答された方》〕

- ・市役所の子育て関連担当窓口（こども家庭課、教育センター）は、就学前児童で7.2%、小学生で1.6%となっています。

【就学前児童】



【小学生】



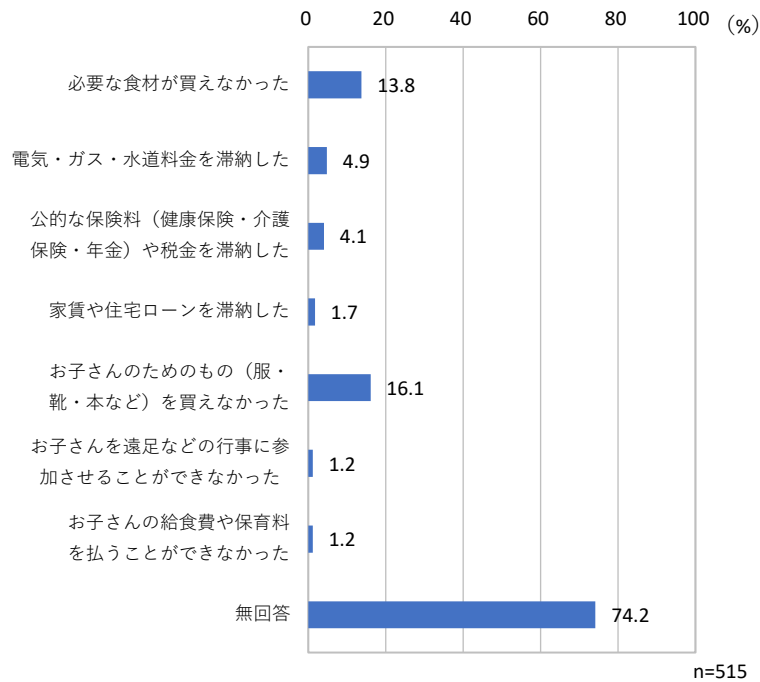
④ 家庭における費用負担の状況（ニーズ調査）

- ・日常の食生活や、こどもの暮らしに支障をきたす可能性のある家庭があると想定されます。

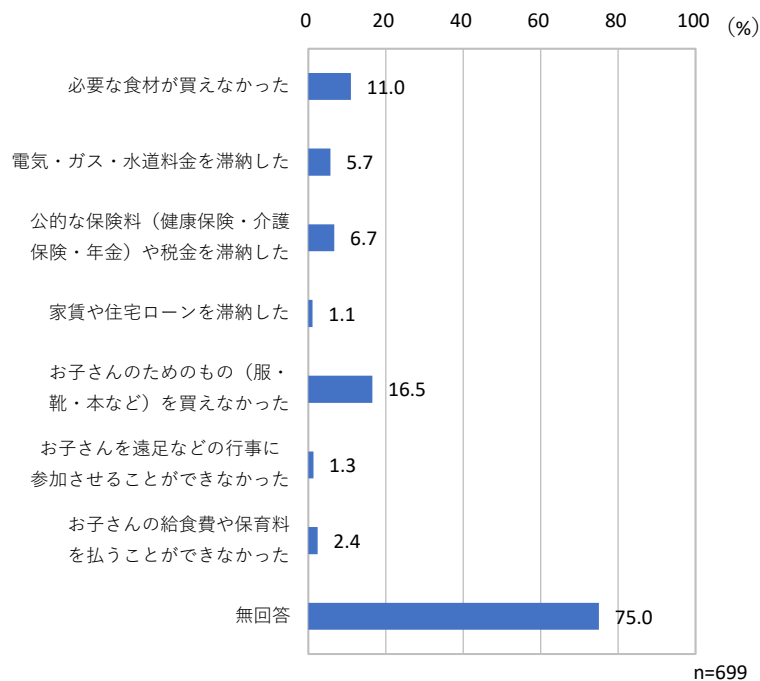
〔家庭の経済的な理由での対応について〕

- ・「就学前児童」、「小学生」ともに「お子さんのためのもの（服・靴・本など）を買えなかった」の割合が16%以上、「必要な食材が買えなかった」が11%以上になっています。

【就学前児童】



【小学生】



⑤ ヤングケアラーについて（ニーズ調査）

- ・ヤングケアラーと想定される世帯が、約40件と想定されます。
- ・状況の把握や必要とされる対応の確認が求められます。

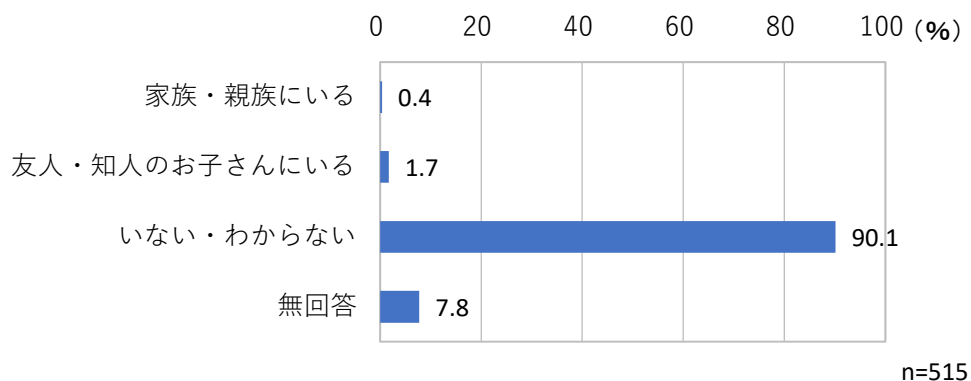
※ヤングケアラー想定世帯数

- a) 就学前児童：「家族・親族にいる」回答0.4%+「友人・知人のお子さんにいる」回答1.7%
 =合計2.1% 回答者数515人×2.1%=10.8人
 回収率46.4%より就学前児童全体では、 $10.8 / 46.4\% = 23.3$ 人と想定
 1世帯あたりに換算： $23.3人 / 平均きょうだい数（2.38人） = 9.8$ 人
- b) 小学生：「家族・親族にいる」回答1.3%+「友人・知人のお子さんにいる」回答4.1%
 =合計5.4% 回答者数699人×5.4%=37.7人
 回収率46.9%より小学生全体では、 $37.7 / 46.9\% = 80.4$ 人と想定
 1世帯あたりに換算： $80.4人 / 平均きょうだい数（2.38人） = 33.8$ 人
- a) 就学前児童（9.8人）+ b) 小学生（33.8人）=43.6人

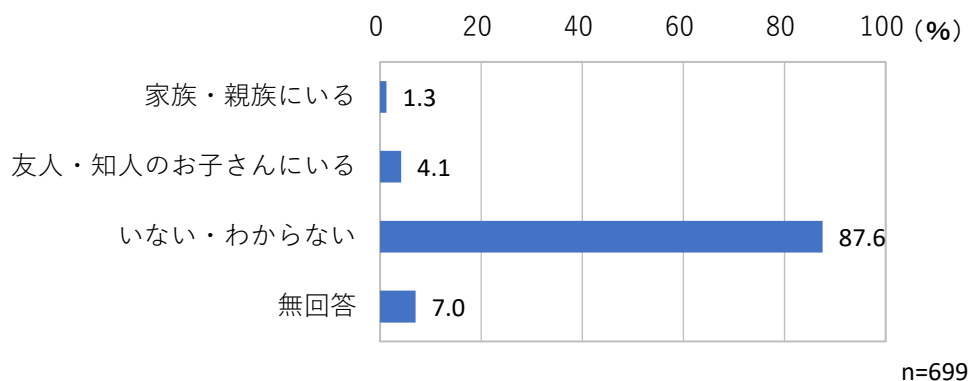
〔ヤングケアラーと思われる子の有無《家族や親族、または友人・知人》〕

- ・「ヤングケアラーと思われる子が家族・親族にいる」が「就学前児童」、「小学生」とも数パーセントいます。

【就学前児童】



【小学生】



⑥ 学校外の生活について（子どもの生活状況調査）

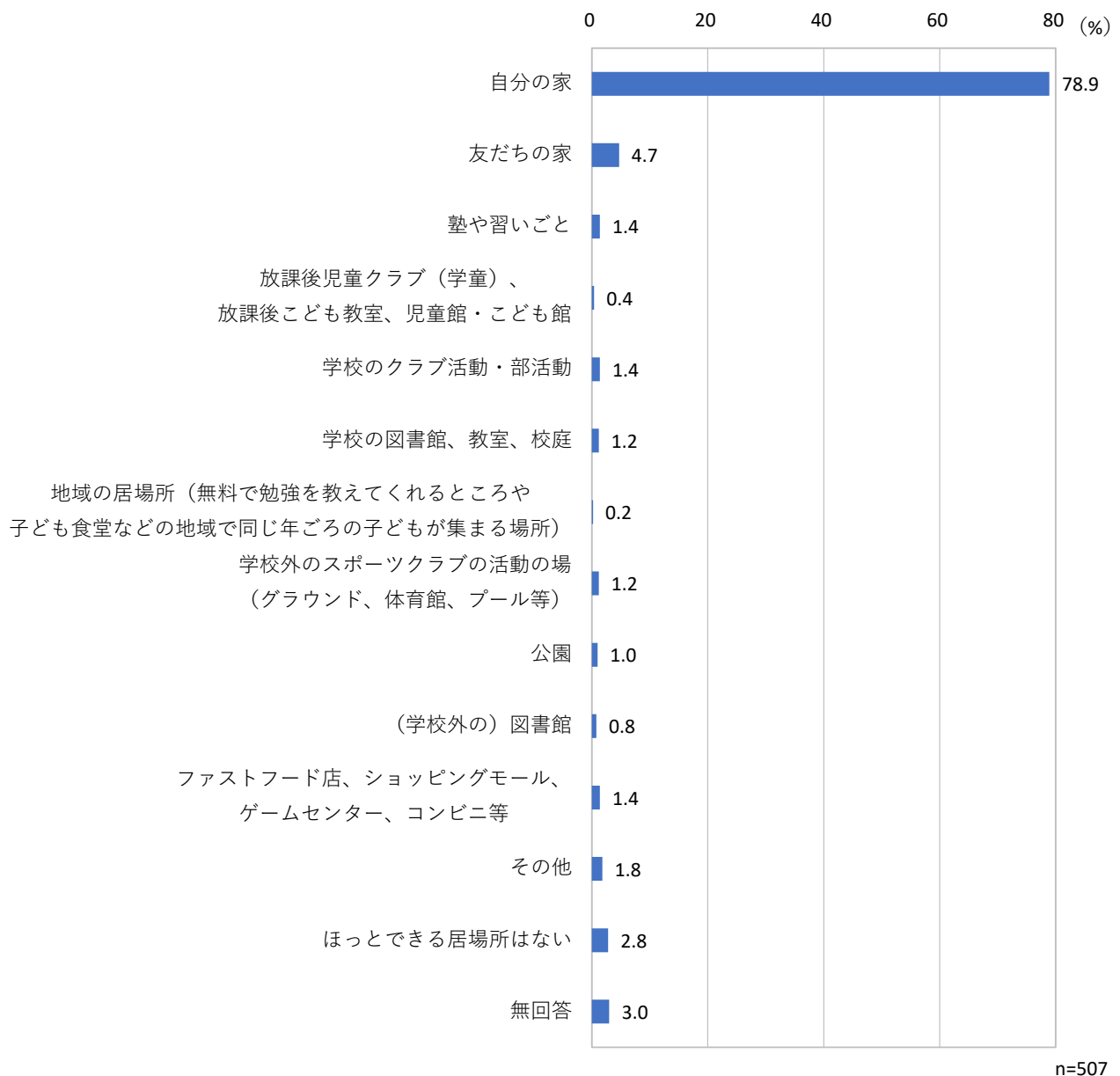
- ・ほっとできる場所がない児童生徒が、全小中高生のうち、約90人と想定されます。

※令和6年4月現在6～17歳人口3,229人×「ほっとできる居場所はない」回答2.8%＝90.4人

〔一番ほっとできる（安心して過ごせる）居場所〕

- ・「自分の家」の割合が最も高く 78.9%となっています。次いで「友だちの家」（4.7%）、「ほっとできる居場所はない」（2.8%）となっています。

【小学5年生、中学2年生、高校2年生の児童生徒】



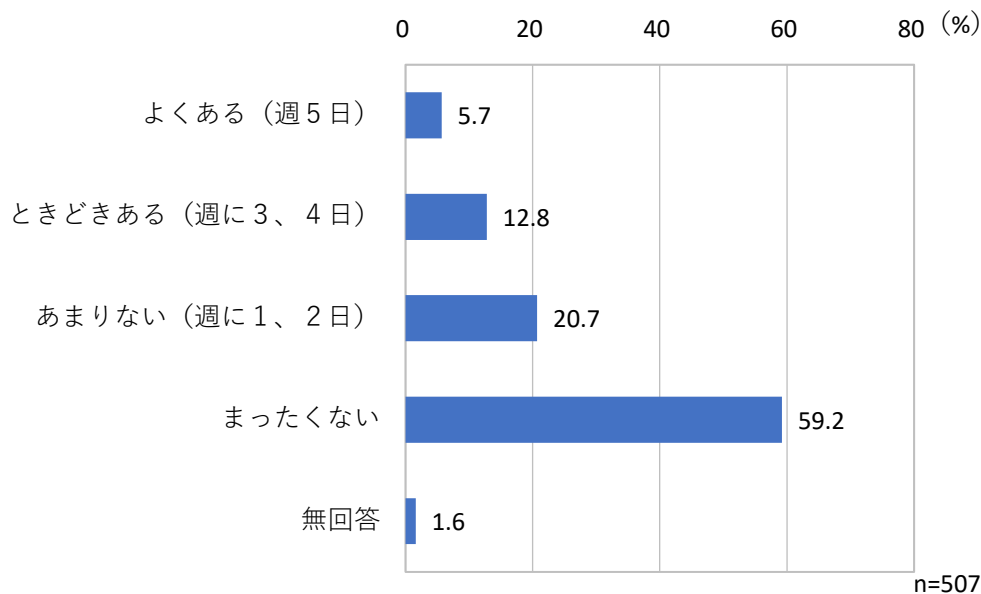
⑦ 家庭での生活について（子どもの生活状況調査）

- ・夕食をこどもだけで食べる日が、週の半分以上となる児童生徒が約2割となっています。
- ・こども食堂等の食事や居場所の支援の検討が求められています。

〔平日（学校に行く日）夕食をこどもだけで食べることもあるか〕

- ・「まったくない」の割合が最も高く 59.2%となっています。次いで「あまりない（週に1、2日）」（20.7%）、「ときどきある（週に3、4日）」（12.8%）となっています。
- ・「よくある（週5日）」の割合は、学年別で見ると、小学5年生が最も高く 6.1%、次いで中学2年生（5.9%）、高校2年生（2.8%）となっています。

【小学5年生、中学2年生、高校2年生の児童生徒】



平日（学校に行く日）夕食をこどもだけで食べることもあるか（年齢別）

	合計	10歳～11歳 (小学5年生 相当)	13歳～14歳 (中学2年生 相当)	16歳～17歳 (高校2年生 相当)	答えたくない・ わからない
全体	507 100.0%	230 100.0%	237 100.0%	36 100.0%	3 100.0%
よくある (週5日)	29 5.7%	14 6.1%	14 5.9%	1 2.8%	0 0.0%
ときどきある (週に3、4日)	65 12.8%	20 8.7%	41 17.3%	4 11.1%	0 0.0%
あまりない (週に1、2日)	105 20.7%	35 15.2%	62 26.2%	8 22.2%	0 0.0%
まったくない	300 59.2%	158 68.7%	120 50.6%	22 61.1%	0 0.0%
無回答	8 1.6%	3 1.3%	0 0.0%	1 2.8%	3 100.0%

⑧ 回答者の気持ちについて（子どもの生活状況調査）

- ・学年が上がるに従って、悩みのある児童生徒が増えており、勉強や成績、将来のことについての悩みが多くなっています。
- ・お金のことで悩んでいる児童生徒が約1割以上となっており、幅広い相談・支援が求められています。
- ・小学5年生の約1割は、いじめに悩んでおり、さらな支援が求められています。

〔現在、悩んでいること〕

- ・「特に悩んでいることはない」の割合が最も高く 40.6%となっています。次いで「勉強・成績のこと」（33.3%）、「将来のこと」（24.7%）となっています。
- ・「特に悩んでいることはない」の割合は、学年別で見ると、小学5年生が最も高く 52.2%、次いで中学2年生（31.2%）、高校2年生（25.0%）となっています。
- ・「お金に関すること」の割合は、どの学年でも約1割となっています。
- ・「いじめに関すること」の割合は、小学5年生が最も高く 10.9%となっています。

【小学5年生、中学2年生、高校2年生の児童生徒】

現在、悩んでいること（年齢別）

	合計	10歳～11歳 (小学5年生 相当)	13歳～14歳 (中学2年生 相当)	16歳～17歳 (高校2年生 相当)	答えたくない・ わからない
全体	507 100.0%	230 100.0%	237 100.0%	36 100.0%	3 100.0%
家庭・家族のこと	37 7.3%	16 7.0%	19 8.0%	2 5.6%	0 0.0%
勉強・成績のこと	169 33.3%	36 15.7%	116 48.9%	17 47.2%	0 0.0%
学校生活のこと	52 10.3%	13 5.7%	32 13.5%	7 19.4%	0 0.0%
友だちのこと	94 18.5%	35 15.2%	53 22.4%	6 16.7%	0 0.0%
好きな人のこと	40 7.9%	18 7.8%	21 8.9%	1 2.8%	0 0.0%
将来のこと	125 24.7%	37 16.1%	71 30.0%	17 47.2%	0 0.0%
外見のこと	62 12.2%	15 6.5%	38 16.0%	9 25.0%	0 0.0%
性格のこと	69 13.6%	21 9.1%	43 18.1%	5 13.9%	0 0.0%
健康のこと	41 8.1%	7 3.0%	31 13.1%	3 8.3%	0 0.0%
お金のこと	56 11.0%	22 9.6%	28 11.8%	5 13.9%	1 33.3%
性に関すること	8 1.6%	4 1.7%	4 1.7%	0 0.0%	0 0.0%
いじめに関すること	37 7.3%	25 10.9%	11 4.6%	1 2.8%	0 0.0%
仕事や職場のこと	12 2.4%	4 1.7%	5 2.1%	3 8.3%	0 0.0%
その他	12 2.4%	3 1.3%	7 3.0%	1 2.8%	1 33.3%
特に悩んでいること はない	206 40.6%	120 52.2%	74 31.2%	9 25.0%	2 66.7%
無回答	14 2.8%	7 3.0%	5 2.1%	2 5.6%	0 0.0%

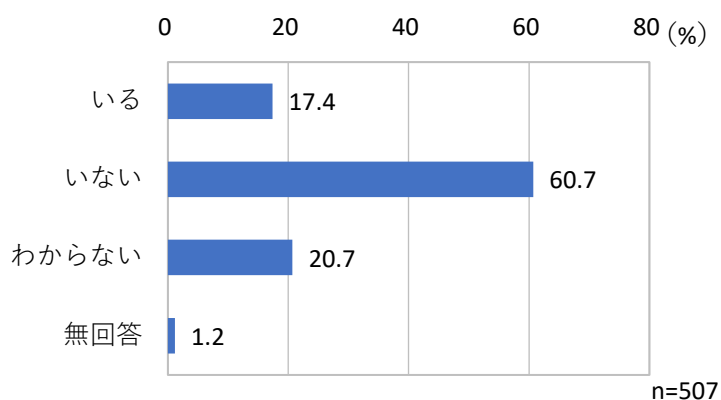
⑨ 家庭での役割（１）（子どもの生活状況調査）

- ・家族の中にお世話をしている人がいるかについては、学年が下がるに従って割合が増加しており、負担の状況や必要な支援の確認の実施が求められています。

〔家族の中にお世話をしている人の有無〕

- ・「いない」の割合が最も高く 60.7%となっています。次いで「わからない」（20.7%）、「いる」（17.4%）となっています。
- ・「いる」の割合は、学年別で見ると、小学5年生が最も高く 22.2%、次いで中学 2 年生（14.3%）、高校2年生（8.3%）となっています。

【小学5年生、中学2年生、高校2年生の児童生徒】



家族の中にお世話をしている人の有無（年齢別）

	合計	10歳～11歳 (小学5年生 相当)	13歳～14歳 (中学2年生 相当)	16歳～17歳 (高校2年生 相当)	答えたくない・ わからない
全体	507 100.0%	230 100.0%	237 100.0%	36 100.0%	3 100.0%
いる	88 17.4%	51 22.2%	34 14.3%	3 8.3%	0 0.0%
いない	308 60.7%	121 52.6%	158 66.7%	27 75.0%	1 33.3%
わからない	105 20.7%	55 23.9%	43 18.1%	5 13.9%	2 66.7%
無回答	6 1.2%	3 1.3%	2 0.8%	1 2.8%	0 0.0%

⑩ 家庭での役割（２）（子どもの生活状況調査）

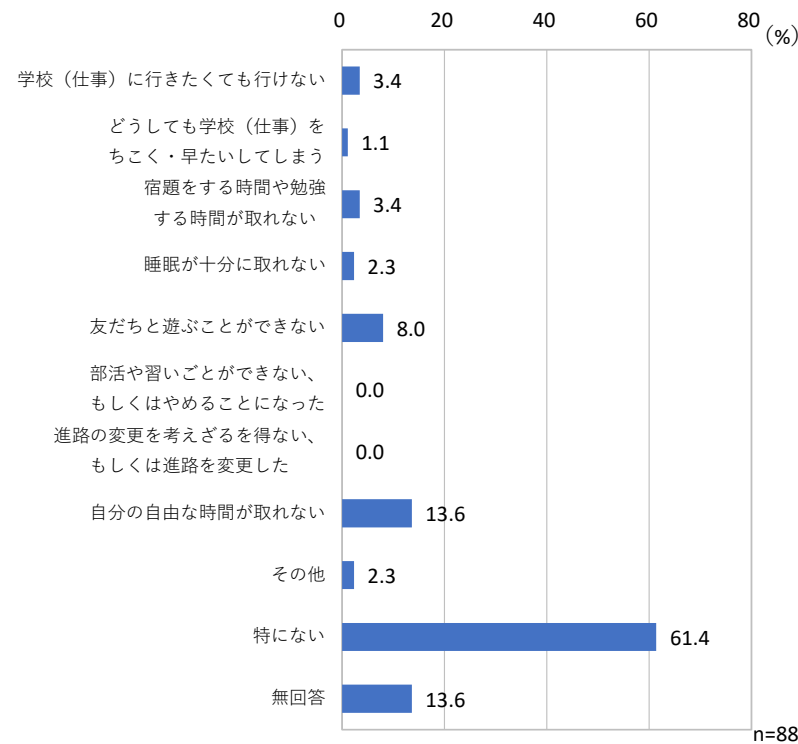
・学校（仕事）に行けない児童生徒が、全小中高生のうち、約19人と想定されます。

※令和6年4月現在6～17歳人口3,229人×「お世話している人がいる」回答17.4%×「学校（仕事）に行きたくても行けない」回答3.4%=19.1人

〔お世話をしている為に、やりたくてもできていないことの有無《家族の中にお世話をしている人の有無で「いる」と回答された方》〕

・「特にない」の割合が最も高く 61.4%となっています。次いで「自分の自由な時間が取れない」（13.6%）、「友だちと遊ぶことができない」（8.0%）となっています。

【小学5年生、中学2年生、高校2年生の児童生徒】



お世話をしている為に、やりたくてもできていないことの有無（年齢別）

	合計	10歳～11歳 (小学5年生 相当)	13歳～14歳 (中学2年生 相当)	16歳～17歳 (高校2年生 相当)	答えたくない・ わからない
全体	88	51	34	3	0
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
学校（仕事）に行きたくても行けない	3	1	2	0	0
	3.4%	2.0%	5.9%	0.0%	0.0%
どうしても学校（仕事）をちこく・早 たいしてしまう	1	1	0	0	0
	1.1%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%
宿題をする時間や勉強する時間が取れ ない	3	2	1	0	0
	3.4%	3.9%	2.9%	0.0%	0.0%
睡眠が十分に取れない	2	2	0	0	0
	2.3%	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%
友だちと遊ぶことができない	7	5	2	0	0
	8.0%	9.8%	5.9%	0.0%	0.0%
部活や習いごとができない、もしくは やめることになった	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
進路の変更を考えざるを得ない、もし くは進路を変更した	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自分の自由な時間が取れない	12	11	1	0	0
	13.6%	21.6%	2.9%	0.0%	0.0%
その他	2	2	0	0	0
	2.3%	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%
特にない	54	31	21	2	0
	61.4%	60.8%	61.8%	66.7%	0.0%
無回答	12	4	7	1	0
	13.6%	7.8%	20.6%	33.3%	0.0%

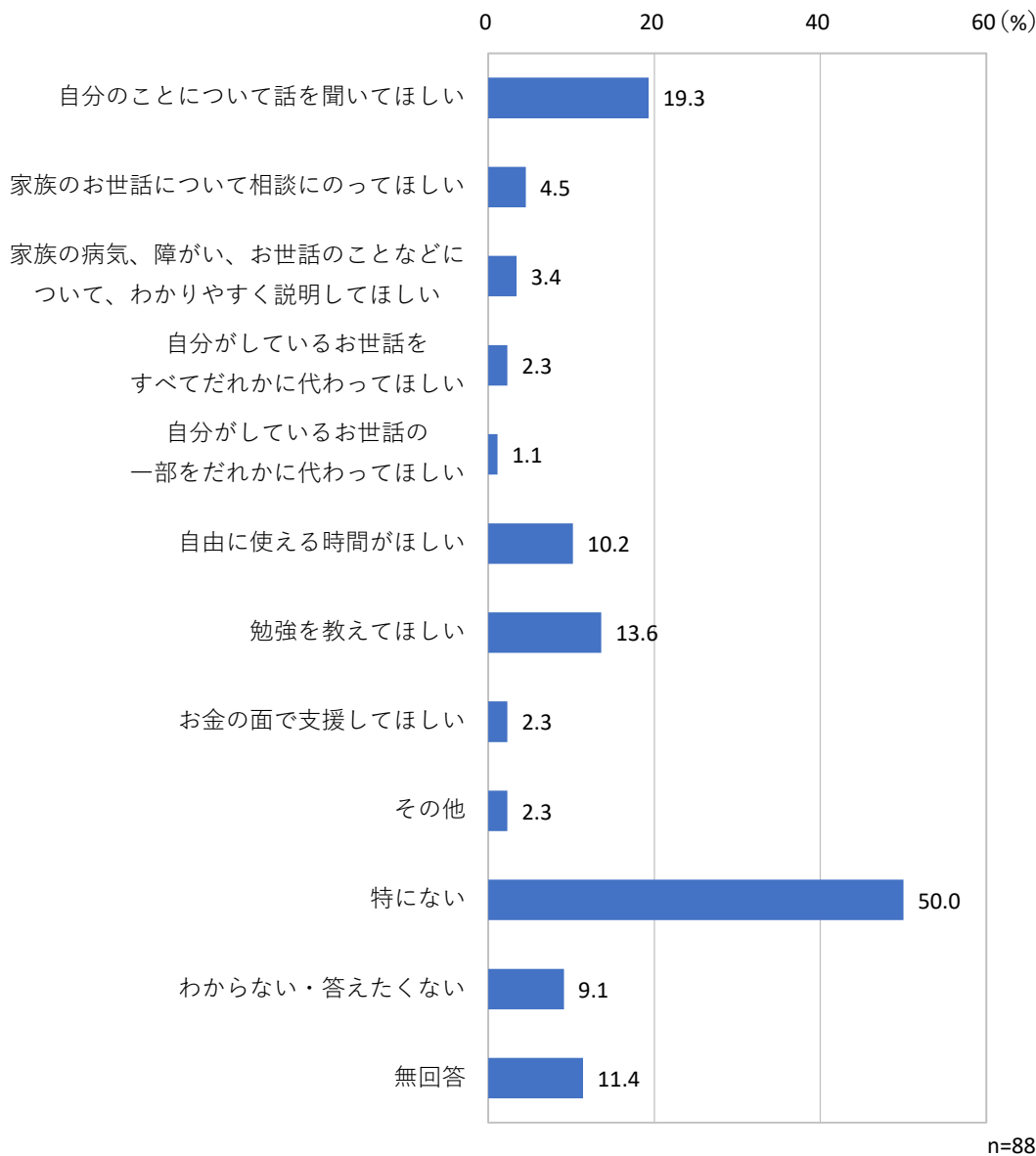
⑪ 家庭での役割（３）（子どもの生活状況調査）

- ・ 家族のお世話をしている児童生徒に話を聞く機会が求められています。
- ・ 勉強を支援する機会や場所が求められています。
- ・ お金の支援についても相談する機会が求められています。

〔学校や周りの人にしてもらいたいこと《家族の中にお世話をしている人の有無で「いる」と回答された方》〕

- ・ 「特にない」の割合が最も高く 50.0%となっています。次いで「自分のことについて話を聞いてほしい」（19.3%）、「勉強を教えてほしい」（13.6%）となっています。
- ・ 「お金の面で支援して欲しい」の割合が 2.3%となっています。

【小学5年生、中学2年生、高校2年生の児童生徒】



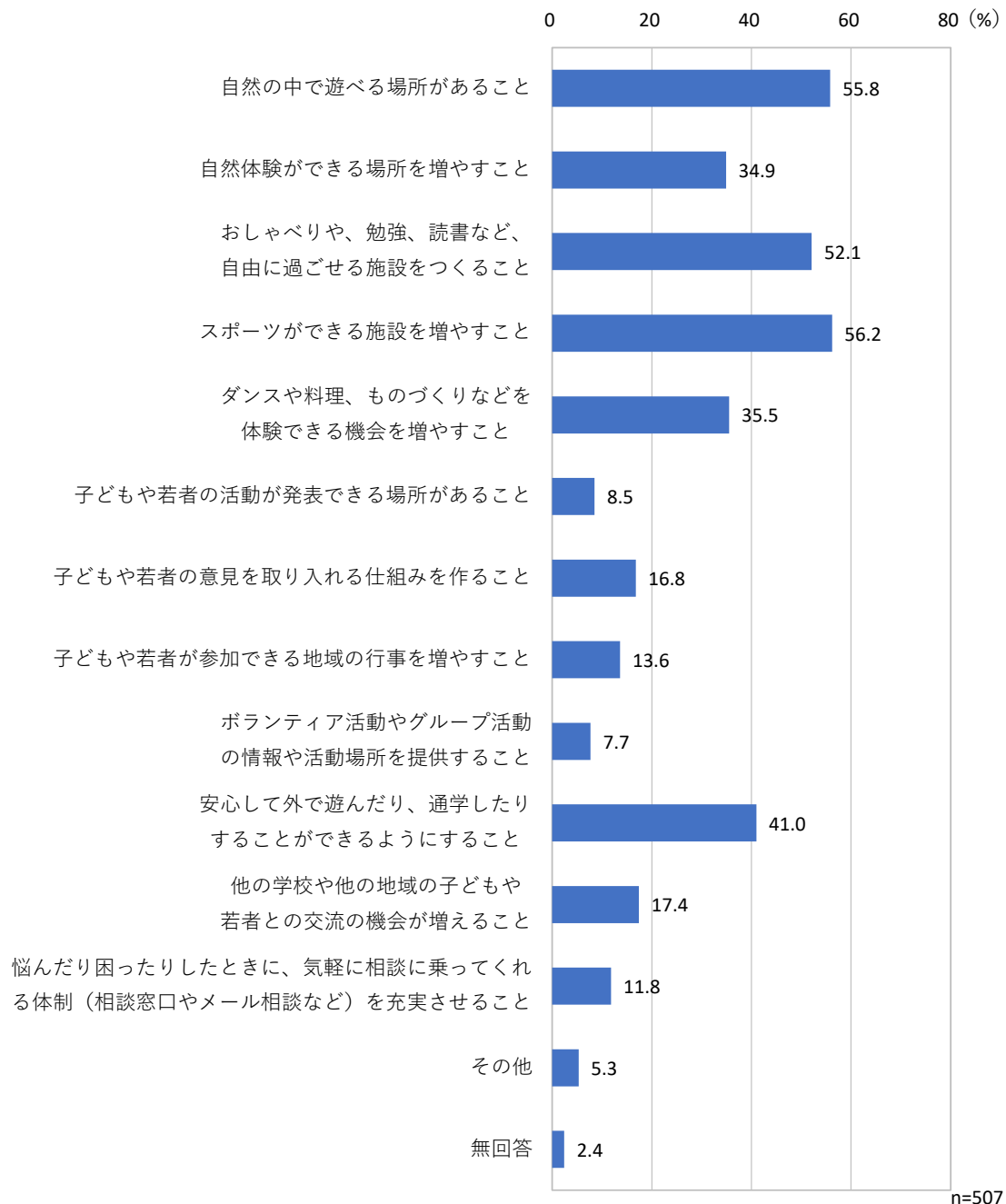
⑫ 富津市への要望（子どもの生活状況調査）

- 遊びやスポーツ、自由に過ごせる場所等への要望が多く、半数以上となっていますが、こどもや若者の意見を取り入れる仕組みや地域の行事に関する要望は、約1割程度となっています。

〔富津市にあったらいいと思うサービス、これから力を入れてもらいたいサービス〕

- 「スポーツができる施設を増やすこと」の割合が最も高く 56.2%となっています。次いで「自然の中で遊べる場所があること」（55.8%）、「おしゃべりや、勉強、読書など、自由に過ごせる施設をつくること」（52.1%）となっています。
- 「子どもや若者の意見を取り入れる仕組みを作ること」の割合は、16.8%、「子どもや若者が参加できる地域の行事を増やすこと」の割合は、13.6%になっています。

【小学5年生、中学2年生、高校2年生の児童生徒】



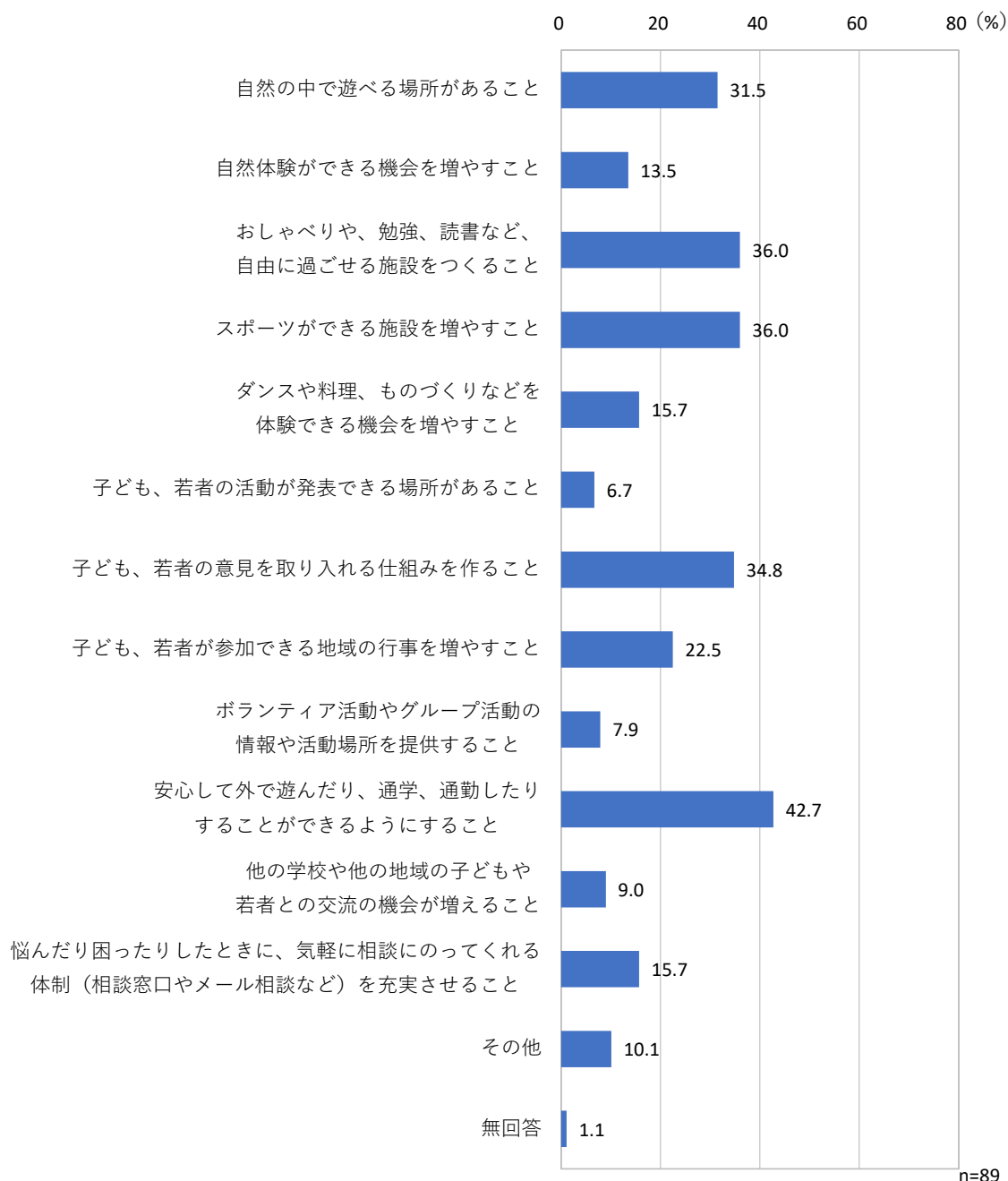
⑬ 富津市への要望（若者の意見聴取調査）

- 遊びやスポーツ、自由に過ごせる場所等への要望は約3割程度となっていますが、子どもや若者の意見を取り入れる仕組みへの要望は3割以上、地域の行事に関する要望は2割以上と子どもの生活状況調査よりも高い割合となっています。
- 子どもや若者の意見を取り入れる仕組みへの具体的な取組が求められています。

〔富津市にあったらいいと思うサービス、これから力を入れてもらいたいサービス〕

- 「安心して外で遊んだり、通学、通勤したりすることができるようにすること」の割合が最も高く 42.7%となっています。次いで「おしゃべりや、勉強、読書など、自由に過ごせる施設をつくること」、「スポーツができる施設を増やすこと」（ともに 36.0%）、「子ども、若者の意見を取り入れる仕組みを作ること」（34.8%）となっています。

【こども・若者（15歳～29歳）】



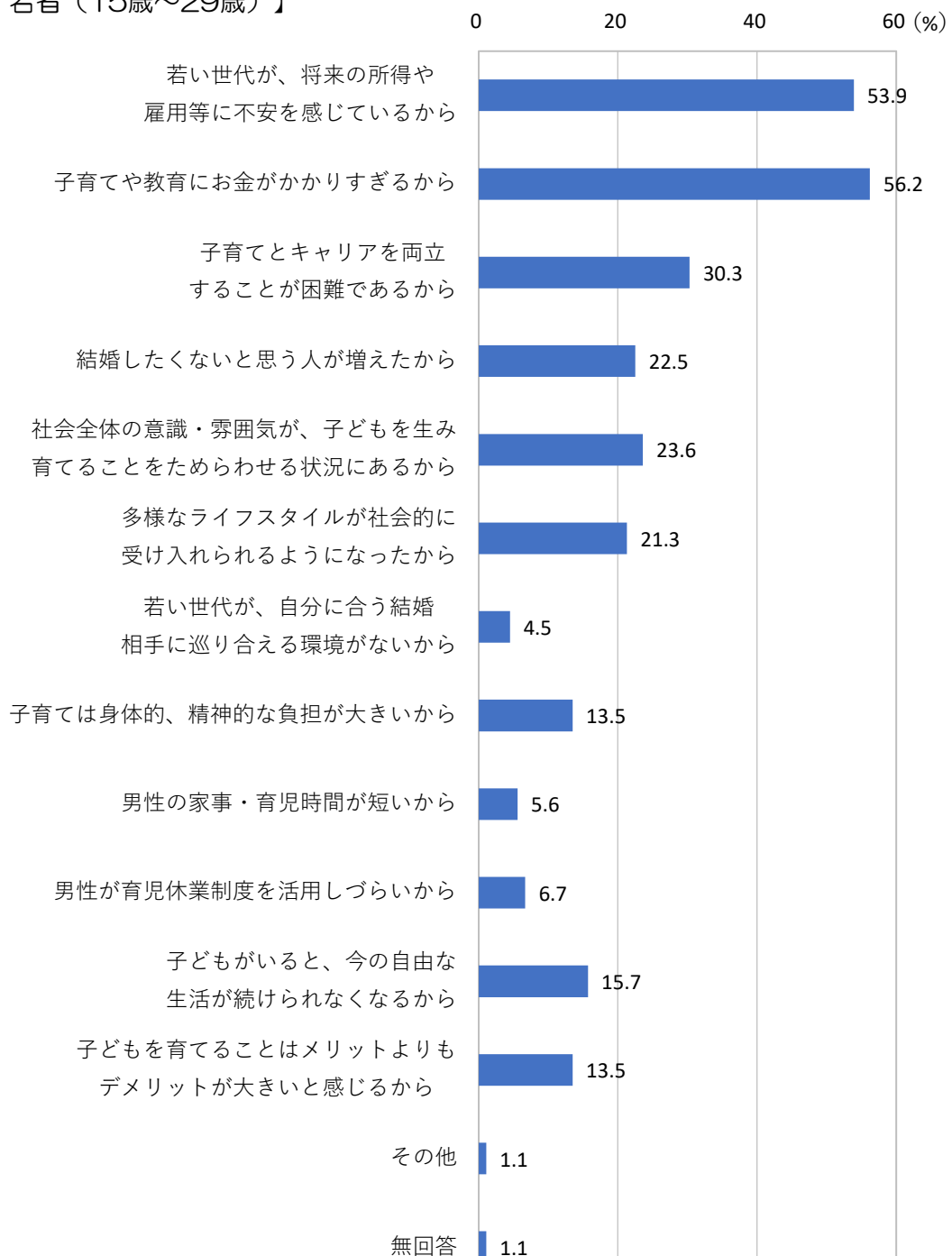
⑭ こどもについて（若者の意見聴取調査）

- ・ 少子化の原因については、結婚への価値観や多様なライフスタイル等よりも、経済的な要因が多く挙げられています。将来への不安がなく子育てできる施策、またその周知が求められています。

〔少子化の原因〕

- ・ 「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の割合が最も高く 56.2%となっています。次いで「若い世代が、将来の所得や雇用等に不安を感じているから」（53.9%）、「子育てとキャリアを両立することが困難であるから」（30.3%）となっています。

【こども・若者（15歳～29歳）】



n=89

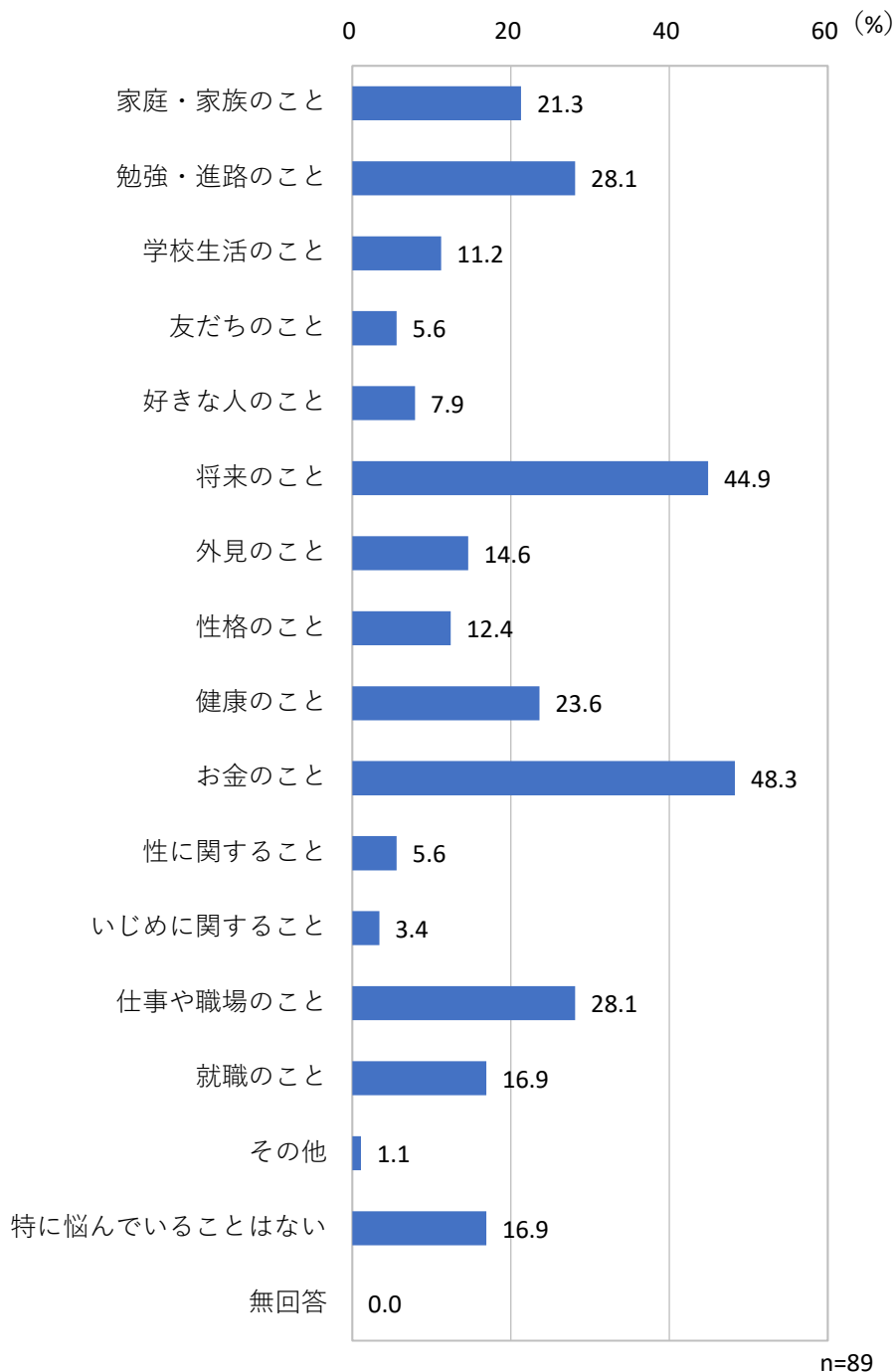
⑮ 回答者の気持ちについて（若者の意見聴取調査）

- ・子どもの生活状況調査では、約1割程度であったお金についての悩みごとが、若者の意識調査では、約5割を占めています。
- ・相談の機会や支援可能な施策の周知が求められています。

〔現在の悩み〕

・「お金のこと」の割合が最も高く 48.3%となっています。次いで「将来のこと」（44.9%）、「勉強・進路のこと」、「仕事や職場のこと」（ともに 28.1%）となっています。

【こども・若者（15歳～29歳）】



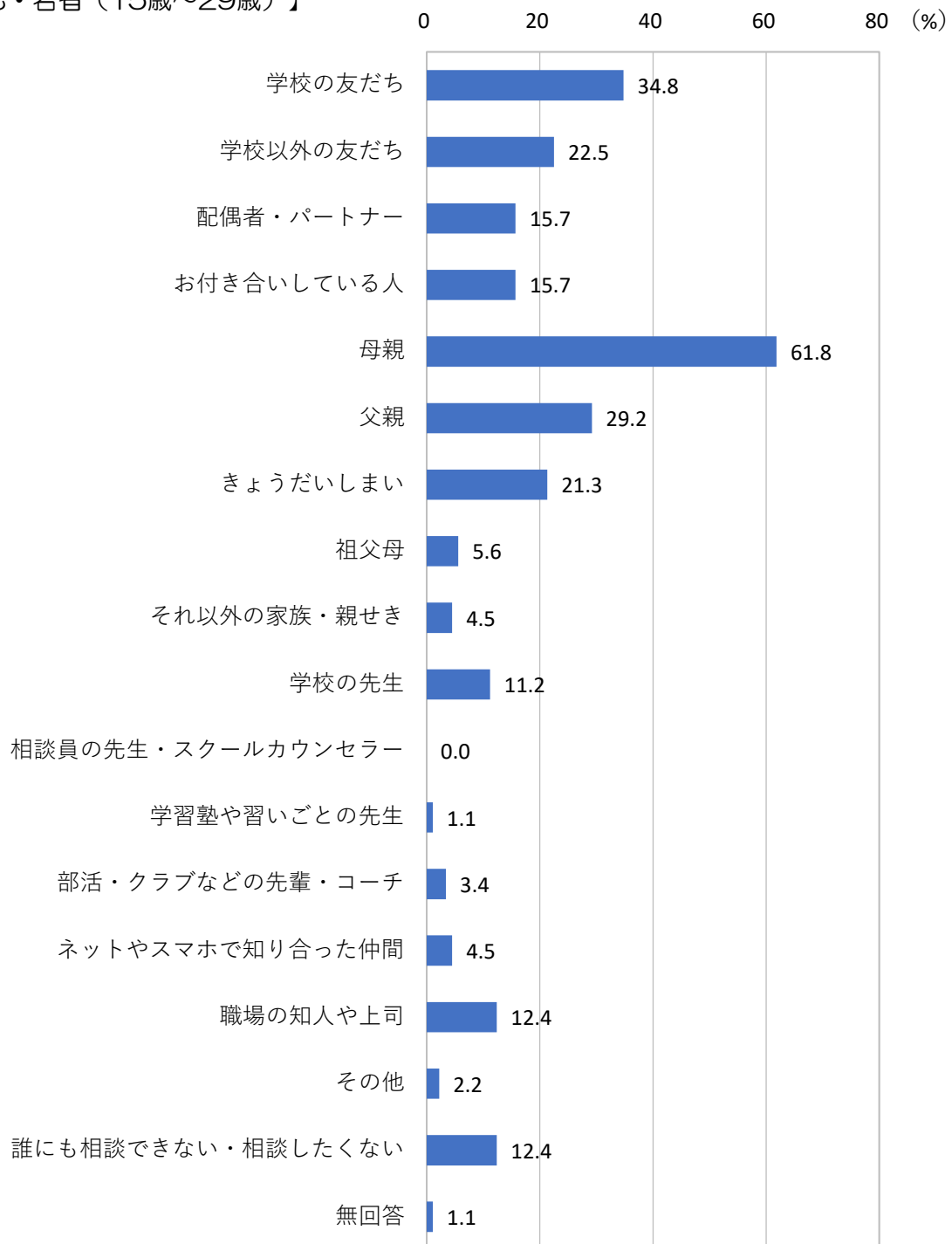
⑩ 相談相手（若者の意見聴取調査）

- ・「誰にも相談できない・相談したくない」との回答が1割以上となっており、相談しやすい環境や窓口の利用促進に向けた取組が求められています。

〔相談相手〕

- ・「母親」の割合が最も高く 61.8%となっています。次いで「学校の友だち」（34.8%）、「父親」（29.2%）となっています。
- ・「誰にも相談できない・相談したくない」の割合が、12.4%となっています。

【こども・若者（15歳～29歳）】



n=89

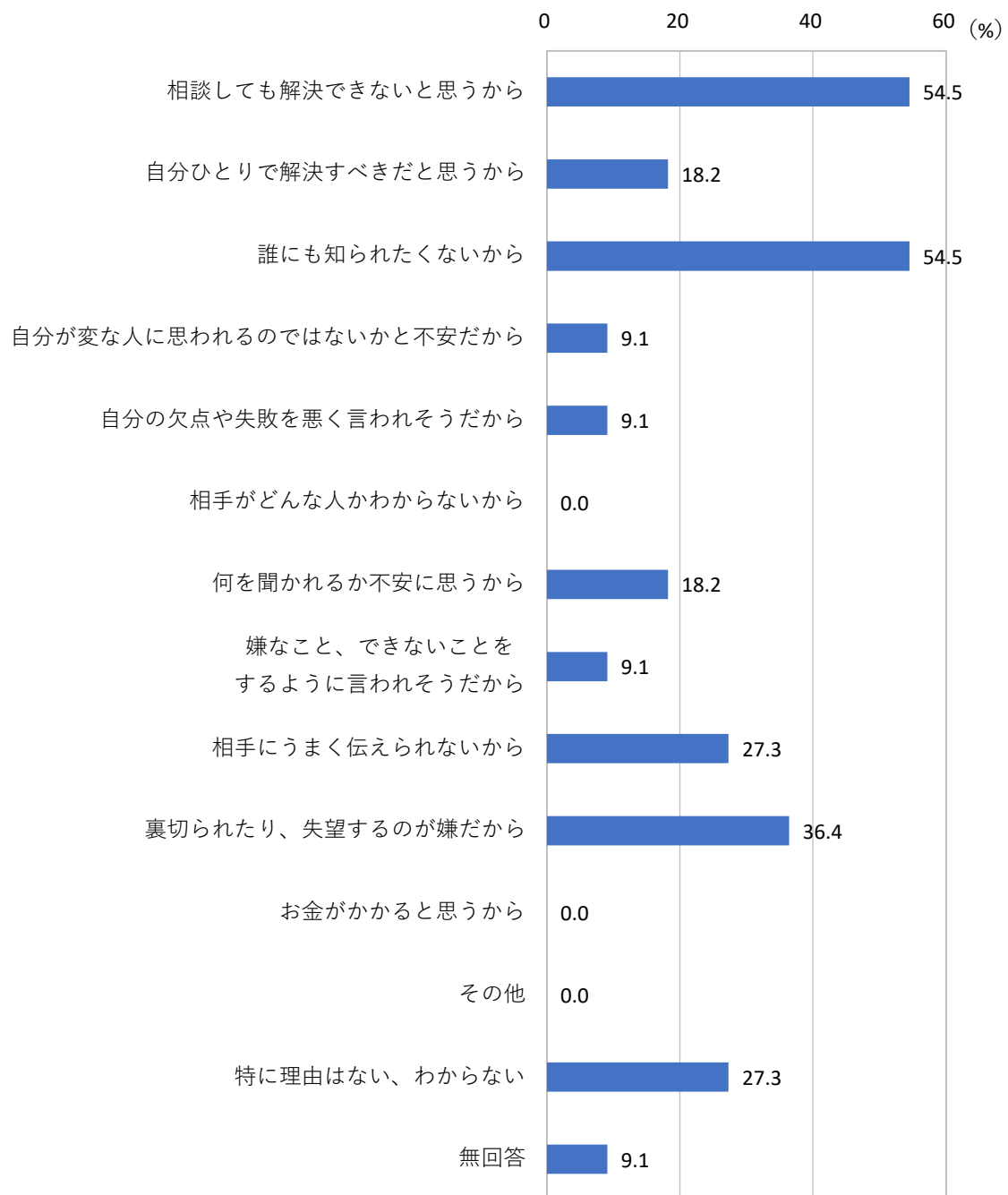
⑰ 相談できない・したくない理由（若者の意見聴取調査）

- ・相談できない・したくない理由では、相談することへの否定的な考えもあるため、支援に向けたアプローチ、情報提供等の方法について検討が求められます。

〔相談できない・したくない理由《相談相手で「誰にも相談できない・相談したくない」と回答された方》〕

・「相談しても解決できないと思うから」、「誰にも知られたくないから」の割合が最も高くともに 54.5%となっています。次いで「裏切られたり、失望するのが嫌だから」（36.4%）、「相手にうまく伝えられないから」、「特に理由はない、わからない」（ともに 27.3%）となっています。

【こども・若者（15歳～29歳）】



n=11

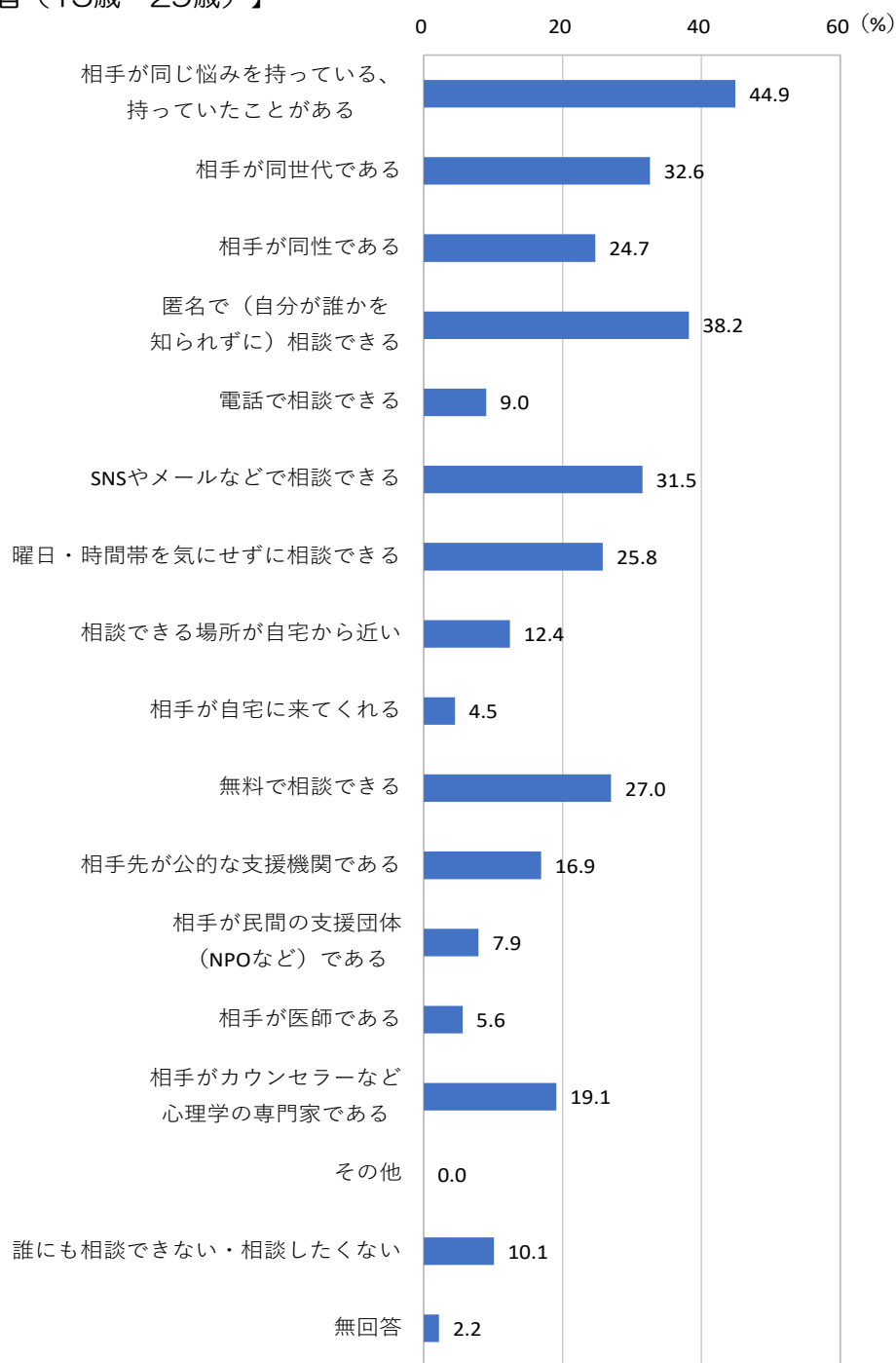
⑱ 相談先に求めるものについて（若者の意見聴取調査）

- ・相談にあたっては、同じ悩みを持っている、同じ世代など、共感が求められていると考えられます。相談支援体制の構築にあたって、検討が求められます。

〔家族や知り合い以外の相談先に求めるもの（社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったとき）〕

- ・「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」の割合が最も高く 44.9%となっています。次いで「匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる」（38.2%）、「相手が同世代である」（32.6%）となっています。

【こども・若者（15歳～29歳）】



n=89

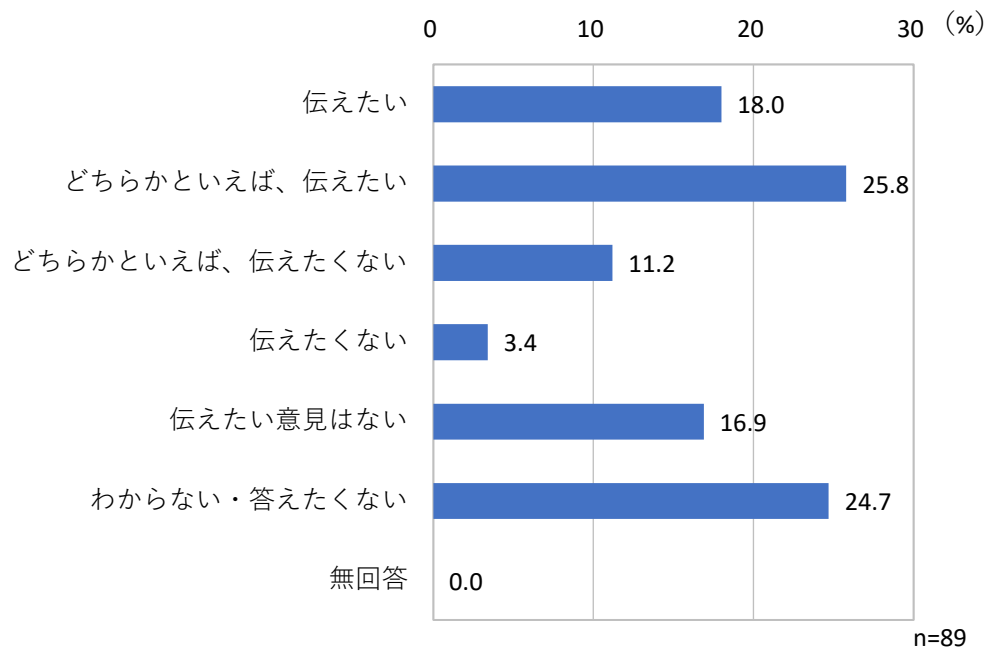
⑭ こども・若者の意見や権利について（１）（若者の意見聴取調査）

- ・こども・若者に関する制度や政策の意見等を「伝えたい」「どちらかといえば、伝えたい」の合計が4割を超えています。具体的な意見収集の手段や得られた意見等への対応方法等に関する検討が求められます。

〔こども・若者に関する制度や政策の意見等を富津市に伝えたいか〕

- ・「どちらかといえば、伝えたい」の割合が最も高く 25.8%となっています。次いで「わからない・答えたくない」（24.7%）、「伝えたい」（18.0%）となっています。
- ・年齢別に見ると「15 歳～19 歳」では、「どちらかといえば、伝えたい」の割合が最も高く 25.0%となっています。

【こども・若者（15歳～29歳）】



こども・若者に関する制度や政策の意見等を富津市に伝えたいか（年齢別）

	合計	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	答えたくない・わからない
全体	89 100.0%	28 100.0%	21 100.0%	35 100.0%	5 100.0%
伝えたい	16 18.0%	5 17.9%	2 9.5%	9 25.7%	0 0.0%
どちらかといえば、伝えたい	23 25.8%	7 25.0%	5 23.8%	9 25.7%	2 40.0%
どちらかといえば、伝えたくない	10 11.2%	4 14.3%	3 14.3%	2 5.7%	1 20.0%
伝えたくない	3 3.4%	1 3.6%	1 4.8%	1 2.9%	0 0.0%
伝えたい意見はない	15 16.9%	6 21.4%	3 14.3%	4 11.4%	2 40.0%
わからない・答えたくない	22 24.7%	5 17.9%	7 33.3%	10 28.6%	0 0.0%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

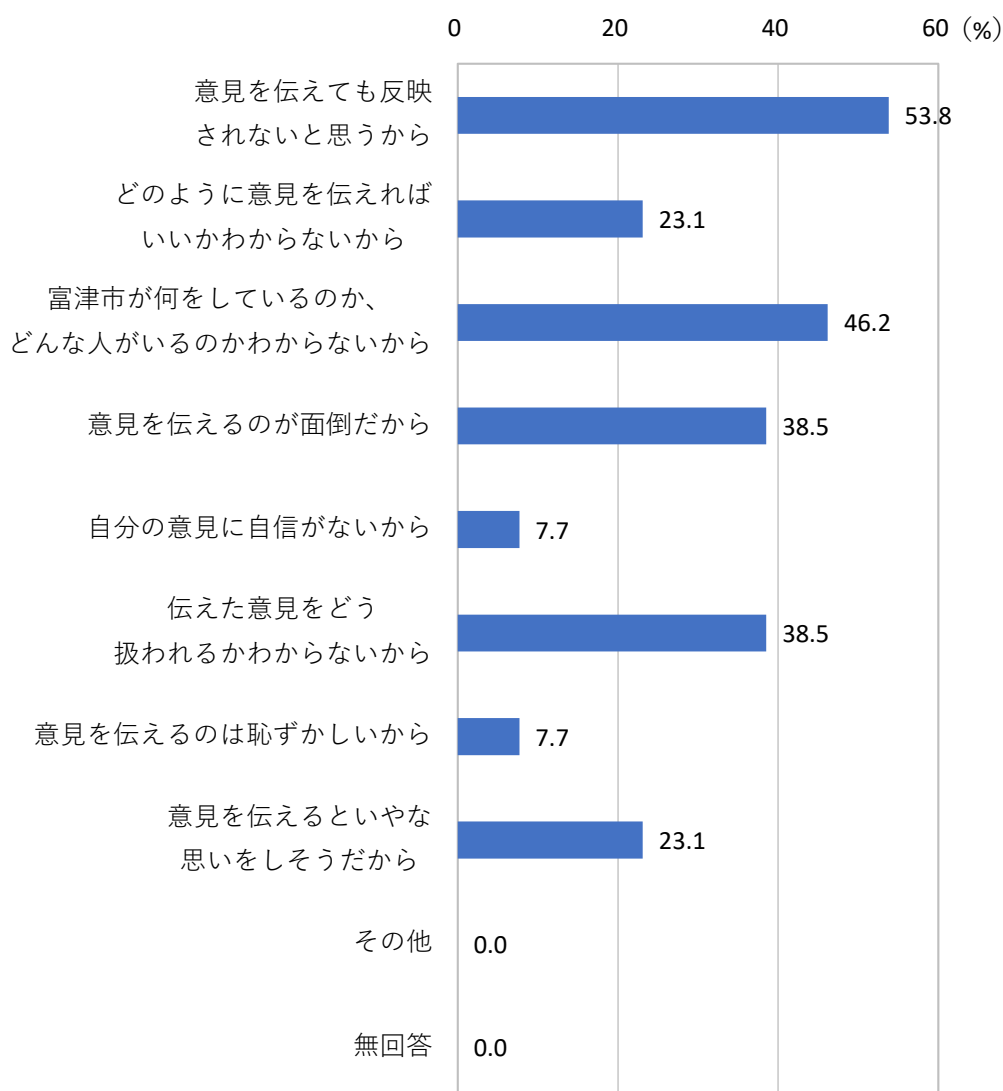
②⑩ こども・若者の意見や権利について（２）（若者の意見聴取調査）

- ・富津市にこども・若者に関する制度や政策の意見等を「どちらかといえば、伝えたくない」「伝えたくない」と回答された理由として「意見を伝えても反映されないと思うから」「富津市が何をしているのか、どんな人がいるのかわからないから」等、伝えた意見等がどのように扱われるか見えにくい点が上がっています。意見した方が理解、納得しやすい仕組みが求められます。

〔富津市に意見を伝えたくない理由《こども・若者に関する制度や政策の意見等を富津市に伝えたいかで「どちらかといえば、伝えたくない」「伝えたくない」と回答された方》〕

- ・「意見を伝えても反映されないと思うから」の割合が最も高く 53.8%となっています。次いで「富津市が何をしているのか、どんな人がいるのかわからないから」（46.2%）、「意見を伝えるのが面倒だから」、「伝えた意見をどう扱われるかわからないから」（ともに 38.5%）となっています。

【こども・若者（15歳～29歳）】



n=13

2-4. 本市の子ども・子育て支援の課題

(1) 就労状況の変化

- ・第Ⅱ期計画策定時よりもフルタイムで就労する母親の割合が増加しています。それに伴い、教育・保育事業、地域子育て支援サービスの利用希望、希望する利用日数や利用時間が拡大しています。
- ・母親の就労が増加することにより、教育・保育事業、地域子育て支援サービスのニーズが増えることに加え、母親のストレスや精神的な負担への課題も生じることが考えられます。こどもだけでなく、母親の心身の健康を支援することや抱え込まずに相談できる体制が求められています。

(2) 保育ニーズの多様化

- ・児童数が減少する一方、女性活躍の推進により、保育ニーズは高まっています。3歳未満児保育ニーズの増加をはじめ、地域子育て支援拠点事業や子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業などの多様な保育サービスが求められています。

(3) 安心して相談できる環境の整備

- ・相談先や場所がないという保護者がいることがニーズ調査から明らかになっています。
- ・就労する母親の割合が増えていることから、相談する時間の確保が困難になっていることが考えられます。
- ・子育て支援センターへの希望では、「土日祝日の開設」が最も多く、夜間の開設希望もあり、相談できる機会の拡大が求められています。
- ・小学5年生、中学2年生、高校2年生及び15歳～29歳の若者で、誰にも相談できないという回答が約1割になっています。相談できる機会に加え、相談の手段として、SNS、Web、メール等、こども・若者に使い易い方法が求められます。
- ・相談先に対して「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」への希望が多く、自分の悩みや思いに対する共感が求められています。

(4) 放課後を過ごす場所と機会の確保

- ・児童数の減少にも関わらず、放課後児童クラブの利用児童数は、増加傾向となっています。ニーズ調査結果でも、児童数の利用割合よりも高い利用希望が示されています。放課後の過ごし方については、放課後児童クラブの他、放課後子供教室への参加意向もあり、預かる目的だけでなく、多様な機会が求められています。

（５）児童虐待への認識の不足

- 今回の調査では、児童虐待の通告について「児童虐待の疑い」状況での通報、匿名での通報等について約半数程度の認識となっていました。児童虐待の通報に対する認識について、さらに周知を重ねる必要があります。
- 虐待を見聞きした場合の対応については、約9割以上の方が「知っている」と答えていますが、児童相談所虐待対応ダイヤル（189：いちはやく）の認知度は約2割程度と低いため、さらなる周知に向けた取組が求められます。

（６）居場所の確保

- 「ほっとできる場所」が自宅以外のこどもが2割以上となっており、そのような場所がないこどももいます。安心して、放課後や休日を過ごせる居場所の確保が求められます。
- こどもだけで夕食を食べるケースや夕食が用意されていないこどもがいます。そのようなこどもへの必要な支援が届くようなしくみの構築が求められます。

（７）こども・若者の意見表明の機会の確保

- 4割以上の若者が制度や政策に対する意見を伝えたいと考えています。こども・若者の意見を表明できる機会と意見に対するフィードバックを継続的に実施できるしくみが求められます。

（８）新たな制度への対応

- 「こども誰でも通園制度」「親子関係形成支援事業」等、新たに位置づけられる事業が予定されています。担い手の確保や安定した事業提供体制の確立が求められます。また、利用促進に向けて、保護者や関係機関に対して、事業の説明や周知の工夫が求められます。

（９）経済的支援のニーズへの対応

- 無料か安く食事ができる場所に対して、半数以上の児童が関心を持っています。また、無料で勉強を見てくれる場所についても4割以上の児童が関心をもっており、提供に向けた検討が求められます。
- こどもの服や本などが買えなかったり、必要な食材が買えない状態が1～2割の世帯に該当しています。また、経済的支援や保護者の就労支援等、世帯の状況に応じて必要な支援が届くようなしくみの構築が求められます。
- 若者が考える少子化の原因として、子育て、教育への経済的負担が最も多くなっています。将来への不安や子育てに対する不安を払拭する展望を示すことが求められます。

(10) 誰ひとり取り残さない支援

- 家族の世話をするために、学校や仕事に行けなかったり、勉強する時間がなくなることもがいます。また、1年以上ほとんど外出していない若者もいます。人数としては、少数ですが、このようなこども・若者を把握し、必要な支援を届け、富津市のこども・若者の誰ひとり取り残さない支援体制の構築が求められます。



第3章 計画の基本的な考え方

3-1. 計画の基本理念

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づき策定する「市町村こども計画」であるため、同法第3条の基本理念を踏まえます。また、「富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における子ども・子育てに関連する基本的な施策の方向に基づき、計画を推進します。

（１）こども基本法の基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(2) 富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略 子ども・子育てに関する基本的な施策の方向

基本目標1 子どもの笑顔があふれるまちへ

基本的な施策の方向① 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

出会う機会を増やし、結婚を希望する市民の縁を結びます。

子育ての窓口の一本化と情報発信の充実により切れ目のない支援を行い、出産や子育てに関する不安と負担を軽減し、子育てしやすいまちの実現を目指します。

また、子どもと親が集まり交流する場を市民と一緒につくります。

基本的な施策の方向② のびのび学ぶ教育環境を整える

富津市に愛着を持ち、心身共に健康で確かな学力を身につけた、富津市の未来を託せる子どもの育成に努めます。

また、子どもたちが安心して学校生活が送れるよう、教育環境を整えます。

これら法で定める基本理念と市の総合戦略の方向性を基本に、次世代を担うこどもたちの権利と利益が最大限に尊重され、こどもの存在を社会のまんやかに位置づけ、こどもたちが健やかに生まれ育ち、誰もが安心して喜びと生きがいを持って子育てができる富津市の実現を目指します。

【基本理念】

**次代を担うこどもたちが健やかに育つまち
こどもたちの笑顔があふれるまち ふつつ**

3-2. 計画の基本視点

本計画では、基本理念を踏まえ、こどもから保護者、家庭から施設・事業所、それらを地域全体、切れ目なく支援を行うために、5つの基本視点を設定しました。

1. ライフステージを通した視点

「こどもまんなか社会」の実現に向け、全ての年齢層のこどもに対して、権利擁護、保健・医療、経済的な支援等、ライフステージを通した縦断的な施策を展開します。

2. こどもの誕生前から幼児期における視点

全てのこどもが愛情に包まれ、健やかに成長する基礎を培い、安心・安全な育児環境を築き、人生の確かなスタートを切るために母子、家族等を含めた支援を進めます。

3. 学童期・思春期における視点

身体も心も大きく成長し、自己肯定感や自己有用感、道徳性、社会性などを育む時期であり、他者や社会との関りの中で自己のアイデンティティを形成していく時期において、家庭、学校、地域等でこどもを支える施策を展開します。

4. 青年期における視点

大学等の進学や就職など、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を広げる時期において、こどもの未来を見据えた支援を進めます。

5. 子育て当事者への視点

こどもの成長を支え、見守る親、家族等の子育て当事者が、不安なく子育てに関われるよう地域や職場等も含めた支援を進めます。

第4章 子ども・子育て支援事業計画(第Ⅲ期)

4-1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を定めることになっています。

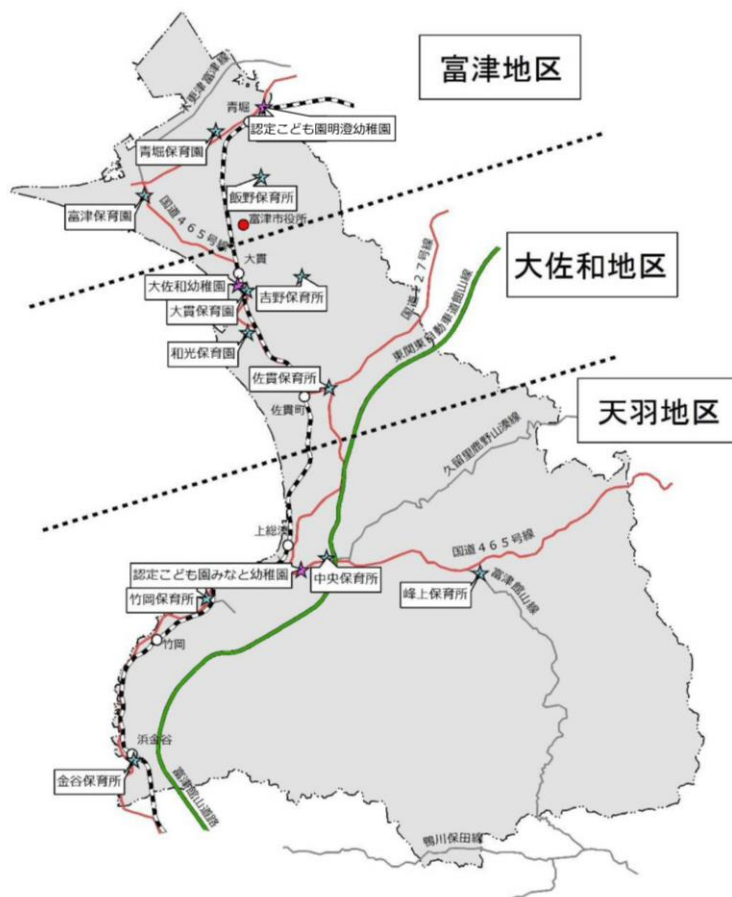
本市は「量の見込み」（＝どのくらいの需要があるのか）「確保方策」（＝いつどのくらいサービスを提供するのか、事業を実施するのか）を設定する単位として、富津地区、大佐和地区、天羽地区の3つの区域とします。

【第Ⅱ期計画から変更した理由】

第Ⅱ期計画では、量の見込みをニーズ調査結果に基づき算出し、富津地区と大佐和地区を同一区域とすることで当該区域内の需要調整をしやすくするため、富津・大佐和地区と天羽地区の2地区を提供区域に設定しました。

しかしながら、量の見込みと利用実績の乖離が大きかったことから、第Ⅲ期計画では、量の見込みを各地区の施設に係る利用実績を基に算出することとし、より実態に即したニーズを把握しやすくするため、提供区域を富津地区・大佐和地区・天羽地区の3地区に設定することとしました。

図 教育・保育提供区域図



4-2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

本計画では、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み」を定めます。

現在の幼稚園、保育所（園）等の利用状況に利用希望等を踏まえ、以下の認定区分で設定し、教育・保育提供区域ごとに量の見込みを算出し、提供体制の確保を行います。

（１）本市の状況

本市では、公立保育所7所、私立保育園4園、私立幼稚園1園、私立認定こども園2園が、教育・保育を実施しています。

（単位：人）

入所児童数					
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所(園)					
公立	209	192	199	193	174
私立	366	338	314	313	281
合計	575	530	513	506	455
幼稚園					
私立	203	202	160	90	78
認定こども園(幼稚園型)					
幼稚園部分	19	14	11	44	30
保育所部分	50	48	44	76	65
合計	69	62	55	120	95

※保育所（園）・認定こども園：各年度3月1日現在／令和6年度のみ4月1日現在

幼稚園：各年度4月1日現在

（２）保育の必要性の認定区分

認定区分	認定の内容	利用先
1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、教育を希望する場合	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、保育所等での保育を希望する場合	・保育所（園） ・認定こども園
3号認定	満3歳未満のこどもで、保育所等での保育を希望する場合	・保育所（園） ・認定こども園

(3) 見込み量の推計

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みにあたっては、第Ⅱ期計画期間である令和2年度から令和6年度までの各年度の利用実績から利用率を算出し、その利用率の推移から算出した変化率を基に、変化率の傾向及びニーズ調査結果から想定される今後の利用動向や本市の地域特性を踏まえ、設定しました。

表 推計方法

推計項目	内容
1. こどもの人口の推計	令和2年度～令和6年度の年齢ごとの住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法※によって、令和7年度～令和11年度の人口を推計します。 ※各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
2. 利用実績の把握	教育・保育の令和2年度～令和6年度の利用実績を集計します。年齢別に量の見込みを設定する事業については、実績も年齢別に把握します。
3. 利用率の算出	年度別に事業ごとの利用率を算出します。事業対象年齢の人口に対する利用実績が、利用率になります。年齢別の実績が把握できている場合には、年齢ごとの利用率を算出します。
4. 変化率の算出	事業ごとに年間の変化率（当年度利用率／前年度利用率）を算出し、令和2年度～令和6年度の変化率の推移を設定します。変化率の推移から事業ごとの利用動向の傾向を把握します。
5. ニーズ調査結果からの利用意向等の把握	ニーズ調査結果から事業ごとの利用意向や生活状況を把握します。
6. 量の見込みを推計	事業ごとに変化率の推移、ニーズ調査結果からの利用意向等を踏まえ、計画初年度（令和7年度）利用率、計画期間中（令和7年度～令和11年度）の変化率を設定します。これらの変化率から算出される年度毎の利用率に事業ごとの利用対象年齢の推計人口を乗じることにより、量の見込みを算出します。

（４）教育・保育提供区域別の幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

安定した幼児期の教育・保育を提供するため、幼児期の教育・保育の利用状況、就学前児童数の推移、幼児期の教育・保育施設の配置状況、地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数（量の見込み）を定めます。

富津地区、大佐和地区と天羽地区の３つの教育・保育提供区域ごとに量の見込みと確保方策を定めます。令和７年度から令和１１年度において、各地区とも１号認定、２号認定、３号認定の量の見込み（①）に対して、それ以上の確保方策（②）となっており、確保方策（②）－量の見込み（①）は、いずれも不足のない状況になっています。

令和６年度の項目は、実績値を示しており、令和６年度の量の見込み（①）は利用児童数、確保方策（②）は利用定員数となっています。

１）富津地区

富津地区	令和６年度(実績)					令和７年度					令和８年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み(①)	21	196	15	37	55	45	186	21	38	46	42	172	20	37	42
確保方策(②)	129	248	21	49	71	129	248	21	49	71	129	248	21	49	71
特定教育・保育施設	129	248	21	49	71	129	248	21	49	71	129	248	21	49	71
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①	108	52	6	12	16	84	62	0	11	25	87	76	1	12	29

富津地区	令和９年度					令和１０年度					令和１１年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み(①)	36	149	20	36	41	31	131	20	35	40	29	123	20	34	39
確保方策(②)	129	248	21	49	71	129	248	21	49	71	129	248	21	49	71
特定教育・保育施設	129	248	21	49	71	129	248	21	49	71	129	248	21	49	71
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①	93	99	1	13	30	98	117	1	14	31	100	125	1	15	32

2) 大佐和地区

大佐和地区	令和6年度(実績)					令和7年度					令和8年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み(①)	78	82	7	15	28	65	68	12	24	21	64	68	11	18	32
確保方策(②)	80	154	21	31	34	80	154	21	31	34	80	154	21	31	34
特定教育・保育施設	0	154	21	31	34	0	154	21	31	34	0	154	21	31	34
確認を受けない幼稚園	80	0	0	0	0	80	0	0	0	0	80	0	0	0	0
②ー①	2	72	14	16	6	15	86	9	7	13	16	86	10	13	2

大佐和地区	令和9年度					令和10年度					令和11年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み(①)	72	78	9	18	24	70	78	8	16	23	72	82	7	16	21
確保方策(②)	80	154	21	31	34	80	154	21	31	34	80	154	21	31	34
特定教育・保育施設	0	154	21	31	34	0	154	21	31	34	0	154	21	31	34
確認を受けない幼稚園	80	0	0	0	0	80	0	0	0	0	80	0	0	0	0
②ー①	8	76	12	13	10	10	76	13	15	11	8	72	14	15	13

3) 天羽地区

天羽地区	令和6年度(実績)					令和7年度					令和8年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み(①)	9	60	3	10	12	13	53	13	11	11	11	45	12	11	12
確保方策(②)	30	174	19	29	42	30	174	19	29	42	30	174	19	29	42
特定教育・保育施設	30	174	19	29	42	30	174	19	29	42	30	174	19	29	42
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②ー①	21	114	16	19	30	17	121	6	18	31	19	129	7	18	30

天羽地区	令和9年度					令和10年度					令和11年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み(①)	9	34	11	11	12	8	34	11	10	12	8	34	11	10	10
確保方策(②)	30	174	19	29	42	30	174	19	29	42	30	174	19	29	42
特定教育・保育施設	30	174	19	29	42	30	174	19	29	42	30	174	19	29	42
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②ー①	21	140	8	18	30	22	140	8	19	30	22	140	8	19	32

4) 全地区

全地区	令和6年度(実績)					令和7年度					令和8年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み(①)	108	338	25	62	95	123	307	46	73	78	117	285	43	66	86
確保方策(②)	239	576	61	109	147	239	576	61	109	147	239	576	61	109	147
特定教育・保育施設	159	576	61	109	147	159	576	61	109	147	159	576	61	109	147
確認を受けない幼稚園	80	0	0	0	0	80	0	0	0	0	80	0	0	0	0
②ー①	131	238	36	47	52	116	269	15	36	69	122	291	18	43	61

全地区	令和9年度					令和10年度					令和11年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み(①)	117	261	40	65	77	109	243	39	61	75	109	239	38	60	70
確保方策(②)	239	576	61	109	147	239	576	61	109	147	239	576	61	109	147
特定教育・保育施設	159	576	61	109	147	159	576	61	109	147	159	576	61	109	147
確認を受けない幼稚園	80	0	0	0	0	80	0	0	0	0	80	0	0	0	0
②ー①	122	315	21	44	70	130	333	22	48	72	130	337	23	49	77

4-3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じ実施する事業です。これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、設定区域ごとに必要な量の見込み及び確保方策について設定します。各事業について令和7年度から令和11年度の「量の見込み」（＝どのくらいの需要があるのか）「確保方策」（＝いつどのくらいサービスを提供するのか、事業を実施するのか）を定めています。

地域子ども・子育て支援事業一覧
(1) 利用者支援事業
(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
(3) 妊婦健診
(4) 乳児家庭全戸訪問事業
(5) 養育支援訪問事業
(6) 子育て短期支援事業
(7) 子育て援助活動支援事業
(8) 一時預かり事業
(9) 延長保育事業
(10) 病後児保育事業
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
(12) 児童育成支援拠点事業
(13) 親子関係形成支援事業
(14) 妊婦等包括相談支援事業
(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
(16) 産後ケア事業
(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(1) 利用者支援事業

提供区域	全市域
事業内容	全ての妊産婦とこども及び保護者等の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連携を行う事業です。妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制を構築します。
今後の方向性	令和2年度に地域交流支援センター、令和6年度から市役所にてこども家庭センターを設置し、多様なニーズに対応できるような体制整備を図っており、引き続き実施していきます。

基本型：日常的に利用できる子育て支援センターで実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策(②)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②ー①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

こども家庭センター型：母子保健と児童福祉に関する相談を市で受付

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策(②)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②ー①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

提供区域	各区域
事業内容	未就学のこどもとその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で子育てに関する情報交換や交流、仲間づくりができる場所を提供する事業です。
今後の方向性	各地区1か所ずつ開設しており、引き続き実施していきます。

富津地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	1,893人日※	1,773人日	1,713人日	1,662人日	1,619人日
確保方策					
人日数(②)	5,000人日	5,000人日	5,000人日	5,000人日	5,000人日
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②ー①	3,107人日	3,227人日	3,287人日	3,338人日	3,381人日

大佐和地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	660人日	694人日	608人日	565人日	531人日
確保方策					
人日数(②)	5,000人日	5,000人日	5,000人日	5,000人日	5,000人日
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②ー①	4,340人日	4,306人日	4,392人日	4,435人日	4,469人日

※人日：人数×日数で年間の需要量を示します。例えば5人が10日間利用した場合には50人日となります。「延べ人数」と同じ考えです。

天羽地区					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	2,670人日	2,670人日	2,507人日	2,343人日	2,180人日
確保方策					
人日数(②)	5,000人日	5,000人日	5,000人日	5,000人日	5,000人日
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①	2,330人日	2,330人日	2,493人日	2,657人日	2,820人日

全地区					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	5,223人日	5,137人日	4,828人日	4,570人日	4,330人日
確保方策					
人日数(②)	15,000人日	15,000人日	15,000人日	15,000人日	15,000人日
施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②－①	9,777人日	9,863人日	10,172人日	10,430人日	10,670人日

(3) 妊婦健康診査

提供区域	全市域
事業内容	より安全で安心な出産を支援するために、妊娠中に指定医療機関において14回を限度に基本的な健診を受ける費用を公費負担する事業です。
今後の方向性	現行と同様に実施します。

全市域					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,596人回	1,540人回	1,484人回	1,428人回	1,400人回
人数	114人	110人	106人	102人	100人
検診回数	14回	14回	14回	14回	14回
確保方策	・実施場所:指定医療機関 ・実施方法:受診券の発行				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

提供区域	全市域
事業内容	子育ての孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供、育児や産後の生活の相談、養育環境等の把握を行う事業です。
今後の方向性	現行と同様に実施します。

全市域					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	201人回	193人回	186人回	179人回	173人回
確保方策	・実施体制:保健師、助産師(委託契約)による訪問 ・実施機関:健康づくり課				

（５）養育支援訪問事業

提供区域	全市域
事業内容	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
今後の方向性	現行と同様に実施します。

全市域					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	11人	10人	9人	9人	9人
確保方策	・実施体制：保健師による訪問 ・実施機関：健康づくり課				

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

提供区域	全市域
事業内容	保護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、家庭においてこどもを一時的に養育できない場合に児童養護施設等で預かる事業です。 《事業種類》短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）
今後の方向性	サービス利用に係る周知に努めます。

全市域					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	65人日	61人日	57人日	54人日	50人日
確保方策					
人日数(②)	365人日	365人日	365人日	365人日	365人日
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②ー①	300人日	304人日	308人日	311人日	315人日

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

提供区域	全市域
事業内容	地域において、乳幼児や小学生等の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する事業です。
今後の方向性	会員登録と利用促進を図ります。

全市域					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	38人日	36人日	33人日	31人日	29人日
確保方策(②)	38人日	36人日	33人日	31人日	29人日
②ー①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(8) 一時預かり事業

提供区域	各区域
事業内容	保護者の冠婚葬祭や育児中のリフレッシュなどにより、一時的に保育を必要とする場合に、保育所等で一時的に預かる事業です。
今後の方向性	現行と同様に実施します。

○幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

富津地区					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	1,788人日	1,669人日	1,430人日	1,232人日	1,152人日
確保方策					
人日数(②)	1,788人日	1,669人日	1,430人日	1,232人日	1,152人日
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

大佐和地区					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	2,582人日	2,542人日	2,860人日	2,780人日	2,860人日
確保方策					
人日数(②)	2,582人日	2,542人日	2,860人日	2,780人日	2,860人日
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

天羽地区					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	392人日	331人日	271人日	241人日	241人日
確保方策					
人日数(②)	392人日	331人日	271人日	241人日	241人日
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

全地区					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	4,762人日	4,542人日	4,561人日	4,253人日	4,253人日
確保方策					
人日数(②)	4,762人日	4,542人日	4,561人日	4,253人日	4,253人日
施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

○保育所（園）における一時預かり

富津地区					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	148人日	137人日	124人日	113人日	107人日
確保方策					
人日数(②)	148人日	137人日	124人日	113人日	107人日
施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

大佐和地区					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	43人日	43人日	43人日	42人日	42人日
確保方策					
人日数(②)	43人日	43人日	43人日	42人日	42人日
施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

天羽地区					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	117人日	106人日	89人日	86人日	83人日
確保方策					
人日数(②)	117人日	106人日	89人日	86人日	83人日
施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

全地区					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	308人日	286人日	256人日	241人日	232人日
確保方策					
人日数(②)	308人日	286人日	256人日	241人日	232人日
施設数	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(9) 延長保育事業

提供区域	各区域
事業内容	保育認定を受けたこどもについて、11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業です。
今後の方向性	現行と同様に実施します。

富津地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	94人	87人	78人	71人	68人
確保方策					
人数(②)	94人	87人	78人	71人	68人
	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②ー①	0人	0人	0人	0人	0人

大佐和地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	27人	28人	28人	27人	27人
確保方策					
人数(②)	27人	28人	28人	27人	27人
施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②ー①	0人	0人	0人	0人	0人

天羽地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	8人	7人	6人	6人	5人
確保方策					
人数(②)	8人	7人	6人	6人	5人
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②ー①	0人	0人	0人	0人	0人

全地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	129人	122人	112人	104人	100人
確保方策					
人数(②)	129人	122人	112人	104人	100人
施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
②ー①	129人	122人	112人	104人	100人

(10) 病後児保育事業

提供区域	全市域
事業内容	病後児について、家庭での保育に欠ける場合に保育園等の専用スペースで看護師等が一時的に保育を行う事業です。
今後の方向性	各地区1か所ずつ拠点を開設しており、十分な確保方策があることから、現行と同様に実施します。

全地区					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	685人日	649人日	601人日	571人日	560人日
確保方策					
人日数(②)	2,629人日	2,629人日	2,629人日	2,629人日	2,629人日
施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②ー①	1,944人日	1,980人日	2,028人日	2,058人日	2,069人日

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

提供区域	各区域
事業内容	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る事業です。
今後の方向性	各地区において、十分な確保方策があることから、現行と同様に実施します。

富津地区					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	192人	182人	183人	179人	167人
小学1年生	51人	50人	54人	51人	42人
小学2年生	46人	44人	43人	46人	43人
小学3年生	29人	32人	29人	28人	29人
小学4年生	37人	28人	31人	29人	28人
小学5年生	14人	16人	12人	14人	13人
小学6年生	15人	12人	14人	11人	12人
確保方策					
登録児童数(②)	262人	262人	262人	262人	262人
施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
②ー①	70人	80人	79人	83人	95人

大佐和地区					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(①)	71人	65人	59人	59人	54人
小学1年生	22人	12人	14人	17人	14人
小学2年生	17人	19人	11人	13人	16人
小学3年生	11人	12人	13人	7人	8人
小学4年生	12人	12人	12人	13人	7人
小学5年生	6人	5人	5人	5人	5人
小学6年生	3人	5人	4人	4人	4人
確保方策					
登録児童数(②)	145人	145人	145人	145人	145人
施設数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②ー①	74人	80人	86人	86人	91人

天羽地区					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(①)	49人	47人	46人	43人	38人
小学1年生	10人	11人	13人	8人	7人
小学2年生	13人	12人	13人	16人	9人
小学3年生	10人	10人	8人	9人	11人
小学4年生	7人	6人	5人	4人	5人
小学5年生	2人	2人	1人	1人	1人
小学6年生	7人	6人	6人	5人	5人
確保方策					
登録児童数(②)	80人	80人	80人	80人	80人
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②ー①	31人	33人	34人	33人	42人

全地区					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(①)	312人	294人	288人	281人	259人
小学1年生	83人	73人	81人	76人	63人
小学2年生	76人	75人	67人	75人	68人
小学3年生	50人	54人	50人	44人	48人
小学4年生	56人	46人	48人	46人	40人
小学5年生	22人	23人	18人	20人	19人
小学6年生	25人	23人	24人	20人	21人
確保方策					
登録児童数(②)	487人	487人	487人	487人	487人
施設数	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
②ー①	175人	193人	199人	206人	198人

(12) 児童育成支援拠点事業

提供区域	全市域
事業内容	養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。
今後の方向性	令和6年12月から事業を開始しており、居場所を求める児童が安心して過ごせる居場所づくりを進めていきます。

全地区					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	22人	21人	20人	19人	18人
確保方策(②)	22人	21人	20人	19人	18人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(13) 親子関係形成支援事業

提供区域	全市域
事業内容	こどもとの関わり方などに不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施し、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に情報の交換ができる場を設ける等を行う事業です。
今後の方向性	令和7年度からの事業開始を予定しています。

全地区					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	49人	47人	45人	43人	40人
確保方策(②)	49人	47人	45人	43人	40人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(14) 妊婦等包括相談支援事業

提供区域	全市域
事業内容	妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付とともに本事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行います。
今後の方向性	令和7年度からの事業開始を予定しています。

全地区					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	4人	4人	4人	4人	4人
確保方策(②)	4人	4人	4人	4人	4人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

提供区域	全市域
事業内容	生後6か月から3歳未満の未就園のこどもを対象に、保育所（園）や認定こども園などの施設で一定時間までの預かりを行う事業です。
今後の方向性	令和8年度からの事業開始を予定しています。

全地区					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)		720人日	720人日	720人日	720人日
量の見込み (延べ時間)①		7,200時間	7,200時間	7,200時間	7,200時間
確保方策(②)		7,200時間	7,200時間	7,200時間	7,200時間
②ー①		0時間	0時間	0時間	0時間

(16) 産後ケア事業

提供区域	全市域
事業内容	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行います。実施方法は、宿泊により休養の機会を提供する「宿泊型」、施設において日中、来所した利用者に実施する「日帰り（デイサービス）型」、担当者が利用者の自宅に赴く「居宅訪問（アウトリーチ）型」があります。
今後の方向性	平成30年度から「宿泊型」、「日帰り（デイサービス）型」、令和3年度から「居宅訪問（アウトリーチ）型」を実施しており、現行と同様に実施します。

全地区 宿泊型					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	11人	10人	10人	10人	9人
確保方策(②)	11人	10人	10人	10人	9人
②ー①	0人	0人	0人	0人	0人

全地区 日帰り(デイサービス)型					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	16人	15人	15人	14人	14人
確保方策(②)	16人	15人	15人	14人	14人
②ー①	0人	0人	0人	0人	0人

全地区 居宅訪問(アウトリーチ)型					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	4人	3人	3人	3人	3人
確保方策(②)	4人	3人	3人	3人	3人
②ー①	0人	0人	0人	0人	0人

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

提供区域	全市域
事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な実費徴収に係る費用を助成する事業です。 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する世帯収入360万円未満及び第3子以降の施設等利用給付認定こどもに対し、施設が徴収する副食材料費の助成を実施します。
今後の方向性	国の動向に応じ助成を実施し、併せて国の基準では対象外となる第3子以降のこどもにも助成を実施します。

(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

提供区域	なし
事業内容	多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への巡回支援を行うほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。
今後の方向性	必要に応じて、検討を行います。

4-4. 幼児期の教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

幼児期の教育・保育は、そのこどもの生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであり、こどもの最善の利益を第一優先として考えながら、こどもたちへの質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域における教育・子育ての向上に向けた支援を実施していく必要があります。

（１）適切な集団規模の確保

こどもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、こどもの育ちの視点に立った適切な施設規模の確保に努めます。

（２）認定こども園に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等に影響を受けず、柔軟にこどもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、認可手続の簡素化等により、新設や幼稚園・保育所からの移行が可能な仕組みとなっています。

本市では、既存の幼稚園や保育所（園）の移行希望や保護者の動向を踏まえ、必要に応じて認定こども園の移行を検討していきます。

（３）地域型保育の導入

３歳未満児の保育を基本とする地域型保育（小規模保育等）の導入を必要に応じ検討します。

（４）教育・保育に係る関係機関の連携

幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼・保・こ・小連携）を図るための取組を推進します。

4-5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化により新たな給付（子育てのための施設等利用給付）の対象となった認可外保育施設、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園等（特定子ども・子育て支援施設）については、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便の増進を図るため、施設や事業者等による法定代理受領（現物給付）を進めることで、保護者が希望する幅広い幼児教育・保育の機会を確保します。

また、特定子ども・子育て支援施設としての確認と公示を行うとともに、県と連携を図りながら指導監督と監査を実施する等、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて取り組んでいます。

4-6. 産後休業後及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けに希望に応じて円滑に、認定こども園や幼稚園、保育所（園）の施設や地域子育て支援事業等に関するきめ細やかな情報提供や相談支援を行うとともに、質の高い保育の提供に努めます。さらに、保護者の就労形態が多様化していることを踏まえ、保育を受けるこどもが安全かつ安心して過ごすことができるよう、多様な保育サービスを提供できる保育人材を確保し、体制の充実と質の向上に取り組みます。

また、保護者が産休・育休明けの希望する時期に、特定教育・保育施設等を円滑に利用できるよう、保護者に対して母子健康診断、乳幼児健診などのきめ細かな情報提供に努めます。

4-7. 学童期のこどもの放課後の居場所づくり

放課後のこどもへの取組については、放課後児童クラブと放課後子供教室があり、令和6年4月現在、富津市版放課後子供教室として「放課後ルーム」を3か所で開設しています。全放課後ルームにおいて、家庭教育支援員がコーディネーターとなって活動しています。今後、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、国の「放課後児童対策パッケージ」で示された各項目をもとに、目標事業量や実施計画、方策を検討し、以下のように推進していきます。

（１）目標事業量及び実施計画について

No.	事業内容	目標事業量
1	放課後ルーム（放課後子供教室）の整備	定員数60名から65名に増員
2	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携	検討

（２）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の推進に関する方策について

国は、放課後児童クラブの役割として、「単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。」と示しています。この考えと国の「放課後児童対策パッケージ」に示される各種取組を推進し、こどもの居場所づくりの確保と共働き・共育での推進を図ります。

放課後児童クラブ及び放課後ルーム（放課後子供教室）の違いについて

	放課後児童クラブ	放課後ルーム（放課後子供教室）
目的	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生に放課後の生活の場を提供し、保護者に代わり保育を行う。	こどもを見守り、安全・安心なこどもの活動拠点として、体験活動やスポーツ、地域住民との交流活動等を行う。
事業の位置づけ	児童福祉法に規定された社会福祉事業	社会教育法に規定された社会教育事業
対象児童	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生	全ての小学生
実施場所	学校の余裕教室、民間事業所、民家等	学校の余裕教室・特別教室等、公民館
利用料等	原則有料	無料
スタッフ	有資格者等	家庭教育指導員・支援員、社会教育指導員、教育部職員、地域ボランティア等
内容	家庭に代わる生活の場所（宿題、昼寝、おやつ、食事、しつけ等）	居場所、遊び・体験活動の場所（宿題、パソコン、ゲーム等）
開設日数	基本的に毎日	週1回、年36回程度（4・8月、年末年始、年度末を除く。）
国の所管	こども家庭庁	文部科学省

「放課後児童対策パッケージ」：全ての小学校区で、一体的に又は連携して実施することを目指す。

4-8. こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子・父子家庭などのひとり親家庭等の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要なこどもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

（１）児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、こどもの健やかな成長と発達を損ない、こどもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が必要です。

児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とするこどもや妊婦の早期の把握、こども家庭センターの設置、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、地域ぐるみの虐待の予防体制や相談体制の充実を図ります。

また、こどもの権利擁護に関しては、体罰によらない子育ての推進を図ります。

（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等については、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成、保育料の減額など経済的支援を行うほか、県との連携を図り、ひとり親家庭等の自立に向けた相談体制の充実を図ります。

（３）障がい児などの支援

障がい児や医療的ケア児など特別な支援が必要なこどもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できるよう年齢や、障がい等に応じた専門的な医療や療育の支援に取り組めます。

また、保護者への情報提供を行い、事業利用の円滑化を図ります。

（４）幼児教育・保育等の質の確保及び向上

専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う幼児教育アドバイザーの配置に努めます。

（５）外国につながる幼児への支援・配慮

本市は、国際化の進展を踏まえて、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえつつ、保護者及び教育・保育施設等に対する支援策を検討します。

4-9. 職業生活と家庭生活との両立の推進

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現について、国の「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等において、国民が積極的に取り組むことと、国や地方公共団体がそれを支援すること等により、社会全体で運動として広げていく必要があるとされています。

市では、働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、働きやすい環境の整備に努めます。

市内の企業・事業所等に対しては、仕事と生活の調和の実現に向けた関連法律や取組企業の好事例等に関する情報の収集及び提供を推進します。

4-10. こども・若者の居場所づくりや保護者が過ごしやすい環境の整備

家庭や学校に居場所のないこども、若者のために、既存の公共施設の活用を検討しながら、こども、若者の居場所づくりの確保に努めます。また、物理的な「居場所」だけでなく、オンラインでの相談窓口等の設置を検討し、オンラインによる居場所の確保にも努めます。

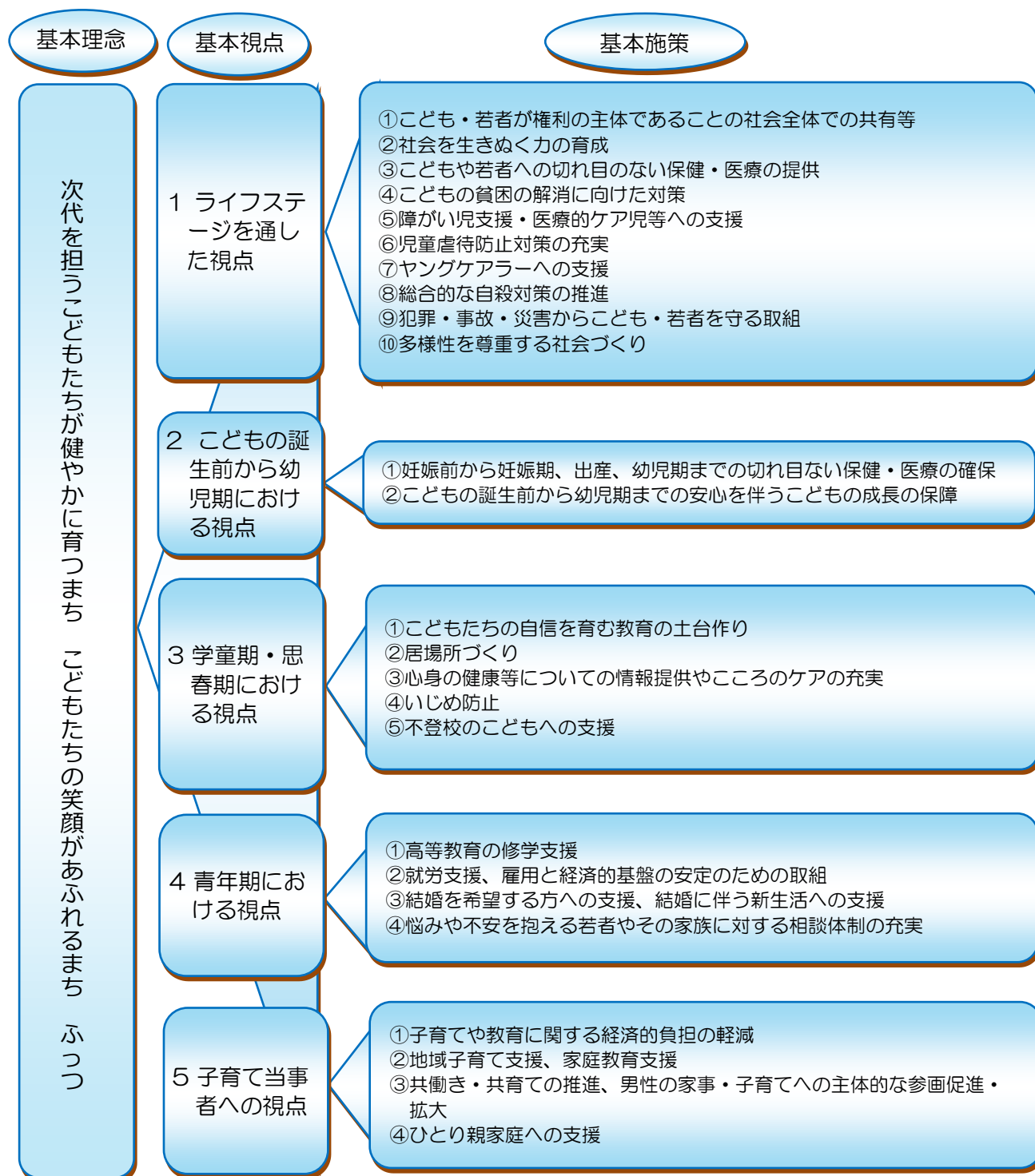
公共施設や地域子育て支援事業等を提供する子育てのための施設等において、ベビーチェア等のこどもサイズの設備の設置、授乳スペースの設置、LED照明の設置等を検討し、利用するこどもや保護者が過ごしやすい環境整備に努めます。また、既存の公共施設の改築、新築時においてもこどもや保護者が過ごしやすい環境整備に努めます。



第5章 分野別施策の展開

本計画では、それぞれの視点における基本施策に対し、具体的な施策項目を展開しています。

5-1. 施策の体系



5-2. 基本施策と取組事項

1 ライフステージを通した視点

1-1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こども・若者が、権利の主体として自己選択・自己決定・自己実現していくためには、自らのことについて意見を形成し表明することが必要です。子どもの生活状況調査では、「子どもや若者の意見を取り入れる仕組みを作ること」への希望があり、自由意見においても「子どもの意見を尊重する等の要望」が挙がっていました。

市ではこども・若者、子育て当事者が、安心して意見を述べるができる場や機会をつくるとともに、その意見の反映に努め、反映されない場合でも理由などをフィードバックすることで更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくり、こども・若者の意見表明の環境づくりに向けて対応を検討するとともに、その考え方を社会全体で共有できるよう取り組んでいきます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
1-1	こども・若者、子育て当事者の意見を聴く体制の推進	こども・若者、子育て当事者のみなさんから意見を聴き、市の施策へ反映させるため、気軽に意見を言える取組や意見を聴ける体制づくりを進めます。	事業内容により担当課は異なる

1-2) 社会を生きぬく力の育成

現在の社会はグローバル化の進展や少子高齢化社会への移行による生活や経済への影響もあいまって、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難な状況となってきています。こうした不透明な時代において、全てのこども・若者が夢と目標を持ち、自信を持って他者や社会と向き合いながら想定外の変化も前向きに受け止め、自分らしく生き抜くためには、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を柱とした資質・能力を身に付けさせることが重要です。こども・若者の全てのライフステージにおいて、多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を創出し、豊かな情操や規範意識、コミュニケーション能力や創造性など人間本来の普遍的な力を育む取組を進めます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
1-2	ブックスタート事業	4か月児健診の機会に、市民ボランティアとともに、読み聞かせの体験と絵本をプレゼントする活動を通して、赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心ふれあう時間を持つきっかけを提供します。	生涯学習課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
1-3	読書活動推進事業	こどもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けることができるように、読書活動を進めます。	学校教育課 (教育センター)
1-4	こどもの読書活動の推進	関係機関と連携し、こどもの不読率の割合等を指標に、家庭、学校等、地域におけるこどもの読書活動を進めます。	生涯学習課
1-5	移動図書館	学校や地域施設等を巡回し、図書貸し出しサービスの充実を図り、生涯にわたる学習の向上を図ります。	生涯学習課
1-6	海外派遣交流事業	市内在住の中学生を対象にホームステイ等の海外生活体験を通して、語学力の向上、国際感覚を身に付け、世界で活躍できるグローバルな感性及び豊かな人間性を持ったこどもを育てます。	学校教育課 (教育センター)
1-7	外国語指導助手(ALT)の配置	「生きた英語」を学び、小・中学生の英語によるコミュニケーション能力を高め、異文化理解や国際理解を進めるため、ALTを配置します。	学校教育課 (教育センター)
1-8	児童遊園地管理運営事業	児童遊園地(5か所)やこどもの遊び場(20か所)の適切な維持管理のため、地域住民のみなさんとともに児童遊園地等の活用方法について検討し、こどもだけではなく、地域住民のみなさんから利用される場となるよう整備します。	保育課
1-9	市民ふれあい公園管理事業	市民ふれあい公園を含む都市公園や市立公園については、市民のレクリエーションや憩いの場となるよう、利用者に喜んでもらえる公園づくりを進めます。	都市政策課
1-10	学校施設の有効利用	学校施設の地域開放に向けて、各学校で必要に応じて関係機関と相互調整し、有効利用を図ります。	教育総務課 生涯学習課
1-11	地元産物の学校給食への優先的使用	地元で採れる新鮮な農産物等を取り入れることで、安心安全な給食を提供すると同時に、地域の自然、食文化への関心と理解を深め、育った地域への愛着を育てます。	学校教育課
1-12	ふっつの魅力発信事業	広報ふつつ、ホームページ等を活用し、富津市の魅力を市内外に発信することで、富津市に愛着を持つ人、富津市に興味を持つ人を増やします。	秘書広報課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
1-13	富津の自然、歴史、社会の豊かさ活用事業	市内学校等にて富津市の自然、歴史、社会の豊かさを活用し、こどもたちが富津市に愛着を持ってもらうために、富津市の魅力を伝える取組を行います。	学校教育課 (教育センター)
1-14	こどもチャレンジ教室	野外活動などの体験学習を通して、こどもの自主性・創造性・社会性を育てます。	市民会館 中央公民館 富津公民館
1-15	青少年相談員活動	市や各地区のつどい大会等を通して、青少年への多様な体験活動を提供します。地域活動等を担う青少年相談員相互の情報交換を行い、青少年の健全育成を図ります。	生涯学習課

1-3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

こども・若者、子育て当事者が、心身共に健康な生活が送ることができ、必要としている支援に確実につなげられるように、切れ目のない支援体制を構築します。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
1-16	こども家庭センターの設置	全ての妊産婦やこども、子育て世帯に対し、関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を行います。	こども家庭課 健康づくり課
1-17	病院情報の発信	自分や家族が病院に通院しなければならないことになった際に、どの病院に行けばよいか把握できるように、広報ふっつ、ホームページ、SNS等で病院情報を発信します。	健康づくり課

1-4) こどもの貧困の解消に向けた対策

こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを市民全体で広く共有し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。子どもの生活状況調査では、お金のことで悩んでいると回答した児童・生徒もいました。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援を進めます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
1-18	就学援助事業	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費、医療費等の援助を行います。	学校教育課
1-19	こどもの学習支援事業	生活困窮世帯の小学生及び中学生に対して、学習支援、居場所の提供、進路相談等に応じることで、生活習慣及び育成環境の改善を図ります。	こども家庭課
1-20	高校や大学への進学資金の貸与	新たに高校や大学等へ進学、または在籍しているこどもが経済的な理由により修学が困難な場合に学資を無利子で貸与します。	教育総務課
1-21	奨学金返還支援事業	奨学金返済者の経済的負担を軽減するとともに、市内小中企業等の人材確保と若年者の市内中小企業者等への就職促進を目的に従業員の奨学金返還を支援した額の一部に補助金を交付します。	教育総務課
1-22	生活困窮者自立支援事業	相談窓口の継続的な周知により、経済的に困窮している世帯の早期発見を行い、生活困窮からの脱却に向けた支援を図ります。	社会福祉課
1-23	労働に関する相談窓口の周知	就職を希望する若者や働いていることでの悩みに関する相談窓口の周知をホームページ等で行い、若者の自立を促進します。	商工観光課
1-24	児童扶養手当	母又は父と生計を同じくしていない18歳の年度末までの児童等を持つ母、父又は養育者に支給します。	こども家庭課
1-25	ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業	ひとり親家庭等の母又は父が、就職に有利な資格を取得するために養成機関で職業訓練を行う場合に、給付金を支給します。	こども家庭課

1-5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者が地域社会へ参加し、活躍することができる、また、障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
1-26	障がい者差別解消の理解促進	障がいがあることで、差別を感じたり嫌な思いをする人を減らしていくため、障がいへの理解促進に係る啓発を行います。	障がい福祉課
1-27	障がい児を育てる地域の体制整備事業	障がい児への理解を深めるため、研修会や講演会を実施します。	障がい福祉課
1-28	保育所（園）・認定こども園・幼稚園への巡回訪問	臨床心理士などの専門家に療育技術指導を依頼し、障がい児等が入所している保育所等の職員の資質向上を図ります。	保育課
1-29	幼児ことばの相談会	ことばの問題の早期発見、早期対応を行い、就学後の継続指導に結びつけるため、希望のあった就学前の幼児を対象に相談会を実施します。	学校教育課
1-30	特別支援教育の推進	LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥/多動性障がい）、高機能自閉症等を含む、特別な支援を要する児童・生徒に適切な教育的支援や指導を行う体制を整えます。	学校教育課
1-31	障がい者の雇用促進	民間企業等への就労の機会や障がいの特性に応じた多様な就労の場の確保を図り、障がいのある人が働きやすい環境となるように啓発活動等を行います。	障がい福祉課
1-32	ひきこもり相談窓口	さまざまな要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学や家庭外での交遊など）を回避し、家庭にとどまり続け、ひとりや家族で悩みを抱えている方の社会生活の再開に向けての相談に対応します。	障がい福祉課
1-33	各種医療費等助成事業	障がいのあるこどもに対し、自立支援医療（育成医療・精神通院医療）、重度心身障害者医療、精神障害者医療の医療費助成を行います。	障がい福祉課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
1-34	各種割引制度の周知	障がいの程度によって公共料金や交通機関料金等の割引対象となる者に制度をホームページ等で周知します。	障がい福祉課
1-35	各種手当給付事業	20歳未満の重度の障がい児を対象に、特別児童扶養手当・障害児福祉手当を給付します。	障がい福祉課
1-36	在宅生活支援事業	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害者（児）福祉サービス（居宅介護・重度障害者等包括支援・居宅訪問型児童発達支援）の利用促進を図ります。	障がい福祉課
1-37	社会参加促進事業	障害者総合支援法に基づく行動援護、同行援護及び補装具費支給事業、地域生活支援事業に基づく日常生活用具給付等事業、移動支援事業及び意思疎通支援事業等を実施し、障がい児の社会参加の促進を図ります。	障がい福祉課
1-38	相談支援事業	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害（児）福祉サービスを利用するにあたり、サービス計画の作成や事業所との調整を行い適正なサービス利用を促進します。通常の相談支援では対応が不十分な引きこもりや障害（児）福祉サービスの未利用者に対し、早期発見や適切なサービスの利用を促進します。	障がい福祉課
1-39	日中活動支援事業	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害者（児）福祉サービス（日中活動サービス（短期入所・地域生活支援事業（日中一時支援・地域活動支援センターⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型））・放課後等デイサービス・児童発達支援・保育所等訪問支援）の利用促進を図り、障がい児の日中における活動の場を確保します。	障がい福祉課
1-40	療育等支援事業	市役所内で臨床心理士又は言語聴覚士によることばの訓練や心理診断等のこどもの療育相談を行います。	障がい福祉課

1-6) 児童虐待防止対策の充実

全てのこどもは、心身ともに健康に、自分らしく育つための権利を有しており、こどもの健やかな成長に重大な影響を及ぼす児童虐待は、社会全体で取り組むべき課題です。

千葉県内では虐待相談対応件数が10年前と比較して約4倍になるなど、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に表面化してきています。このような状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制を強化するため、支援の中心となるこども家庭センターが、地域の保育所、学校、支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となり、虐待予防の取組を強化します。

また、虐待を受けたこどものケアや要支援・要保護家庭への相談支援についても強化します。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
1-41	児童虐待に対する理解と認識の向上	児童虐待の通告や対応方法について、こども、保護者、地域等に周知し、保護者のみならず、地域やこどもたち本人が通告できるような体制を作ります。	こども家庭課
1-42	児童家庭相談事業	家庭における人間関係の健全化、児童の適正な養育等、家庭児童福祉に関する相談指導を実施します。	こども家庭課
1-43	児童虐待相談対応事業	地域において児童と接する機会のある関係機関と連携を図り、早期の児童虐待の予防・防止活動を行います。また、児童虐待と認定した家庭に対しては、要保護児童地域対策協議会等で情報共有を図り、相談支援を実施します。	こども家庭課
1-44	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	健康づくり課
1-45	こども家庭センターの設置【再掲】	全ての妊産婦やこども、子育て世帯に対し、関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を行います。	こども家庭課 健康づくり課

1-7) ヤングケアラーへの支援

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、過酷なケア負担が日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげる必要があります。子どもの生活状況調査では、約2割の児童・生徒が家族の世話をしており、中には「学校に行きたくてもいけない」「睡眠が十分に取れない」等の声も挙がっています。家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭の状況を適切に判断し、より世帯全体を支援する視点を持った対策を進めます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
1-46	ヤングケアラーへの支援の推進	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話をしていることで、学業や友人関係等に影響が出ている児童に対して、家事支援ヘルパー派遣やキャリア相談、県の総合相談窓口「アトリエ」と連携するなどの支援を進めます。	こども家庭課

1-8) 総合的な自殺対策の推進

令和4年（2022年）の年齢別主要死因では、男性では15～44歳までの死因の第1位が自殺、女性では15～34歳までの死因の第1位が自殺となっています。こども・若者が、悩みや不安を抱えた際のSOSの出し方や、心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、ICTを活用した自殺リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備し、相談しやすい環境や体制づくりを推進し、こども・若者の自殺等を未然に防止する取組を推進します。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
1-47	いじめを許さない人権意識の醸成	いじめの根絶を目指し、人権教育を進めます。いじめ防止基本方針を示し、それに基づいた対応を行います。保護者に対しても、いじめや児童虐待を未然に防ぐ啓発活動を行います。	学校教育課 (教育センター)
1-48	学校におけるカウンセリングの推進	いじめや心の悩み等の諸問題において、児童・生徒、保護者からの相談に応じるため、県から配置されたスクールカウンセラーを有効に活用します。	学校教育課 (教育センター)

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
1-49	相談しやすい環境づくりの推進	「SOSの出し方教育」や県で行っているSNSを利用した教育相談の周知を図るなど、悩みを抱える児童生徒が一人で抱え込まない環境づくりを進めます。また、教職員にも相談しづらい悩みを持つ児童生徒のため、学校内の担任以外の相談窓口の充実を図ります。	学校教育課 (教育センター)
1-50	情報教育の推進	コンピュータ端末等のICT機器を活用し、児童生徒の情報活用能力を育成します。その一環として、ICTアドバイザー等を活用し、ドローン等を用いたプログラミング教育を実施します。また、ネットリテラシー・情報リテラシーを身につける教育を行い、ネットとの適切な接し方を啓発します。	学校教育課 (教育センター)
1-51	教育相談事業	いじめ・不登校・学習・進路等、児童生徒、保護者が学校生活上の悩みや問題解決のために、相談活動を行います。いじめ相談メールを周知し、相談に応じます。	学校教育課 (教育センター)
1-52	はまかぜ教育相談	専門医による教育相談を実施し、児童の悩み・不安・問題行動について専門的な立場からカウンセリングを行います。	学校教育課 (教育センター)
1-53	自立支援事業	自立支援指導員を小・中学校に配置し、不登校やいじめ・児童虐待等の諸問題の未然防止や早期発見・早期対応を行います。	学校教育課 (教育センター)
1-54	不登校児童・生徒の教育支援	不登校児童・生徒への教育支援として、教育支援センターを運営するとともに、学校や関係諸機関とのネットワークをいかして総合的な取組を実施します。	学校教育課 (教育センター)
1-55	自殺対策に関する周知・啓発	市ホームページにて、国・県・関係機関等の実施する取組や相談窓口の周知を行います。市施設でのポスターの掲示、パンフレットの配布など、広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるための啓発活動を行います。	健康づくり課

1-9) 犯罪・事故・災害から子ども・若者を守る取組

私たちを取り巻く様々な社会や経済情勢の変化を背景に、犯罪が増加傾向にあります。また、県内では令和5年中における交通事故発生件数は13,564件に上り、交通事故死者数は127人となるなど、交通事故の発生が多い状況にあります。市民が安全・安心を実感できるくらしを実現するため、警察に頼るだけでなく、市、事業者、市民等が協働して地域の安全対策を講じ、次世代を担う子どものかけがえのない命を社会全体で守り、被害に遭わないための施策を実施します。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
1-56	安心して過ごせる町づくり	安心して子どもや若者が通勤・通学ができるように、地域と学校等と連携しながら、こどもの見守り活動、声掛けを実施し、地域の防犯機能を高めます。また、自主防犯の向上を目指し、地域や関係機関が連携を図ることにより、防犯活動に取り組みます。	防災安全課
1-57	地域こども見守り隊	地域や学校と連携し、登下校の見守りやパトロール活動を行い、子どもたちを犯罪被害等から守ります。	学校教育課 (教育センター)
1-58	こども110番の家の推進	こどもが誘拐や暴力等、何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたときに警察、学校、家庭などへ連絡をして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動を進めます。	学校教育課 (教育センター)
1-59	防災教育の推進	災害発生時の減災に繋げるには、こどものうちから正しい災害に対する備えや知識を習得することが重要なため、講座を実施します。	防災安全課
1-60	新生児向け防災グッズ交付事業	新生児のいる世帯に対して新生児向け防災グッズを支給し、子育て世代の防災意識の向上を図るとともに、災害時における備えの強化を図ります。	防災安全課

1-10) 多様性を尊重する社会づくり

私たちの社会には年齢、性別、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認など様々な違いが存在します。人々が様々な違いを尊重しながら、互いにに関わり合い、影響を及ぼし合うことが社会の活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという認識の下、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会を作れるような取組を進めます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
1-61	男女共同参画意識啓発事業	日常生活の中の慣習、しきたりの中に残る固定的な性別役割分担を見直し、そのことにとらわれない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くため、あらゆる世代に対し様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。	企画課
1-62	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の意義を周知させるとともに、性の多様性に関する理解を深めます。	企画課
1-63	外国語指導助手(ALT)の配置【再掲】	「生きた英語」を学び、小・中学生の英語によるコミュニケーション能力を高め、異文化理解や国際理解を進めるため、ALTを配置します。	学校教育課 (教育センター)
1-64	障がい者差別解消の理解促進【再掲】	障がいがあることで、差別を感じたり嫌な思いをする人を減らしていくため、障がいへの理解促進に係る啓発を行います。	障がい福祉課

2 こどもの誕生前から幼児期における視点

2-1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

全ての市民が、安全・安心で健やかな妊娠・出産、育児を行えるように、面談等で妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握を行うとともに、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し、相談支援につなげます。出産後は、心身のケアや育児サポートなどを行い、妊娠、出産、子育て等のライフステージに応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施します。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
2-1	母子健康手帳の交付	母子健康手帳交付時に保健師等が妊婦等への面接を行い、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みの相談や子育て情報の提供等を行います。また母体管理と胎児の発育を支えるための保健指導や栄養指導を実施します。	健康づくり課
2-2	妊婦健康診査	より安全で安心な出産を支援するために、妊娠中に指定医療機関において14回を限度に公費で基本的な健診を受けられるようにします。	健康づくり課
2-3	妊婦歯科健康診査	妊婦の歯科疾患の早期発見及び適切な指導により口腔内を良好に保ち、早産及び低出生体重児出産のリスクの軽減を図るとともに、産後の口腔内細菌の母子感染リスクの軽減を図るため、協力医療機関において、妊娠中に1回健診を受けられるようにします。	健康づくり課
2-4	プレママ学級	妊娠8か月頃の妊婦さんとその家族やパートナーの方を対象に、おむつ替えや沐浴等、赤ちゃんのお世話を実施し、安心して出産や育児に臨んでいただけるよう、教室を実施します。また、予定日の近い妊婦さん同士の交流の機会となっています。	健康づくり課
2-5	産前産後ヘルパー派遣事業	妊娠中や出産後に日中家族等から援助を受けられず、支援が必要な家庭に、ヘルパーが訪問し、家事や育児のサポートを行います。定期的な情報発信を行い、本事業の周知に取り組みます。	こども家庭課
2-6	新生児聴覚スクリーニング検査	生まれつきの難聴の早期発見・早期治療につなげるため、指定医療機関において実施する新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成します。	健康づくり課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
2-7	産後ケア事業	産後の母子を対象に、産科医療機関や居宅において、授乳指導、心身のケア等を行い、産後の生活を支援します。	健康づくり課
2-8	新生児・産婦訪問事業	生後28日以内の新生児や産婦に対し、保健師や助産師が訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、健康・育児に関する相談等を行います。	健康づくり課
2-9	乳児家庭全戸訪問事業	子育ての孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供、育児や産後の生活の相談、養育環境等の把握を行い、必要な支援につなげます。	健康づくり課
2-10	乳児健康診査	乳児の健康管理や疾病の早期発見のため、指定医療機関において生後3～6か月、生後9～11か月に公費で基本的な健診を受けられるようにします。発達や発育の検査が必要な場合は適切な支援につなげます。	健康づくり課
2-11	乳幼児歯科相談	乳幼児期の歯科に関することについて、相談・指導を実施し、必要な支援につなげます。	健康づくり課
2-12	乳幼児相談	乳幼児期の子育てや食事等に関することについて、面接や電話相談を実施し、必要な支援につなげます。	健康づくり課
2-13	1歳6か月児健康診査	計測・診察（内科・歯科）・相談（発達・栄養）を実施し、こどもの発育・発達、食事内容を養育者と確認します。また、発育や発達の検査が必要な場合は適切な支援につなげます。	健康づくり課
2-14	3歳児健康診査	計測・診察（内科・歯科）・検査（尿・視力・聴力）・相談（発達・栄養）を実施し、こどもの発育・発達、食事内容を養育者と確認します。また、発育や発達の検査が必要な場合は適切な支援につなげます。	健康づくり課
2-15	就学時健康診断	小学校へ入学予定児童の心身の状況を的確に把握し、保健上必要な勧告、助言を行うとともに適切な就学を図ります。	学校教育課
2-16	予防接種	感染症を予防するため、予防接種を行います。また、各種予防接種を受けるにあたっての不安を和らげるために、予防接種の効果や副反応について、必要に応じて、各種健診時等に説明します。	健康づくり課

2-2) こどもの誕生から幼児期までの安心を伴うこどもの成長の保障

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を育成する重要なものであることから、安全・安心な環境の中で、こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しながら、幼児教育・保育の質の向上を図り、こどもの誕生から幼児期までの育ちを等しく、切れ目なく保障し、子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、地域の身近な場を通じた支援を充実します。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
2-17	こども誰でも通園制度の実施	生後6か月から3歳未満の未就園のこどもを対象に、保育所（園）や認定こども園などの施設で一定時間までの預かりを行い、こどもが同年代のこどもと関わる機会を得ることで発達を促すとともに、保護者の育児負担の軽減を図ります。	保育課
2-18	一時預かり事業	保護者の冠婚葬祭や育児中のリフレッシュなどにより、一時的に保育を必要とする場合に、保育所等で一時預かり保育を実施します。	保育課
2-19	延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、11時間の開所時間を超えて保育を実施します。	保育課
2-20	病後児保育事業	病後児について、家庭での保育に欠ける場合に保育園等の専用スペースで看護師等が一時的に保育を実施します。	保育課
2-21	保育所（園）・認定こども園・幼稚園への巡回訪問【再掲】	臨床心理士などの専門家に療育技術指導を依頼し、障がい児等が入所している保育所等の職員の資質向上を図ります。	保育課
2-22	市立保育所保育ICTシステム管理運用事業	保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため、保育ICTシステムの管理運用を行います。	保育課
2-23	市立保育所施設整備事業	市立保育所再配置計画に基づき、こどもの保育環境の向上を図るため、計画的に施設整備を進めます。	保育課
2-24	食育事業	健全な食事環境を通じた家族の団らんの大切さや食事の楽しさ、望ましい食事のあり方、食を通じた心の健全育成を学ぶため、食事に関する講習会・実習を行い親子・親同士の交流を図ります。	保育課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
2-25	育児教室（4か月児・7か月児・10か月児・1歳児・2歳6か月児）	発達の節目の時期に、成長発育・発達の経過、食事、虫歯予防を学ぶ教室を開催し、保護者が主体的に子育てに取り組めるよう支援します。	健康づくり課
2-26	離乳食教室（5か月・7か月・10か月）	月齢にあった離乳食のすすめ方と食材の使い方や作り方等を啓発します。	健康づくり課
2-27	幼児ことばの相談会【再掲】	ことばの問題の早期発見、早期対応を行い、就学後の継続指導に結びつけるため、希望のあった就学前の幼児を対象に相談会を実施します。	学校教育課
2-28	児童遊園地管理運営事業【再掲】	児童遊園地（5か所）やこどもの遊び場（20か所）の適切な維持管理のため、地域住民のみなさんとともに児童遊園地等の活用方法について検討し、こどもだけではなく、地域住民のみなさんから利用される場となるよう整備します。	保育課
2-29	市民ふれあい公園管理事業【再掲】	市民ふれあい公園を含む都市公園や市立公園については、市民のレクリエーションや憩いの場となるよう、利用者に喜んでもらえる公園づくりを進めます。	都市政策課

3 学童期・思春期における視点

3-1) こどもたちの自信を育む教育の土台作り

情報化、グローバル化、少子高齢化が急速に進行するなど、こども・若者を取り巻く環境が大きく変化する中、どんな環境に生まれ育ったこどもにも最善の未来を用意していくことが重要です。こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つです。子どもの生活状況調査では、勉強・成績のことで悩んでいると回答した児童・生徒が3割以上となっています。学習機会と学力の保障、社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障の3つを保障し、学校生活を更に充実したものとする取組を進めます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
3-1	学力の向上	きめ細やかな学校教育を進めるために、指導補助教員を配置し、授業において担任等の指導の補助や、主に小学校低学年を対象に「放課後学習教室」の開設などを行い、こどもたちの学習のつまずきの解消や学習意欲の向上を図ります。	学校教育課 (教育センター)
3-2	外国語指導助手(ALT)の配置【再掲】	「生きた英語」を学び、小・中学生の英語によるコミュニケーション能力を高め、異文化理解や国際理解を進めるため、ALTを配置します。	学校教育課 (教育センター)
3-3	情報教育の推進【再掲】	コンピュータ端末等のICT機器を活用し、児童生徒の情報活用能力を育成します。その一環として、ICTアドバイザー等を活用し、ドローン等を用いたプログラミング教育を実施します。また、ネットリテラシー・情報リテラシーを身につける教育を行い、ネットとの適切な接し方を啓発します。	学校教育課 (教育センター)
3-4	読書活動推進事業【再掲】	こどもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けることができるように、読書活動を進めます。	学校教育課 (教育センター)
3-5	こどもの読書活動の推進【再掲】	関係機関と連携し、こどもの不読率の割合等を指標に、家庭、学校等、地域におけるこどもの読書活動を進めます。	生涯学習課
3-6	富津の自然、歴史、社会の豊かさ活用事業【再掲】	市内学校等にて富津市の自然、歴史、社会の豊かさを活用し、こどもたちが富津市に愛着を持ってもらうために、富津市の魅力を伝える取組を行います。	学校教育課 (教育センター)

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
3-7	学校施設整備・修繕事業	学校施設整備基本計画に基づき、児童生徒が安全・安心に学校生活が送れるよう、計画的に施設整備を進めます。	教育総務課
3-8	食育の推進	小・中学生が正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう栄養教諭等を食育指導員として位置づけ、各学校における食育を進めます。	学校教育課 (教育センター)
3-9	地元産物の学校給食への優先的使用【再掲】	地元で採れる新鮮な農産物等を取り入れることで、安心安全な給食を提供すると同時に、地域の自然、食文化への関心と理解を深め、育った地域への愛着を育てます。	学校教育課
3-10	学習サポート会（地域未来塾）	公民館等で、主に塾に通っていない中学3年生を対象に、数学・英語の基礎を中心とした学習を支援します。 (期間は11月～2月)	生涯学習課
3-11	富津市スポーツ少年団事業	地域に根ざしたスポーツ活動を推進し、郷土の未来を担う青少年の心身の健全な育成を進めます。	生涯学習課
3-12	青少年相談員活動【再掲】	市や各地区のつどい大会等を通して、青少年への多様な体験活動を提供します。地域活動等を担う青少年相談員相互の情報交換を行い、青少年の健全育成を進めます。	生涯学習課

3-2) 居場所づくり

全てのこども・若者が生きていく上で、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる「居場所」があることは不可欠であり、そのような居場所を多く持てるように社会全体で支えていく必要があります。子どもの生活状況調査では、「ほっとできる居場所はない」という児童・生徒がおり、自宅以外で放課後に夜まで安心して過ごせる場所を希望もしくは、興味があるとの回答が5割以上となっていました。全てのこどもが、多様な体験・活動を行うことができ、子育て当事者も安心できるこどもの遊びと生活の場である居場所の整備を進めます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
3-13	地域教育活動の推進	無償の学習支援（地域未来塾や放課後子ども教室）を実施する団体の運営を支援し、児童生徒の誰もが学習できる場所を作るとともに、居場所を提供します。	生涯学習課
3-14	こどもの学習支援事業【再掲】	生活困窮世帯の小学生及び中学生に対して、学習支援、居場所の提供、進路相談等に応じることで、生活習慣及び育成環境の改善を図ります。	こども家庭課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
3-15	家庭教育支援事業	家庭教育指導員・支援員を配置し、家庭教育に関する相談や指導にあたるほか、福祉関係部局や学校、地域等と連携しながら、放課後ルームの開設など子育てや家庭教育の支援を行います。	生涯学習課
3-16	放課後ルーム（放課後子供教室）	小学校の空き教室で、放課後の児童の居場所を提供するとともに、送迎時等に保護者の相談に対応します。また、放課後児童クラブとも、連携を進めていきます。	生涯学習課
3-17	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が仕事等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図ります。	こども家庭課
3-18	児童育成支援拠点事業	養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設（令和6年12月から開設）し、必要な支援を行います。	こども家庭課

3-3) 心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

こども・若者が、自らの発達程度に応じ、心身の健康に関する正しい知識を得て、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、教育委員会と保健部局が連携し、医療関係者等の協力を得ながら、心身の健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
3-19	相談しやすい環境づくりの推進【再掲】	「SOSの出し方教育」や県で行っているSNSを利用した教育相談の周知を図るなど、悩みを抱える児童生徒が一人で抱え込まない環境づくりを進めます。また、教職員にも相談しづらい悩みを持つ児童生徒のため、学校内の担任以外の相談窓口の充実を図ります。	学校教育課 （教育センター）
3-20	はまかぜ教育相談【再掲】	専門医による教育相談を実施し、児童の悩み・不安・問題行動について専門的な立場からカウンセリングを行います。	学校教育課 （教育センター）
3-21	児童・生徒歯科指導	小・中学生に対する歯科保健指導や小・中学校養護教諭に対する歯科指導教育を、歯科衛生士と連携して行います。	学校教育課

3-4) いじめ防止

いじめは、こどもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、こどもの生命や心身等に重大な危険を生じさせるおそれがあります。子どもの生活状況調査では、「いじめに関すること」に悩んでいると回答した児童・生徒が約1割となっていました。いじめは、「どのこどもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、こども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化し、また、全てのこどもが自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を行います。また、いじめの実態や背景の把握、解決に向けた対応は容易ではないことも多いことから、スクールカウンセラーなどを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を行います。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
3-22	いじめを許さない人権意識の醸成【再掲】	いじめの根絶を目指し、人権教育を進めます。いじめ防止基本方針を示し、それに基づいた対応を行います。保護者に対しても、いじめや児童虐待を未然に防ぐ啓発活動を行います。	学校教育課 (教育センター)
3-23	学校におけるカウンセリングの推進【再掲】	いじめや心の悩み等の諸問題において、児童・生徒、保護者からの相談に応じるため、県から配置されたスクールカウンセラーを有効に活用します。	学校教育課 (教育センター)
3-24	教育相談事業【再掲】	いじめ・不登校・学習・進路等、児童生徒、保護者が学校生活上の悩みや問題解決のために、相談活動を行います。いじめ相談メールを周知し、相談に応じます。	学校教育課 (教育センター)
3-25	自立支援事業【再掲】	自立支援指導員を小・中学校に配置し、不登校やいじめ・児童虐待等の諸問題の未然防止や早期発見・早期対応を行います。	学校教育課 (教育センター)

3-5) 不登校のこどもへの支援

不登校(ヤングケアラーを含む)については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであることから、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、教育支援センターの設置促進・機能強化を進めます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
3-26	不登校児童・生徒の教育支援【再掲】	不登校児童・生徒への教育支援として、教育支援センターを運営するとともに、学校や関係諸機関とのネットワークをいかして総合的な取組を実施します。	学校教育課 (教育センター)

4 青年期における視点

4-1) 高等教育の修学支援

子どもの生活状況調査では、「学費などの経済的理由」「早く働く必要があるから」という理由で進路を決めている児童・生徒がいました。若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を行います。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
4-1	高校や大学への進学資金の貸与【再掲】	新たに高校や大学等へ進学、または在籍しているこどもが経済的な理由により修学が困難な場合に学資を無利子で貸与します。	教育総務課
4-2	高速バス通学費助成事業	高速バスを利用して県外の大学等へ通学する方に対し、多様な通学手段を確保し、若者世代の市外への転出の抑制及び定住を促進するため、高速バス通学定期券購入費の一部を補助します。	政策推進課

4-2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

令和5年「労働力調査」（総務省）によると、令和5年のフリーターは134万人、15歳から44歳までの無業者は96万人、と、不安定な生活を送っている若者が多く、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援が求められています。若者の意見聴取調査では、現在の悩みについて「仕事や職場のこと」が約3割、「就職のこと」が約2割となっていました。良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、就業しやすい環境づくりの支援を行います。また、「起業・創業」の機運醸成・啓発や、優秀な起業家発掘のため、起業の実現やビジネスプランの磨き上げを行うための支援を行うことで、市内での起業を応援します。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
4-3	労働に関する相談窓口の周知【再掲】	就職を希望する若者や働いていることでの悩みに関する相談窓口の周知をホームページ等で行い、若者の自立を促進します。	商工観光課
4-4	奨学金返還支援事業【再掲】	奨学金返済者の経済的負担を軽減するとともに、市内中小企業等の人材確保と若年者の市内中小企業者等への就職促進を目的に従業員の奨学金返還を支援した額の一部に補助金を交付します。	教育総務課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
4-5	消費生活講座	市内高校において、契約のルールやお金の使い方など、消費者トラブルにあわないための出前講座を実施します。	商工観光課
4-6	創業支援事業	国の認定を受けた創業支援事業計画に基づき、創業相談に対応するための「ワンストップ相談窓口」、「創業相談窓口」を設置するとともに、创业者の知識向上のために、富津市商工会や千葉県信用保証協会と連携した「創業支援セミナー」、「創業スクール」を開催します。 市の制度融資の活用により、事業に要する資金の調達が困難な创业者に対し、金融機関からの資金融資を円滑にするとともに、当該融資の利子補給を行います。	商工観光課
4-7	商工振興事業	事業に要する資金の調達が困難な中小企業者に対し、金融機関からの資金融資を円滑にするとともに、当該融資の利子補給を行います。 富津市商工会が小規模商工業者のために行う経営改善普及事業や事業承継の支援に要する経費に対し補助金を交付します。千葉県産業振興センター等が実施する各種セミナーの周知を図ります。	商工観光課

4-3) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、多様な価値観や考え方を尊重することを前提とし、その上で若い世代が自らの主体的な選択により望んだ場合には、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていくことが求められます。若者の意見聴取調査では、独身でいる理由について「適当な相手にめぐり会わない」との回答が3割以上、「結婚資金や結婚後の生活に経済的な不安がある」との回答が2割以上となっていました。このような状況に対し、出会いの機会・場の創出支援についての支援を充実させます。また、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を進めます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
4-8	結婚相談所の開設	結婚を望む人を対象に、相談員が相談を受け付け、結婚へのサポートを行います。	市民課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
4-9	千葉県少子化対策協議会との連携	千葉県及び千葉県内市町村との連携による広域的な結婚支援事業への参加、協働を行います。	事業内容により担当課は異なる
4-10	結婚新生活支援事業	年齢や所得など、一定の要件を満たす新婚世帯に対して、経済的負担の軽減のため、結婚に伴う住居費や引越費用の一部を補助します。	市民課

4-4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

若者の意見聴取調査では、家族や知り合い以外の相談先について「誰にも相談できない・相談したくない」との回答が1割以上となっていました。相談先のない若者やニートやひきこもりの状態にあたり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実に向けた取組を進めます。

また、進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について周知します。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
4-11	若者の相談窓口の周知	「こども・若者相談支援センター「ライトハウスちば」」を市ホームページやSNS等で周知します。また、市で相談を受け付けた際には、「ライトハウスちば」等関係機関と連携して対応します。	こども家庭課
4-12	ひきこもり相談窓口【再掲】	さまざまな要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学や家庭外での交遊など）を回避し、家庭にとどまり続け、ひとりや家族で悩みを抱えている方の社会生活の再開に向けての相談に対応します。	障がい福祉課

5 子育て当事者への視点

5-1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育て世代にとっては、教育費や医療費などの経済的負担が重くのしかかっています。これらの負担を幼児期から高等教育段階まで切れ目なく軽減し、保護者等の経済的事情に関わらず、進学先を選択できる取組を進めます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
5-1	妊婦のための支援給付	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、伴走型相談支援と経済的負担軽減のための支援給付を一体的に行います。	健康づくり課
5-2	妊婦健康診査【再掲】	より安全で安心な出産を支援するために、妊娠中に指定医療機関において14回を限度に公費で基本的な健診を受けられるようにします。	健康づくり課
5-3	妊産婦のタクシー利用費用の助成	自動車の運転が一時的に困難になる妊産婦に対して、病院等に通院するため、最大6か月分(12,000円)を助成し、移動手段を多様に確保します。また、タクシー業者等と協力し、本事業の周知に取り組みます。	企画課
5-4	未熟児養育医療給付	出生時の体重が2,000g以下又は身体の発達が未熟なまま出生し、入院治療を必要とする乳児の医療費を助成します。	こども家庭課
5-5	新生児聴覚スクリーニング検査【再掲】	生まれつきの難聴の早期発見・早期治療につなげるため、指定医療機関において実施する新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成します。	健康づくり課
5-6	こども医療費助成	18歳年度末までのこどもが入院や通院した場合、千葉県の助成制度に上乘せし、医療（入院・通院・調剤）に要した費用の一部を助成します。	こども家庭課
5-7	児童手当	児童を養育している家庭の生活安定と児童の健全育成を目的に、高校生年代までの児童を養育している保護者に児童手当を支給します。	こども家庭課
5-8	乳幼児用品の支給事業	新生児等の保護者への支援として、育児用品を出生・転入した翌月から1歳の誕生月まで支給します。	こども家庭課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
5-9	新生児紙おむつ処理用 ごみ袋支給事業	1歳未満のこどもがいる家庭におむつ処理 用のごみ袋を支給します。	こども家庭課
5-10	チャイルドシート貸付 事業	子育て世帯への経済的負担を軽減するた め、新生児から使えるチャイルドシートの 貸付を行います。	こども家庭課
5-11	保育所等の保育料の負 担軽減	保育所等の保育料の負担軽減について、対 象を全ての児童に拡大し、保護者の経済的 負担の軽減を図ります。	保育課
5-12	就学援助事業【再掲】	経済的な理由により就学が困難と認められ る児童生徒の保護者に対し、学用品費、給 食費、医療費等の援助を行います。	学校教育課
5-13	学校給食費の無償化	子育て世帯の経済的負担の軽減のため、中 学生全学年及び第3子以降の学校給食費の 無償化を行います。	学校教育課
5-14	放課後児童クラブの保 育料補助の拡大	放課後児童クラブの保育料の補助を全ての 児童に拡大し、経済的負担の軽減と育児負 担の軽減を図ります。	こども家庭課
5-15	高校や大学への進学資 金の貸与【再掲】	新たに高校や大学等へ進学、または在籍し ているこどもが経済的な理由により修学が 困難な場合に学資を無利子で貸与します。	教育総務課
5-16	ひとり親家庭等医療費 の助成	ひとり親家庭の母又は父と児童等が医療機 関で保険診療を受けた場合、医療（入院・ 通院・調剤）に要した費用の一部を助成し ます。	こども家庭課
5-17	児童扶養手当【再掲】	母又は父と生計を同じくしていない18歳の 年度末までの児童等を持つ母、父又は養育 者に支給します。	こども家庭課
5-18	母子及び父子並びに寡 婦福祉資金貸付相談	母子・父子家庭・寡婦の福祉向上のための 資金貸付の相談を行います。	こども家庭課
5-19	生活困窮者自立支援事 業【再掲】	相談窓口の継続的な周知により、経済的に 困窮している世帯の早期発見を行い、生活 困窮からの脱却に向けた支援を図ります。	社会福祉課
5-20	消費生活相談	事業者と消費者との契約トラブル等、消費 生活でのトラブルにあった時の相談窓口を 開設し、相談員による助言などを実施しま す。	商工観光課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
5-21	国民健康保険産前産後保険税の軽減	出産する予定の被保険者又は出産した被保険者が稼働活動に従事できない期間という観点より、産前産後期間に相当する4ヶ月分（多胎妊娠・出産の場合は6ヶ月）の所得割及び均等割保険税を免除します。	国民健康保険課
5-22	国民健康保険就学児から18歳以下の均等割保険税の軽減	子育て世帯の経済的負担軽減のため、小学校入学後から18歳到達以後の最初の3月31日までのこどもに係る均等割保険税について3割を軽減します。	国民健康保険課
5-23	国民健康保険出産育児一時金の支給	こどもを出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額を支給します。	国民健康保険課
5-24	国民健康保険未就学児均等割保険税の軽減	子育て世帯の経済的負担軽減のため、小学校入学前までのこどもに係る均等割保険税について5割を軽減します。	国民健康保険課

5-2) 地域子育て支援、家庭教育支援

子育て家庭が不安や悩みを抱えており、支援の強化が求められています。地域で子育て家庭が支えられるよう、子育て当事者に寄り添いながら、子育て家庭を孤立させることなく、安心して子育てができる環境を整備し、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を進めます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
5-25	こども家庭センターの設置【再掲】	全ての妊産婦やこども、子育て世帯に対し、関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を行います。	こども家庭課 健康づくり課
5-26	子育て情報の発信	ホームページ・広報紙・安全安心メール・SNSを活用し、子育てに関する情報提供を充実させます。子育ての情報をまとめたパンフレット「富津市子育て応援ガイドブック」を作成します。	こども家庭課
5-27	赤ちゃん休憩室事業	授乳やおむつ替え等ができる施設等を、ホームページや富津市子育て応援ガイドブック等で周知し、乳幼児連れの親子がお出かけしやすい環境整備を進めます。	こども家庭課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
5-28	利用者支援事業	全ての妊産婦、子ども及び保護者等の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連携を行い、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制を作ります。	こども家庭課 健康づくり課
5-29	おひさま広場事業	乳幼児を持つ保護者が気軽に集えることで、親子同士の交流を図るとともに、保育士による育児相談や子育て情報の提供を行うため、保育士がおはなし会等を企画・実施します。	保育課
5-30	読み聞かせボランティア講座	絵本や昔ばなしがこども達の成長に果たす役割を学び、生涯の財産となる本に親しむきっかけとなる読み聞かせの担い手を養成します。	生涯学習課
5-31	子育ての話何でも聴きます窓口の出張窓口の開設	子育ての不安や悩みの相談を受け、適切なサービスやアドバイス、関係機関との連携を行い、子育てに関わる人の不安の軽減や孤立感の解消を目指し、市役所内だけでなく、子育てに関わる人の希望に沿った環境で相談を受ける体制を確保します。	こども家庭課
5-32	親子関係形成支援事業	こどもとの関わり方などに不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワークを通じて、児童の心身の発達に応じた情報の提供等を行うとともに、同じ悩みを抱える保護者同士が情報交換ができる場所を提供します。	こども家庭課
5-33	園庭開放	子育て家庭の交流の場や、園と地域との交流促進のため、保育所（園）や幼稚園に通園していない親子に園庭を開放します。	保育課
5-34	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	未就学児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で子育てに関する情報交換や交流、仲間づくりができる場所を提供します。	こども家庭課
5-35	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	地域において、乳幼児や小学生等の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互に援助する活動に対する連絡・調整を行います。	こども家庭課

5-3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを地域全体で支援する社会をつくるため、男性、女性ともに、希望どおり、仕事と子育てを両立できる環境づくりの整備を進めます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
5-36	子育てしている保護者の就労の機会の確保の促進	子育てしている保護者の仕事と育児の両立のため、市内企業等に始業時間の変更等柔軟な働き方ができるように、国等からの労働関係法令に関する情報提供の周知、啓発を行います。	商工観光課
5-37	男女共同参画意識啓発事業【再掲】	日常生活の中の慣習、しきたりの中に残る固定的な性別による役割分担を見直し、そのことにとらわれない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くため、あらゆる世代に対し様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動を努めます。	企画課

5-4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、こどもの最善の利益を考慮しながら、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
5-38	児童扶養手当【再掲】	母又は父と生計を同じくしていない18歳の年度末までの児童等を持つ母、父又は養育者に支給します。	こども家庭課
5-39	ひとり親家庭等医療費の助成【再掲】	ひとり親家庭の母又は父と児童等が医療機関で保険診療を受けた場合、医療（入院・通院・調剤）に要した費用の一部を助成します。	こども家庭課
5-40	就学援助事業【再掲】	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品、給食費、医療費等の援助を行います。	学校教育課
5-41	こどもの学習支援事業【再掲】	生活困窮世帯の小学生及び中学生に対して、学習支援、居場所の提供、進路相談等に応じることで、生活習慣及び育成環境の改善を図ります。	こども家庭課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
5-42	高校や大学への進学資金の貸与【再掲】	新たに高校や大学等へ進学、または在籍しているこどもが経済的な理由で修学が困難な場合に学資を無利子で貸与します。	教育総務課
5-43	ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業【再掲】	ひとり親家庭等の母又は父が、就職に有利な資格を取得するために養成機関で職業訓練を行う場合に、給付金を支給します。	こども家庭課
5-44	母子・父子自立支援相談事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方の生活上の問題や自立のための相談を受け、助言や支援を行います。	こども家庭課
5-45	生活困窮者自立支援事業【再掲】	相談窓口の継続的な周知により、経済的に困窮している世帯の早期発見を行い、生活困窮からの脱却に向けた支援を図ります。	社会福祉課

第6章 計画の推進体制

6-1. 関連機関との連携

本計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民をはじめ、市民団体、地域、学校、NPO法人、社会福祉協議会、ボランティア、企業・事業者などの関係機関・団体の協力が必要不可欠です。このため、これらの市民、関係機関等と相互に連携し、計画の着実な推進を図ります。特に、本計画の対象の主体となるこども・若者の意見を取り入れながら、計画における各施策・事業等の推進を図ります。

6-2. 計画の達成状況の点検・評価

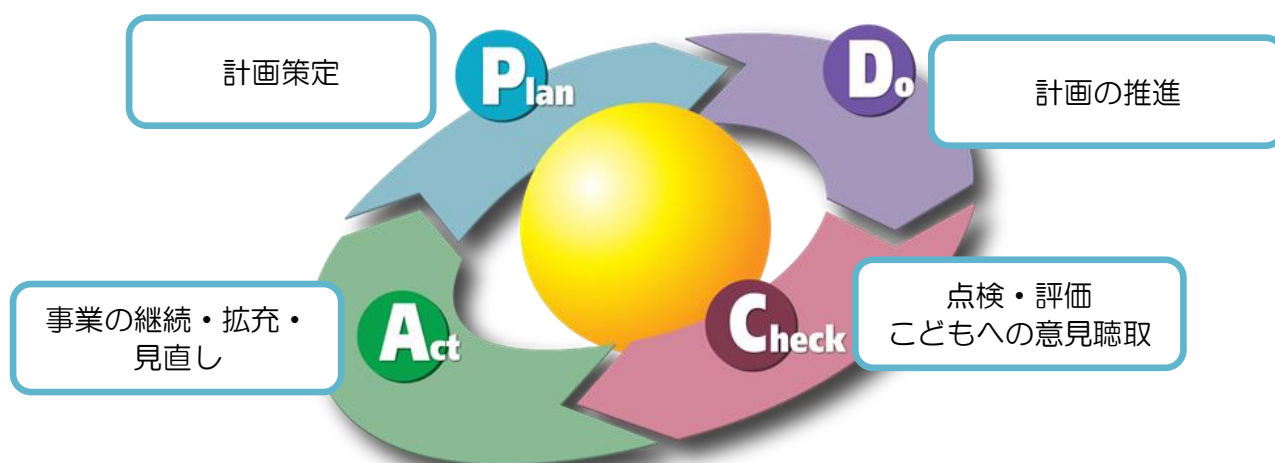
本計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、教育・保育関係者等から構成する「富津市子ども・子育て会議」において議論を行ってきました。

当会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査・審議する場に位置づけられているため、計画策定後も当会議において、各施策の進捗状況を把握し、点検・評価を継続的に実施することにより、PDCAサイクルに基づく進行管理を行っていきます。計画の推進＝実行段階においても、どうしたらもっと良くなるのか、次にどうしたらよいかと、フィードフォワード（※1）を繰り返していきます。点検・評価に際しては、こどもの意見を聴く機会も確保し、こどもが主体的に関わることができるよう取り組みます。

点検・評価等の結果は、本市ホームページ等で公表します。なお、教育・保育事業及び地域子育て支援事業の計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画を見直し、必要に応じて一部改定を行うこととします。

※1 フィードフォワード…問題が起こってから改善するのではなく、問題が起こらないように事前に最善の対策をとる考え方

【PDCAサイクル】



参考資料

1 計画策定の経過

期日	概要
令和5年7月4日	令和5年度第1回富津市子ども・子育て会議 ・第Ⅲ期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の実施について
令和5年11月7日	令和5年度第2回富津市子ども・子育て会議
令和6年2月1日	令和5年度第3回富津市子ども・子育て会議 ・第Ⅲ期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の実施について (こども大綱勘案後)
令和6年3月1日～ 令和6年3月31日	第Ⅲ期子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査実施
令和6年6月17日	令和6年度第1回富津市子ども・子育て会議 ・第Ⅲ期子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査の実施報告について ・「(仮称)富津市こども計画」の策定について ・「(仮称)富津市こども計画」の策定に係る子どもの生活状況調査・若者の意見調査の実施について ・令和6年度の富津市子ども・子育て会議スケジュール(案)について
令和6年6月21日～ 令和6年7月16日	「(仮称)富津市こども計画」の策定に係る子どもの生活状況調査・若者の意見調査実施
令和6年8月30日	令和6年度第2回富津市子ども・子育て会議 ・第Ⅱ期富津市子ども・子育て支援事業計画の報告について ・「(仮称)富津市こども計画」の策定に係る子どもの生活状況調査・若者の意見調査の結果報告について ・「(仮称)富津市こども計画」の策定方針について ・「(仮称)富津市こども計画」の骨子(案)について
令和6年11月12日	令和6年度第3回富津市子ども・子育て会議 ・「(仮称)富津市こども計画」の素案について
令和6年12月9日	令和6年度第4回富津市子ども・子育て会議 ・富津市こども計画の(案)について
令和7年2月7日	令和6年度第5回富津市子ども・子育て会議 ・富津市こども計画の(案)について
令和7年2月22日～ 令和7年3月19日	パブリックコメント実施
令和7年3月28日	令和6年度第6回富津市子ども・子育て会議 ・富津市こども計画(案)のパブリックコメント結果等について

2 富津市子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月25日条例第14号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、富津市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部こども家庭課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

3 富津市子ども・子育て会議委員名簿

	委員区分	職等	氏名	備考
1	子どもの保護者	市民公募	牧野 千恵	
2	子どもの保護者	公立保育所保護者 (竹岡保育所)	齋藤 みゆき	
3	子どもの保護者	私立保育園保護者 (青堀保育園)	榎本 有実	
4	子どもの保護者	私立幼稚園保護者 (認定こども園みなと幼稚園)	上原 絢子	
5	子どもの保護者	富津市PTA連絡協議会副会長	鈴木 真志	
6	事業主代表	イオンモール富津 ゼネラルマネージャー	渡瀬 栄一	
7	労働者代表	連合千葉 南総地域協議会 幹事	宮原 俊一	
8	事業従事者	富津市立竹岡保育所長	高林 めぐみ	
9	事業従事者	青堀保育園長	木村 望	
10	事業従事者	認定こども園みなと幼稚園長	今井 常夫	副会長
11	事業従事者	放課後児童クラブ わくわくの樹 事務局長	オノミチ 三由紀	
12	事業従事者	富津市地域交流支援センター カナリエ所長	棟方 淳子	
13	学識経験者	清和大学 短期大学部 専任講師	宗政 朱利	
14	学識経験者	富津市議会議員 富津市教育福祉常任委員会 委員長	宮崎 晴幸	会長
15	学識経験者	富津市教育センター所長	川島 壱朗	

(順不同・敬称略)



富津市こども計画
～こどもの笑顔、子育ての喜びがあふれるまちを目指して～
【案】

令和7年 月

■編集・発行 富津市 健康福祉部こども家庭課
〒293-8506 千葉県富津市下飯野2443番地
TEL：0439-80-1256
FAX：0439-80-1350
